



アカウントビリティの「開かれ」－会計をめぐる暴力と解放の視点から－

中澤, 優介

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2015-03-25

(Date of Publication)

2016-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6286号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006286>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

アカウントビリティの「開かれ」

—会計をめぐる暴力と解放の視点から—

平成 27 年 1 月 19 日

神戸大学大学院経営学研究科
國部克彦研究室
経営学専攻

学籍番号 108B016B

氏名 中澤優介

アカウントビリティの「開かれ」
—会計をめぐる暴力と解放の視点から—

氏名 中澤 優介

「アウシュビッツ以後、詩を書くことは野蛮である」(T.W. アドルノ)

第 1 章 はじめに

哲学者 H. アーレントが 1969 年に発表した著書『暴力について』において、「実際 20 世紀は、レーニンの予言したとおり、戦争と革命の世紀となり... 暴力の世紀となった」(アーレント, 2000, 97 頁)と述べてから 40 年以上が経過した。しかし、21 世紀である今日に至るまで、国家間や民族間の紛争は続いており、武力行使による暴力は終わりが見えそうもない。また、近年の我が国の近隣諸国との関係、特に日韓関係に目を向けても、ヘイトスピーチに代表されるように、互いの国が相手の国や民族に対して敵意や憎悪を剥き出しにした言葉による暴力が行使されている状態にあるといえる。このような状況を鑑みると、21 世紀も引き続き、「暴力の世紀」といえるかもしれない。

しかしここで重要なことは、日本語の「暴力」においては二つの意味が内包されているということである。上野(2006)の議論に基づけば、日本語の「暴力」という言葉は明治期に登場した翻訳語であり、その語には、英語やフランス語での *violence* とドイツ語における *Gewalt* の両方の意味が内包されている。つまり、「主体の意のままにならない力」(=*violence*/ヴァイオレンス)と、「主体を意のままに支配する力」(=*Gewalt*/ゲヴァルト)の二つである(v 頁)¹。上野(2006)では、このようなこの二つの相容れない意味には通底する部分があるとし、「荒ぶる無定形な力としてのヴァイオレンスが何らかのしかたで水路づけられることによって、日常の秩序は管理・統制される。逆にいえば、支配し管理する力としてのゲヴァルトが作動するとき、ヴァイオレンスはゲヴァルトの内部に回収されている」(vii 頁)としている。つまりこのように日本語の「暴力」という言葉には、ゲヴァルトとヴァイオレンスという二つの意味が含まれており、上述のような武力行使やヘイトスピーチのような暴力はまさに統制の効かない暴力という点でヴァイオレンスであり、特

¹ なお、「主体を意のままに支配する力」の意味は、英語では‘force’がそれに該当するといえる。

に国家や自治体の統治では抑えきれなくなって生じているヘイトスピーチなどは、「ヴァイオレンスがゲヴァルトへと回収しきれなくなっている」(上野, 2006, vii頁)結果生じているものであるといえる。

このように、現代においては管理・統制的な暴力(=ゲヴァルト)によって十全な統制が効かない暴力(=ヴァイオレンス)が跋扈し問題となっているといえるが、ここで我々は、ゲヴァルトとしての暴力の影響をヴァイオレンスとしての暴力を回収し収束させるものとして、ある種の「非暴力」的なものとして見なすべきではない。冒頭に引用した T.W. アドルノの言葉²は、このゲヴァルトとしての暴力の脅威を端的に示しているものだといえる。ナチス・ドイツによってアウシュビッツの強制収容所において行われたユダヤ人の大量虐殺は、理性に反する野蛮なものとしての暴力が行使されたのではなく、近代的な合理性に基づいた管理・統治の機構のなかで粛々と行われたものである。つまり、「アウシュビッツという極めつきの暴力は、理性を失った人間がみずからの内側から湧き出る破壊衝動に身を任せて遂行した蛮行ではけっしてなく、理性による冷徹な計算に支えられたものに他ならない」のであり、冒頭のアドルノの言葉は、「そのことをいっさい自覚することなく、なおも花鳥風月の美しさを愛でたり、人間精神の崇高さを言祝いだりする「詩」を書いてしまえとしたら、それこそ野蛮なふるまいといわざるをえない」ということを示したものである(上野, 2006, 4 頁)。このように、ゲヴァルトとしての暴力も、個人にそれが降りかかるとき狂氣的な暴力となることもあり、またその暴力行使のための管理・統治の機構のなかに組み込まれてしまった人にとっては、アーレント(1994)で記述されている、ユダヤ人の大量虐殺におけるナチス・ドイツの親衛隊中佐であった A.O. アイヒマンのように、そのような狂氣的な暴力を行使しているという意識のないままにその暴力に加担しているということが生じ得る。したがって我々は、無意識のうちに(或いは目に見えないかたちで)その暴力行使の機構に捕らわれてしまうという可能性がある、管理・統治のもとに行使されるゲヴァルトとしての暴力にこそ、注意を払う必要がある。

しかし、我々の日々の生活を思い起こしてみれば、様々な管理・統治のシ

² アドルノ(1997)「文化批判と社会」より(36頁)。

システムや形態が我々を取り囲んでいることに気付くであろう。国家も一つの統治のシステムであるし、さらに大きな EU などの超国家連合も一つの統治機構といえる。さらに、様々な法制度や組織や集団内でのみ有効なルールや規則なども人々を管理する仕組みである。これらは概して可視的なものであるが、管理・統治のシステムのうち、ほとんど明示的なものではない、つまり不可視的なものであるために、我々が意識することなく、我々を管理・統治するように作用しているものとして、「規範」が挙げられるのではないだろうか³。我々が日常において従っている規範が、その規範に自己を従わせられない人々にとってはそのような人々の存在や権利を蹂躪するものとなってしまふという規範によってもたらされる暴力のことを、本論文では「規範的暴力」と呼ぶ⁴。

³ 規範のなかには、例えば企業の行動規範のように、明文化されているものも存在する。本論文で議論の対象となる「規範」には、もちろんこれらの明示化された規範も含まれるが、明示化されていない規範の方が、我々を無意識のうちに管理・統制のなかに組み込むと考えられるという点で、その規範が暴力となる人々にとっては、その暴力への抵抗がより困難なものになるといえるであろう。

⁴ ここまでの記述においては管理・統治というゲヴァルトとしての暴力についての暴力批判を展開している。次章以降での議論からも明らかなように、本論文では主に、ベンヤミンの暴力批判論に影響を受けたといえるデリダによって主張された責任論に依拠してこのような暴力からの解放について議論していく。したがって、権力と暴力という「二つの意味を《Gewalt》に含めて論じるベンヤミンそしてデリダ」(梅木, 2002, 69 頁)と同じく、本論文においては、権力も暴力に包含して議論している。また、本論文はアカウンタビリティの履行において生じる暴力について議論するが、アカウンタビリティとは説明を行う「私」とその説明を受ける「あなた(他者)」という二者間の関係に収斂するものである。したがって、杉田(2000)が「二者間関係論に立つかぎり、権力と暴力との間に厳密な境界を引くことは難しいように見受けられる」(53 頁)と指摘していることに基づけば、アカウンタビリティの履行をめぐる暴力についても、それが権力とどのように区別できるのかということを示すのは非常に困難であるといえるであろう。しかし、このようなベンヤミンやデリダにおける権力と暴力の区別に対して、アーレントはこの二つを区別している。アーレント(2000)では「権力は実際あらゆる政府の本質に属するが、暴力はそうではない。暴力はその本性からいって道具的インストルメンタルなものである。暴力は、あらゆる手段がそうであるように、追求する目的による導きと正当化をつねに必要とする」(140 頁)とし、「暴力はつねに権力を破壊することができる。銃身から発する命令は最も効果的な命令であり、一瞬にして最も完全なる服従をもたらす。銃身からは決して生じ得ないもの、それは権力である」(142 頁)ということを示している。しかし、このアーレントの考え方においても、梅木(2002)が指摘しているように、「アーレントのいう暴力を前提としない権力においてすら、その起源における暴力が存在している」ということは、「アーレント自身が指摘している」ことなのである(71

世の中には様々なレベルで規範が存在している。例えば現代の日本において社会人男性の髪型やその色は、肩まで伸びた長髪や赤色や茶色であるべきではないという規範や、恋愛感情や性的欲求は同性ではなく異性に対して抱くべきだというような規範であり、このような規範に我々はほとんどの場合無意識的に縛られたうえで行動している。しかし、このような規範に与しない人々、上述の例で言えばヒッピーなどの長髪の男性や同性愛者などは、このような規範の存在によって自らの権利やその存在が蹂躪されることになり、ここに規範によって行使される暴力が見出されるのである。そしてこのような規範による暴力に対して「倫理的暴力」という考えをもとに批判を展開した哲学者として、アドルノと J. バトラーが挙げられる。「倫理的暴力」とは、アドルノによって示されバトラーに引き継がれた考えである。この倫理的暴力に関してアドルノは「全体利益と個別利益、個々人の利益との解離という社会的問題が同時に倫理的問題であり、両者を互いに切り離すことができない」(アドルノ, 2006, 38 頁)とし、この全体利益を追求するということは「普遍的なものを追求する」ということであり、「「普遍的なもの」が個人と一致しそこねて、あるいは個人を内包しそこねて、普遍性への要求そのものが個人の権利を無視してしまう、という状況に言及する」(Butler, 2005, p.5; 邦訳, 12 頁)。つまり、アドルノやバトラーが主張する倫理的暴力とは、「普遍的なもの」(全体利益)が個々人の持つ利益と一致しないとき、その全体利益が依拠する倫理的規範は、その規範の枠外に位置する人々の権利を無視し蹂躪する、というものである。したがって、この倫理的暴力における倫理と規範の関係に基づけば、規範が普遍的で全体的な利益をもたらすもの、つまり過去や未来といったいずれの時間軸においても、また空間軸に関してどの場所においても、その規範が正しくそれが全体的な利益になるものと見なされるとき、その規範は倫理となるということがいえるだろう。バトラーはジェンダーに関する研究も展開しており、そのような彼女の研究に引き付けて考えると、バトラーはまさに先に示した同性愛者に対する異性愛という倫理的規範を、倫理的暴力であると批判しているといえるが、このような倫理的暴

頁)。したがって本論文では、権力と暴力を区別することはせず、権力を本論文で言う「暴力」のなかに包含して議論を展開している。

力は、ある規範が普遍的・全体的利益に寄与するものであると見なされ倫理化したものがもたらす暴力である分、そのような暴力に対して抵抗したり逃れたりすることは、個別的な規範的暴力に対してよりも困難なものであるといえよう。

それでは、このような我々を取り巻く様々な規範や倫理のうち、経営学の領域で検討されるもの、すなわち企業経営や経済活動によってもたらされる規範や倫理、とはどのようなものであろうか。この点に関してここでは、企業経営の根幹に存在する倫理であり且つ、我々の生活にも多大な影響を与えているといえる「経済的価値の追求」という規範・倫理について考えてみたい。

ここでいう経済的価値の追求という規範・倫理とは、物事がもつ諸側面のうち、貨幣的な側面にのみ焦点を当て、そこで計算・算出される経済的な価値を追求し、そのような価値を高め維持することが正しい、とする規範のことである。例えば、サンデル(2012)が示したように、近年では行列への割り込みの権利や女性の出産能力といった、これまで貨幣や経済的な価値では把握されてこなかったものが貨幣的価値・経済的価値に置き換えられている。また、内田(2007)が指摘するように、教育に関してもそれを受容する子供たちやその親が、教育を「商品」として認識し経済的合理性に基づいて自身が支払う貨幣的価値や労力との等価交換を志向している。さらに、パブリックセクターにおいても、ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)の動向以来、企業で行われているような経営管理手法が積極的に導入されており、そこでは経済的価値に基づいた効率性や有効性といった側面が重視され、効率性や有効性を高めるような管理が奨励されている。このように、経済的価値への志向が広がっている根底には、これまで経済的・貨幣的価値で計測・把握されてこなかったものを経済的な価値に変換し、そこで示された経済的価値を高め追求していくべきだという規範が存在していると考えられる。そして、このような規範が存在することによって、経済的価値の追求という考えに与しない人々にとっては暴力となって彼らの権利や存在を蹂躪するものとなる

5。

そしてこのような経済的価値追求という規範は、経済的価値を追求することが第一義的な目的となっている企業においては、もはや倫理となっているといえるであろう。したがって、企業においては、このような倫理に対して暴力性を感じる人がいれば、その人は企業という組織から退避すればこの倫理的な暴力を被ることはないのであり、そのような選択肢があるにもかかわらず企業に属する人々は、経済的価値追求という規範や倫理によって自身の権利や存在を蹂躪されているとは感じていないといえる。これに対して、上述のような NPM の動向以降、企業的経営管理手法がもたらされたパブリックセクター、特に経済的価値を犠牲にしてでもサービスの質の高さを優先する必要性が時として生じる介護や医療、福祉といった領域に属する組織で働く人々にとっては、この経済的価値追求という規範は暴力として作用し、それはそれらの人々にとって暴力として実感されていることもある。しかし、ここで重要なことは、規範や倫理による暴力はゲヴァルトとしての暴力であり、人々が意識しないなかでも作用している可能性があるということである。したがって、企業においても、経済的価値追求という規範や倫理による暴力は生じている可能性があると考えられるのであり、この点を考えるにあたっては、この経済的価値追求という規範や倫理が個人にどこでどのような影響を与えているのかをより詳細に検討する必要があるだろう。

ここで、経済的価値追求という規範・倫理が具体的にどこで企業などの組織内における個人と接点を持つのかを考えるとそれは、部下や従業員としての個人が、経営管理者から責任(この場合の責任とは、利益やコストなど経済的価値の追求に関わるものが主となる)を付与されることを通じてであるといえる。つまり、パブリックセクターにしろ営利企業にしろ、業績評価のアカウントビリティにおいて、経済的価値の追求という規範や倫理が組織内の個人に突き付けられるのである。そして、アカウントビリティの観点から経済的価値の追求を捉えたとき、部下や従業員に課した経済的価値を把握・測

⁵ なお、経済的な価値の追求からの脱却や、経済的価値からの解放は、先に引用したサンデル(2012)や内田(2007)をはじめ、これまでも多くの学識者によって、様々な角度から繰り返し主張されてきたことである(ポラニー, 1975; アレント, 1994; ハーバーマス, 2000; シンガー, 2013 他)。

定するための手段、すなわちアカウントビリティの履行手段として、「会計」が最も適当なツールとなることは疑いの余地がないであろう。企業では長らく、業績評価のような組織内部でのアカウントビリティの履行だけでなく、情報開示のような組織外部へのアカウントビリティの履行においても、会計が主たる履行手段としての地位を占めてきた。したがって、パブリックセクターにおける企業的経営管理の導入は、このような会計が主たる履行手段となるアカウントビリティの導入でもある。しかし、このような会計が主たる履行手段となるアカウントビリティにおいては、その履行そのものにおいて、説明する側の個人および説明を受ける側の他者に対する暴力性が潜んでいることを見逃してはならない。その暴力性とは、説明を行う個人を会計制度や規範、法律などによって、特定の固定的なアカウントビリティ・レジームの一点に縛り付けることを意味する。なお、ここでいうアカウントビリティ・レジームとは、①アカウントビリティを履行する側、②アカウントビリティを履行される側、③アカウントビリティを履行する手段の三つの要素を指す。これらの三つの要素が決定、つまり固定化してこそアカウントビリティは履行されるが、第3章で詳細に検討するように、このレジームにおいて会計が履行手段として規定されるとき、アカウントビリティを履行する個人はそのレジームに均質的な説明主体として縛り付けられ、レジーム内に存在しない他者に対するアカウントビリティの履行や他の手段による履行が想定されなくなる。これは説明の起点としての主体がアカウントビリティ・レジームの一点に可変性なく固定化されるという暴力として考えられ、このような暴力が生じる要因のなかには、説明主体に対する倫理的暴力の作用も存在する。この点において、経済的価値追求が倫理となっている企業において一見その倫理に暴力を受けていないように思われる人々も、会計によって履行されるアカウントビリティにおいて生じる倫理的暴力は免れておらず、この暴力からの解放・緩和が求められるのである。

このように、経済的価値の追求という規範・倫理のもとで行われるアカウントビリティの履行においては、会計が主たる手段となるが、そのようなアカウントビリティにおいては、アカウントビリティ・レジームにおける説明の起点としての主体の固定化という暴力が生じている。そしてこのような暴

力は、経済的価値の追求という大きな規範・倫理のもとに設定される制度や法、規則といったものや、そのような大きな規範のもと生み出される規範・倫理によって生じるものであり、この点において企業でも、経済的価値追求という規範・倫理に端を発する倫理的暴力が生じているのである。したがって本論文においては、経済的価値の追求という規範・倫理によってもたらされる暴力の解放・緩和のためにまず検討されなければならない、アカウンタビリティの履行手段としての会計によってもたらされる暴力の解放・緩和について考察を行うものである。この考察に関してはアカウンタビリティ・レジームという考えに基づいて行い、さらに、その考察によって得られた知見を元に、その知見に見合ったアカウンタビリティ実践を分析することを通じて、実践的な観点からアカウンタビリティの履行に際して生じる暴力の解放・緩和の可能性についても探究する。

本論文の構成は、以下の通りである。

第2章ではまず、会計学領域においてどのようにアカウンタビリティが議論されてきており、そして何が論点となってきたのかについて示すことを通じて、会計学領域でのアカウンタビリティ研究における本研究の位置づけや展開可能性を明らかにする。続く第3章および第4章では、アカウンタビリティの履行手段としての会計によってもたらされる暴力とはどのようなものなのかに関する詳細な検討と、その暴力の解放・緩和の方策についての考察を行う。第3章では、アカウンタビリティの履行手段として会計が規定されたときに生じる暴力を、アカウンタビリティ・レジームの三つの要素のそれぞれに関して詳細に検討する。続く第4章では、アカウンタビリティ・レジームにおける暴力の緩和の方法として、会計によるアカウンタビリティの履行を補完する手段として考えられる、対面的コミュニケーションや文書記述情報のようなナラティブな情報に基づいて履行されるアカウンタビリティの形態について検討し、さらに「ナラティブによって説明される情報自体に価値があるということを強調するのではなく」（増子，2013，69頁）、その他の側面にアカウンタビリティが孕む暴力性の解放・緩和を見出したアカウンタビリティの新しい概念である、*intelligent accountability* (O'Neill, 2002; Roberts, 2009)および *accounterability* (Kamuf, 2007; McKernan,

2012)を概括し、そこで示される暴力の解放・緩和の方策について検討する。さらに、この *accounterability* という概念において示される考えを敷衍すれば、「アカウントビリティの脱構築」(増子, 2014)という考え方が導かれるが、本章ではこのアカウントビリティの脱構築に関して議論している増子(2014)および國部(2014)も踏まえ、この脱構築という考え方をアカウントビリティ実践において適用可能なものとするため、本論文でのアカウントビリティ・レジームという考えに引き付けて、アカウントビリティをめぐる暴力の解放・緩和を志向する方法としての、アカウントビリティ・レジームの「開かれ」という考え方を示す。第5章では、岩手県にある一関市国保藤沢病院によって地域住民に対して実施されている「ナイトスクール」という対話活動の事例をもとに、アカウントビリティ・レジームの「開かれ」がどのように生じるのかということアカウントビリティ実践において見出す。最後の章では、本論文での議論の総括を行う。

第2章 会計学領域におけるアカウントビリティ批判の系譜

アカウントビリティ(accountability)という言葉は、一般的には「説明責任」と日本語に翻訳されている⁶。「説明責任」という言葉は近年、「政治家の説明責任」などの文脈で、我々の目に触れることの多くなった言葉である。しかし、山本(2013)の議論に基づけば、アカウントビリティ(accountability)と説明責任とではその語がカバーする範囲が異なり、「厳密な意味で説明責任がアカウントビリティに相当する用語として未だ使用されていない」(2頁)ともいえるのである。これは、アカウントビリティ(accountability)という言葉が経営学およびそこに含まれる会計学の領域では「会計責任」と固定的に翻訳されてきたことから窺える。つまり、アカウントビリティは「カメレオンのような性質」(Sinclair, 1995, p. 219)を持っており、文脈で変化し掴みどころのないものである。それゆえアカウントビリティが議論される範囲は様々な領域に渡り、その内容も様々であるため、アカウントビリティ(accountability)という言葉は翻訳されずに「アカウントビリティ」とそのままカタカナにして用いられる場合も多く、近年ではこのカタカナのままの表記が定着しつつあるといえる。

本章では、この様々な領域に渡るアカウントビリティの議論のうち、会計学の領域での議論に焦点を絞り、会計学ではどのようにアカウントビリティに焦点が当てられ、近年の研究ではどのような批判が展開され、そこからどのような研究が志向されているのかを明らかにする。

2.1. 受託責任に基づくアカウントビリティの研究

アカウントビリティとはその原初的形態において、政治的アカウントビリティ・財務的アカウントビリティ・法律的アカウントビリティという別々の発生起源を持つものである(碓氷, 1995, 63頁)。本章では会計学領域にお

⁶ 「アカウントビリティ」の翻訳が「説明責任」として定着するまでは、「答責性」などの翻訳語が当てられていたりする(君村, 1993他)。

いて展開されるアカウントビリティ研究について議論するものであるから、これらのうち財務的アカウントビリティに焦点を当てる。

財務的アカウントビリティでの会計記録に基づく説明に関して、国家や共同自治体の最初期においては徴税の際にその税を数える知識や権力が必要であり、そこに「公収入を集めそれを説明する必要性が存在していたに違いない」(Brown, 1968, p. 16)といえるのである。そしてこのような税を数えるための知識や権力は、Woolf(1912)において述べられている、古代エジプトや古代バビロニアにおける「記録官」⁷に見出すことができる。つまり、会計記録に基づくアカウントビリティの履行に関しては、古代エジプトや古代バビロニアまでその歴史を遡ることができるのである。しかし、古代エジプトや古代バビロニアでは、計算し、記録することが今日のような知識体系としての「会計」として成立はしていなかったであろうし、もちろんその「会計」を研究対象とした会計学なども存在していなかった。

会計学の登場に関しては、Littleton(1933)において、「いまや、われわれの関心は十九世紀における会計学 *accountancy* の形成に向けられるべき順序となった」(p. 165; 邦訳, 255 頁)⁸や「時うつって十九世紀にいたるや... 人は複式簿記を会計に発展せしめたのであった」(p. 368; 邦訳, 499 頁)という記述があることから、19 世紀に複式簿記が会計に発展した際に、会計学も形成されはじめたと考えられるだろう。また、木村(1955)では、アメリカ会計学に関して、「1880-90 年代に成立したアメリカ独占資本の確立の時期の反映として「会計学」は生成した」(4 頁)としており、「会計学確立の徴表として」(5 頁)、初版本は 1909 年に出版された H.R. ハットフィールドによる *Modern Accounting: Its Principles and Some of its Problems* が挙げられている。さらに会計に関する主要な学術雑誌のうち、歴史のあるジャーナルの一つである *The Accounting Review* 誌が創刊されたのは 1926 年であるということから、ここでは会計学が学問領域として確立したのは 1900 代年初頭であると考えられる。したがって、学問としての会計学の成立をこのように見な

⁷ 古代における記録官とは、「読み書きおよび算術ができ、初歩の簿記の知識を有するもの」である(Woolf, 1912, p. 6; 邦訳, 18 頁)。

⁸ ここで用いている‘*accountancy*’という語は、会計の知識に関する領域のことを示している(Littleton, 1933, p. 165; 邦訳, 255 頁)。

すのであれば、会計学領域においてアカウンタビリティが研究対象となるのも、1900年代初頭以降であるといえる。

そこで、1900年代初頭以降の会計学の主要文献を歴史的に見ていくと、まず先に挙げた Woolf(1912)においては、会計記録に基づいたアカウンタビリティの存在を示唆する記述はなされているが、アカウンタビリティそのものに焦点を当てての考察は示されていない。次に、「疑いなく戦前の会計史において英語で書かれた最も影響力のある業績」(Napier, 2009, p. 34)である Littleton(1933)においても、Woolf(1912)と同様に、会計記録に基づいたアカウンタビリティに焦点を当てての考察は示されていないといえる。しかし、Paton and Littleton(1940)においては、「会計の重要性は会社(corporation)の発展と共に増大した」(p. 1; 邦訳, 1頁)とし、大企業における所有と経営の分離において、出資者に対して情報を提供するという機能が生じ、このような情報提供を通じて出資者の持分を保護することこそが会社が負う会計上の責任であるということが示されている(pp. 1-2; 邦訳, 2-3頁)。つまり、所有と経営の分離によって、従業員から経営者、経営者から取締役会、取締役会から株主に対する責任の系列が誕生したが、このような責任の系列のもとでは「各種の出資者層の利害に、それに相応しく釣合いのとれた考慮を与えないかもしれない」(Paton and Littleton, 1940, p. 1; 邦訳, 2頁)というように、経営者と出資者の利害対立が生じるのであり、このために「会計諸基準を発展せしめて会社に出資した者の持分の正当な保護を計るのが必要」(Paton and Littleton, 1940, p. 2; 邦訳, 3頁)となる。その結果、「会社の最も重要な会計上の責任は... 事業主的経営者に対してではなく... 不在出資者の一つまたは若干のグループ又は階層に対してである」(Paton and Littleton, 1940, p. 2; 邦訳, 3頁)となる。このように、Paton and Littleton(1940)では、経営者が出資者から受託した持分を保護するための会計の情報提供機能の重要性と、それがまさに会社の会計責任であるという考えが示されている。また、Littleton and Zimmerman(1962)においては、会計理論において「一つめの持続性をもつ考え方は、受け取られた責任がその責任から解放されるために報告を行う義務をもたらす、ということである」(p. 254)として、会計理論において歴史上連続するものの一つとしてアカウ

ンタビリティが挙げられている。そして当該文献では、「この考え方を経済的に明示した初期のものは、16世紀の財産について実施された受託の会計責任という概念であった」(p. 254)ということが示されている。そして、会計記録に基づくアカウントビリティに関して、16世紀イギリスの封建時代においては、受託責任こそが会計の本質そのものであり、その時代の会計において元帳勘定は受託責任に基づいた報告であり、それは今日においても基本的には変わらない、ということを示している(pp. 23-24)。

以上の記述から、会計学の初期においては、受託責任(スチュワードシップ: stewardship)に基づくアカウントビリティが研究対象として焦点を当てられていたと読み取ることができるであろう。したがって、本論文では、受託責任に基づくアカウントビリティが、会計学領域におけるアカウントビリティ研究の始点であると考えられる。

受託責任とは、「保管責任者、執行人、経営管理者などがその職責として主人、債権者、信託者などの本来の権利者に代わって、その権利者のために常務を処理し、その職務の履行内容を本来の権利者に報告する責任」(吉田, 1978, 74頁)のことであり、受託責任に基づくアカウントビリティにおいては、「アカウントビリティとしての財務的説明責任を要求する主体は持主であり信託者であり持分権者」(吉田, 1978, 75頁)である。したがって、これらの持分権者とそこから委託を受けた執行人との関係は、まさに株主と経営者との関係に見出され、この受託責任に基づいたアカウントビリティは、今日においても財務諸表の開示を通じて履行されている。言うまでもなく、財務諸表は会計という技術に基づいて作成されるものであり、ここに、アカウントビリティ履行の手段として、企業外部への情報開示のための財務会計および、受託責任の履行のために開示が要求される数値のもとになる諸要素を測定・管理するための管理会計がアカウントビリティの主たる履行手段となる理由が見出せる。そして、会計学が企業経営における会計を主たる研究対象に扱っている⁹以上、会計学領域での研究は、この受託責任に基づいたアカウ

⁹ もちろん、会計学においては非営利組織における会計を対象とした研究も多数存在する。しかし、NPMでの改革は会計が中心であった(Hood, 1995)ように、効率的・有効的な組織運営、そしてそのような運営がなされていることを補助金や税金の拠出元である政府や国民に対して説明することを要求する動向が存

ンタビリティが与件と見なされてきたといえる¹⁰。

2.2. 会計によるアカウントビリティの履行に対する批判

前節では、会計学領域におけるアカウントビリティ研究は、受託責任に基づくアカウントビリティをその始点として見なすことができ、このような受託責任に基づくアカウントビリティは会計実務だけでなく会計研究においても与件になっているといえる、ということを示した。しかし、ここで改めて受託責任の意味を考えると、「すくなくとも、[受託責任に基づく]アカウントビリティを要求する主体とアカウントビリティを負うものとしてのスチュワードとの間には、財務的・業務的権利義務関係が存在していなければならない」、つまり「具体的な財務的・業務的権利義務関係が認められないところでは、スチュワードシップとしてのアカウントビリティは存しない」のである(吉田, 1978, 75 頁, 括弧内は筆者の挿入)。ゆえに、受託責任に基づくアカウントビリティは、限定した関係性のもとでのアカウントビリティであるといえる。

このように受託責任は限定的なアカウントビリティの関係性でしかないが、企業そのものの規模が大きくなり、そして社会問題や環境問題に対する人々の関心が高まるにつれて、企業が負う責任の範囲は拡大し、アカウントビリティの在り方も複雑化・多層化してきたといえる。つまり、企業の巨大化や多国籍化が進み、経済のグローバル化が進展するにつれて、企業の活動によって影響を受ける人々の数も増え、そのために企業との受託-委託の関係性に規定される人々の範囲が大きく拡大したといえる。外国人投資家による我

在し、そこで想定されるアカウントビリティとは、受託責任に根拠を求めたものといえるであろう。

¹⁰ 管理会計領域においては、管理可能性や影響可能性に基づいた利益や費用に関する責任の付与の問題が、責任に関する一つのトピックとなってきたといえる。しかし、ここで議論される責任の付与の問題も、言いかえれば企業外部との受託-委託の関係において付与された責任をいかに各部門や個人に適切に配賦するののかという問題に行き着くものであり、受託-委託のもとで与えられた責任の範疇を超えた責任を想定するものではないといえる。

が国企業の株式保有割合の増加は、そのことを端的に示すものであろう。さらに、社会問題や特に環境問題に対する人々の意識の高まりに関して、企業もこれらの問題に対応することが求められている。その際、社会報告や環境報告を作成・開示し、社会的側面や環境的側面に関するアカウンタビリティの履行を企業に対して要求する根拠として、Gray *et al.*(1987)では契約、そして Gray *et al.*(1996)では社会的契約を据えているほか、國部(1999)も指摘するように多様な議論が存在するが、「そのなかの有力な論拠として、「社会的持分（ソーシャルエクイティ）」にもとづく考え方がある」（國部，1999，142頁）。これは「企業は市民のさまざまな社会的持分を利用している以上、財務的持分の範囲を超えた報告責任（社会的アカウンタビリティ）をもつという主張」（國部，1999，142頁）であり、吉田(1978)では「公衆のエクイティ」（71頁）として、公衆の持つ生活や環境に関する市民権的権利として位置付けられている。つまりここに、社会的な事象や環境に関する事象についてのアカウンタビリティの履行は、企業と市民の間の受託責任関係にその根拠が求められたといえるのである。ここに、企業の受託責任の範囲は、環境的側面や社会的側面にまで拡大されたのである。

特に、企業が負うべき責任に社会的な責任や環境に関する責任が含まれるようになったことは会計学領域でのアカウンタビリティ研究においても一つのターニング・ポイントとなり、社会や環境に関する側面にまで企業のアカウンタビリティの範囲を拡張する必要があるのかそしてそのような拡張に際して会計はどのような役割を担うことができるのか、ということが研究されるようになった(Gray *et al.*, 1987; Gray, *et al.*, 1996; 吉田, 1978 ; 山上, 1996 ; 國部, 1999 他)。このように、会計学領域におけるアカウンタビリティ研究では、一つには社会環境会計という名称が与えられた領域での議論に代表されるように、環境や社会に関する責任に基づくアカウンタビリティを、会計という手段を使ってどのように履行していくのか、という議論が展開されてきたといえる。そしてここで根拠となる責任関係は、受託－委託の関係、そしてアカウンタビリティの主たる履行手段としての会計が想定されていた。

しかし、向山(2003)では、「環境情報開示の論拠としての拡張されたアカウンタビリティは、必ずしも受託責任にもとづいたアカウンタビリティと同一

の次元ではとらえられない」(99頁)として、利害関係者(被説明主体)側の「道徳的、倫理的にのみ情報を要請する権利」(100頁)に基づく、合意・承認・信頼を形成することを目的とした情報開示の可能性が示唆されている。これは道徳的・倫理的な関係性におけるアカウントビリティを想定したものとして、受託-委託の関係を超えたアカウントビリティの在り方を示したものであるといえるが、このような受託-委託の関係性や、また、会計以外のアカウントビリティの履行手段に焦点を当て、その可能性を示唆した研究が、社会学・哲学的パースペクティブに基づいた研究において登場してきた。このような研究は、*Accounting, Organizations and Society (AOS)* 誌や、*Accounting, Auditing and Accountability Journal (AAAJ)* 誌、そして *Critical Perspectives on Accounting (CPA)* 誌といった学際的会計研究が中心に掲載されるジャーナルを主として展開されてきた¹¹。

会計を主たる履行手段として想定しない研究においては、会計による測定の限界、つまり会計によってコンテキストを数値に落とし込むときに、そこに捨象する部分が出てくるということに対する問題意識が背景として存在していたといえる。管理会計領域に限っていえば、Hopwood(1972)において既に「会計データは多くの場合、組織における情報の最も重要な源であり、極めて重要なことを反映するよう試みるが、そのようなデータは、普通は不完全なものであり、経營業績に関する偏った指標となる」(p. 174)と指摘されている。また、この会計が数値を生み出したコンテキストを捨象してしまうということ、アカウントビリティの観点から指摘したものとして Roberts and Scapens(1985)があり、そこでは、会計情報は距離の離れた者同士におけるアカウントビリティの履行では重要な役割を担うが、「会計情報は微妙な変容を経験する」(p. 452)ため、会計情報に基づくアカウントビリティの履行は、詳細なコンテキストの把握が欠如していることに起因する、ただ目標として掲げられた数字に表面的に適応していくというものになってしまうということが主張されている。そしてこのような会計で把握できない部分がアカウントビリティを履行するうえで看過できない¹²ものであることから、この

¹¹ *AOS* 誌は 1976 年、*AAAJ* 誌は 1988 年、*CPA* 誌は 1990 年創刊である。

¹² 例えば Roberts(1996)においては、アカウントビリティの形態を、階層的で

会計によるアカウントビリティの履行を補完する手段として、会計数値が生み出されるコンテクストを可能な限りそのまま伝える、文書記述情報や、対話や会話などの対面的なコミュニケーションが研究されるようになった (Roberts, 1991; 1996; 2009, Boland and Schultze, 1996 他)。例えば、Roberts(1991)では会話(talk)が、そして Roberts(1996)では対話(dialogue)¹³が、Boland and Schultze(1996)では文書記述情報という履行手段の可能性が検討されてきた。以下、本論文ではこのような文書記述情報や、対話や会話などの対面的なコミュニケーションに基づいて履行されるアカウントビリティの形態を、会計によって履行されるアカウントビリティと区別するために「ナラティブ・アカウントビリティ」と呼ぶ。

またここで特筆すべきことは、先に示したナラティブ・アカウントビリティの研究においては、アカウントビリティの履行において果たすべき責任として、これまでの議論の前提となっていた受託—委託の関係を越えて、哲学者の E. レヴィナスや J. デリダの責任論に基づいて、「他者に対する無限の責任」を想定しているということである (Roberts, 2009; Messner, 2009; McKernan, 2012)¹⁴。このような研究では、アカウントビリティを履行されるべき「他者」に対して、アカウントビリティを履行する「私」はその責任を

道具主義的なアカウントビリティである個別化の形態(individualizing form)と、水平的なコミュニケーションとしてのアカウントビリティである社会化の形態(socializing form)という二つに分類しており、会計によって履行されるアカウントビリティは前者の個別化の形態であるとして、社会化の形態のアカウントビリティの必要性を主張している。そこでは、階層的で道具主義的な管理が批判されるようになった理由として、当時の日本企業の国際競争力の高まりが挙げられている。つまり、階層が比較的水平的であり従業員の忠誠心が強いというような特徴を持つ日本企業が国際競争でその強さを見せるにつれ、アカウントビリティの形態も含めた経営管理の在り方全体が階層的で道具主義的な個別化の形態であったアングロ・サクソン系の企業では、その問題がより明確に認識されたということである。

¹³ Roberts(1996)において主張される「対話」とは、単なる対話ではなく、「「権力」を持つ人々の利害や前提に挑む「均一化(levelling)」の社会的プロセス」(Roberts, 1996, p. 58)という、特定の概念としての「対話」である。

¹⁴ Shearer(2002)は、レヴィナスにおける「他者」の概念に依拠し、アカウントビリティの履行手段としての既存の会計の問題を指摘しつつも、その問題の打開策として既存の会計を拡張した計算システムである社会会計の可能性を志向している。このように、他者に対する無限の責任に依拠したアカウントビリティ研究の全てがナラティブ・アカウントビリティを志向するものではない。

可能な限りいかに果たしていくのかということに焦点が当てられている。ここで言う「他者」とは、実存する個別具体的な他者だけでなく、「私」ではないものとしての「他者」、言うなれば「他者性」をも含むものである。例えば、第4章において詳細に示すように、Roberts(2009)において提唱された *intelligent accountability* の概念は、「他者」への責任に関しては、Butler(2005)で示された「倫理的暴力」という考えに基づいている¹⁵。また、McKernan(2012)において示される *accounterability* はデリダの責任論や「証言」および「贈与」の概念に基づいているが、デリダの議論をもとにアカウンタビリティの履行を考えると、デリダ(1999)で示された正義と法の関係が重要となる。デリダ(1999)において、正義とは「無限であり、計算不可能なものであり、規則に反抗し、対称性とは無縁であり、不均質であり、異なる方向性をもったもの」であるのに対して、法とは「安定させておくことのできる、規約にかなった、計算可能な装置として、また規則正しく整えられてコード化されたもろもろの指示の体系」である(52頁)。この「法」には規則や制度、規範といったものも含まれるが、アカウンタビリティの履行は、会計制度をはじめ様々なルールに従って行われるものであるから、デリダの言う法に依拠したものであるといえる。しかし、上記のデリダが示した法と正義の区別からも明らかなように、「法」やそれに依拠したアカウンタビリティの履行とは必ずしも正義であるとは言えないのである。この点に関して増子(2014)は、アカウンタビリティの履行が正義であるということは「法という規範的な一般性に依存している」(48頁)が、その一方で「それは単に法を適用するだけのものであってはならない」(48頁)のであり、「既存のいかなる基準やルールといった法を含む規範からは導き出すことができない無条件な他者が...まさにこの基準やルールといった法を含む実定性や規範性のうち

¹⁵ Butler(2005)での議論に基づいた会計学領域でのアカウンタビリティ研究としては、Messner(2009)も存在する。Messner(2009)では、説明主体を不透明な自己、無防備な自己、媒介される自己という三つの観点から示し、そのそれぞれの観点からアカウンタビリティの限界について考察を行っている。なお、会計によって履行されるアカウンタビリティに対する批判的研究に関してMessner(2009)では、Roberts(2009)で示されるような理想的なアカウンタビリティ(*intelligent accountability*)の在り方ではなく、Sherarer(2002)で示されるような社会会計などの具体的な代替案に基づくものを「最も先進的なもの」(Messner, 2009, p. 924)として評価している。

につねにすでに介入している」(49 頁)と指摘している。したがって、「法」に依拠しただけのアカウンタビリティの履行は、「他者」に対して暴力性を孕むものになるのである。

デリダ(1999)で議論される「法」によってもたらされる暴力については、近代における暴力批判論の始点ともいえる W. ベンヤミンの「暴力批判論」での議論からの影響を認められるものである¹⁶。ベンヤミン(2011)では暴力と法に関する考察を行い、「暴力はすべて、手段としては、法措定的であるかあるいは法維持的である」(56 頁)として、法措定的暴力と法維持的暴力という二つの暴力を示す。法措定的暴力とはその名の通り、法を措定・制定する際に生じる暴力のことである¹⁷。そして、「個々人に対抗して暴力を占有しようとする法の利害^{インタレスト}関心は、法的目的を保持しようとする意図によってではなく、むしろ法そのものを保持しようとする意図によって」(ベンヤミン, 2011, 44 頁)生じるものであり、「暴力が法的手中に収まっていない場合に法を脅かすのは、暴力が追い求める目的によってではなく、ただ単に暴力が法の外側に存在するという事実によってなのである」(ベンヤミン, 2011, 44-45 頁)という主張に端的に示されるように、法は法そのものを維持することが目的であって、そのような法の存在を脅かすような行為や試みには暴力が行使さ

16 近代における暴力論は、1908 年に出版された G. ソレルによる『暴力論』にまで遡ることができるが、当該文献では、プロレタリアートがブルジョワジーに対して抵抗するために行うゼネストのような暴力に関しての肯定的な主張が主なものとなっているので、本論文では暴力に関して批判的考察を展開している論考であるベンヤミンの「暴力批判論(Zur Kritik der Gewalt)」を近代における暴力批判論の始点であると考ええる。なお、この「暴力批判論」に関して、本論文執筆にあたり参照した当該論考の邦訳は、「暴力の批判的検討」という邦題が付けられている。従来この論考には「暴力批判論」という邦題が付けられてきたが、「暴力批判」という言葉が、どうしても「暴力を悪として批判する」といった響きを与えてしまう」(山口, 2011, p. 388)ためにこのような邦題がつけられている。しかし、本論文では、広く知れ渡っている「暴力批判論」の邦題でこの論考を扱うこととする。

17 法を措定することがなぜ暴力となるのかということに関して、適法なものと適法でないものの区別を行うことは、杉田(2000)では、無秩序な場所に秩序をもたらすことでありそれには暴力が伴うとしている(70 頁)。また上野(2006)ではこの点に関して、デリダ(1999)に基づき、法が措定される際にその境界とは無根拠な「決断」によって決定されたものであり、その措定された法が正義に適ったものであるという保証はないにもかかわらず、その法は自らの正しさを無根拠に宣言するということによってその正しさを基礎づける、という点に暴力を見ている(67 頁)。

れるのであり、これが法維持的暴力である。ベンヤミン(2011)はさらにこれら二つの暴力を神話的暴力と総称し、「あらゆる神話的暴力... はしりぞけられるべきものである」(78頁)として、神話的暴力を壊滅させる暴力として、神的暴力を主張する¹⁸。このようなベンヤミン(2011)での議論に関して、三原(2006)では、「暴力批判論」およびその周辺の諸論考... が前提としている認識によれば、人間の生^{レベ}というものは、どうしようもなく「神話的連関」... に絡めとられている」とし、「この連関を作動させている「神話的暴力」—人間の生を(法的)主体として立ち上げ、(法的)主体として生き続けさせる「法措定/維持的暴力」—を、根源的に批判^{ラディカル クリティーク}するのが「暴力批判論」であってみれば、それがバトラーのプロジェクトと軌を一にすることは、言うまでもない」(154頁)として、ベンヤミンとバトラーの主張の類似性を指摘している。本論文の次章以降で詳細に議論を展開するが、アカウントビリティの履行は何らかの「法」、すなわち法律や規則、規範などに依拠して行われるものであるが、この「法」に依拠することによって暴力が生じるのであり、したがって、そのような暴力の解放・緩和について考察する際には上記のような哲学的な暴力批判の議論が大いに参考になるのである。

ここまで見てきたように、従来の経営者と株主間の受託—委託という関係性に基いたアカウントビリティ関係の拡張を志向する研究や、そのような関係性を越えたアカウントビリティの履行に関する研究は、会計ではなく対面的コミュニケーションや文書記述情報に基づくアカウントビリティの可能性を示すものであり、そのなかには「他者に対する無限の責任」の議論を取り入れたものも登場し、そのような研究によって、会計学領域におけるアカウントビリティ研究は暴力批判論とも接点をもつようになっているのである。

¹⁸ 神的暴力が神話的暴力を壊滅させることについては、「神話的暴力が法措定的であるとすれば、神的暴力は法を壊滅するものであり、神話的暴力が境界を設定するのに対して、神的暴力はそれを果てしなく[なんの境界線もないまま]壊滅する」(ベンヤミン, 2011, 72頁)というように示されている。

2.3. ナラティブ・アカウンタビリティの可能性：実践的観点から

前節では、受託責任に基づくアカウンタビリティにおける責任関係の拡張に基づく研究、学際的会計研究を中心に展開されてきた会計によって履行されるアカウンタビリティを補完するためのナラティブ・アカウンタビリティに関する研究、さらに受託責任を超えたアカウンタビリティ関係に基づく研究が、会計学領域におけるアカウンタビリティ研究において展開されてきたということを示した。これらの研究のうち、ナラティブ・アカウンタビリティに関する研究に関しては、理論研究は哲学的な責任論にその根拠を求めるものも含め、それなりの蓄積を見てきた。しかし、実践的な研究はまだ萌芽期にあるといえ、今後はこのナラティブ・アカウンタビリティの可能性に関しての、実践的な観点からの研究が必要であろう。

この点に関して、ナラティブ・アカウンタビリティの可能性を実践的側面から捉えるという研究には、私見では、営利企業よりもパブリックセクターの方が適していると考えられる。これは、パブリックセクターにおいては1980年代半ば以降に生じたNPMの動向に影響を受けて、会計を含む企業的な経営管理手法が積極的に導入されており、これは企業的な管理手法に親和性のないところにそのような手法が導入されたものといえるからである。そしてパブリックセクターにおいては、そこで果たされるべき責任関係が、企業と比べて複雑であり、責任同士が対立的であるということも考えられる。パブリックセクターにおいて履行されるアカウンタビリティを幾つかのタイプに分類する研究は、企業における同様の研究よりもはるかに多いといえることも、背景にはそのような責任関係の複雑さや対立といった問題意識が存在すると考えられる。そしてアカウンタビリティの類型においては、専門(職)的アカウンタビリティという分類を設ける研究も多い(Sinclair, 1995; Emanuel and Emanuel, 1997; Bovens, 2007 他)。これは、専門職的な性質に基づくアカウンタビリティの履行が、一つの特徴となっていることを示すものであろう。そして特に、パブリックセクターのなかでも専門性が高く、また経済的価値と相容れない価値観に基づいて仕事をしている人が多い医療や介護、福祉などのケアを要する仕事において、そのような仕事に従事し現

場で働いている人から、後述する研究に見るように、会計による管理や業績評価に対する抵抗感が示されている。例えば Clark(2006)ではソーシャルワークに関して、「教育や看護のような人間的サービスと同様に、標準化されたサービスの適度の提供以上のことが時として要求される」(p. 75)としているが、会計はまさにサービスの標準化をその測定によって志向するものであるといえ、その標準を超えた部分の要求がある医療や介護や福祉などでは、会計に対する抵抗感が生まれるのだと考えられる。

そもそも、NPMの核心とは、「民間企業における経営理念・手法、さらには成功事例などを可能なかぎり行政現場に導入することを通じて行政部門の効率化・活性化を図る」(大住, 1999, 1頁)というものであり、このNPMの動向においては、パブリックセクターにおける会計の変革が中心であった(Hood, 1995)。そして、NPMにおける「結果による管理(Management by Results)」という考え方に伴って、パブリックセクターでは成果や業績を行政や納税者たる国民に対して説明する責任、すなわちアカウンタビリティ、が重要なものとなり、このアカウンタビリティ履行のツールとして会計は中心的な役割を担っているのである。つまり、Humphrey *et al.*(1993)が指摘するように、このような動向は効率性や有効性に関する基準の厳密な追求であるだけでなく、「説明可能性による管理(accountable management)」の追求でもあるといえるだろう(p. 7)。そして、NPMの動向に基づいて、会計などの経営管理的なツールによる業績評価や管理が積極的に導入され、このような管理手法を支援・支持する研究は、病院や自治体をはじめ様々な非営利組織において、日本国内外問わずこれまで多数実施されてきた。

しかし、NPMの動向に伴う会計に基づく管理の積極的な導入は、アカウンタビリティの観点から見れば良い側面ばかりではない。つまり、会計やそのシステムを通じて算出される数値によって、これまでは捉えることが難しかったパブリックセクターに属する組織が、会計によって「可視化」されたのであるが、これは効率的で適切な組織の管理が可能になったという側面もある一方で、過剰なアカウンタビリティの要求ももたらしている。O'Neill(2002)が指摘しているように、例えば病院ではアカウンタビリティを履行するためにより詳細な患者カルテを作成しなければならなかったりと、

アカウンタビリティを履行するための業務が専門職としての本来の業務を圧迫し、その結果、専門職のシニカルな態度を誘発しているのである。

また、このような会計などの企業的管理ツールの積極的な導入は、必ずしも現場で実際に職務にあたる組織の構成員に抵抗なく受け入れられたわけではない。例えばオーストラリアの大規模な教育病院で働く看護師および医師のユニット・マネジャーからデータを収集した **Abenethy and Stoelwinder(1995)**では、高い専門職志向をもつ専門職が会計による結果に基づくコントロールなどに代表される組織の管理的コントロールによって統制されるとき、その専門職には役割葛藤が生じるとしたうえで、このような高い専門職志向をもつ専門職が、結果に基づくコントロールが支配的で自制的活動が制限されるコントロール環境ではないとき役割葛藤は軽減されるということが示されている。また、**Llewellyn(1998)**では、英国の八つの地域の社会福祉部局に対して行ったインタビューをもとに、予算が委任される程度について研究している。この研究においては、現場で働くソーシャルワーカーには予算責任の委任が行われていないということが示され、その理由として、一つには限りないクライアントのニーズに対して限られた資源を釣り合わせるという予算責任を引き受けることによって、感情労働(emotional labour)が生じると考えられるため、その意思決定をソーシャルワーカーの上司である実務チームマネジャーに任せるためということが示されている。また別の理由としては、予算責任を個々のソーシャルワーカーにまで委任することで委任の断片化が生じ、柔軟性や広い視点を損ない、各個人の予算額が小さくなりすぎることによって契約ができなくなる、ということも挙げられている。さらに **Bracci and Llewellyn(2012)**では、イタリアのソーシャルサービスに関する公的組織の長期的なケーススタディを通じて、二つのグループのうち、より専門職志向である業務のグループに属する現場で働くソーシャルワーカーは、会計改革に基づく会計の積極的な導入に際して、会計それ自体そして自らの管理者に対して会計的なアカウンタビリティを履行することに対して抵抗し、ナラティブな情報を通じて履行されるアカウンタビリティを維持し続けたということが示されている。

このように、医療や介護、福祉などケアに関する専門職である人々におい

ては会計によって行われる管理やそのために求められる会計的なアカウントビリティの履行に対して抵抗があり、その解消のためにもナラティブなアカウントビリティの履行が求められているといえる¹⁹。なお、これらの研究で示された内容は、単に専門職志向と階層に基づく経営管理志向との対立であると見なすこともできる。しかし、ここでの専門職志向とは、専門的な医療や福祉といったケアに関わることであり、これらの専門性を志向することは、コストなどの会計面との衝突を生じさせるものであると見ることも可能であろう。したがって、会計それ自体や会計によるアカウントビリティの履行に対する不満や抵抗といったものが明らかにされている分、医療や介護、福祉といった、ケアを要する場においてはナラティブ・アカウントビリティの実践的な研究の可能性が見出せるといえるのである。

2.4. 小括

本章では会計学領域におけるアカウントビリティ研究を概括し、そのなかで研究の一つの潮流として、従来の経営者と株主間の受託—委託という関係性に基づいたアカウントビリティ関係の拡張を志向する研究や、そのような関係性を超えたアカウントビリティの履行に関する研究が存在することを示し、このような研究のなかにはナラティブ・アカウントビリティの可能性を示す研究もあるということを示した。さらに、ナラティブ・アカウントビリティの可能性について実践的な観点から研究を行うに際してのパブリックセクターについても検討した。

会計学領域におけるアカウントビリティ研究においては、受託責任に基づ

¹⁹ なお、ケアに携わる専門職志向の強い人々の全てが必ずしも会計に対して抵抗を示す傾向にあるわけではない。例えば Kurunmäki(2004)では、フィンランドにおける医療専門職が 1990 年代の前半には会計知識を習得し「ハイブリッド化」された状態にあったということを主張しており、この状況を教育や制度という側面から考察するとともに、会計実践を医療に持ち込むことに抵抗を見せていたイギリスの事例との比較も行われている。この研究では、フィンランドにおける NPM の文脈で医療従事者によって管理会計技術が好んで採用された状況が示され、分析されている。

くアカウントビリティがその研究の始点となるものであるといえ、今日でもこの受託責任に基づくアカウントビリティは会計実務ならびに会計学全般に渡って、アカウントビリティを考えるときの基礎となっている。しかし、このような受託責任に基づいたアカウントビリティに関して、対応すべき責任関係の多様化に伴って、環境や社会といった領域にまで企業のアカウントビリティ関係は拡張され、そのようなアカウントビリティに関する研究がなされるようになった。また、会計研究における研究方法の多様化によって、哲学・社会学的パースペクティブを用いた研究においては、会計はコンテクストを十全に捕捉することができないというところから会計によって履行されるアカウントビリティに対して疑義が示され、このようなアカウントビリティの履行を補完するものとして、コンテクストを可能な限りそのまま伝える、文書記述情報や、対話や会話などの対面的なコミュニケーションによるアカウントビリティ、すなわちナラティブ・アカウントビリティ、について研究が行われるようになった。特に、哲学的なパースペクティブに依拠した研究においては、デリダやレヴィナスといった哲学者の責任論に基づき、「他者」へのアカウントビリティをいかに限定的に画定することなく履行するのか、という観点から研究がなされ、これらの研究において、まさに本論文で行う暴力批判という観点からの研究との接点が見出せる。また、ナラティブ・アカウントビリティ研究においては、理論的な研究に関しては蓄積があるものの、実践的な観点からの研究は萌芽期にあるといえる。この点に関して、近年の NPM の動向のもと、会計の積極的な導入やアカウントビリティの要求の高まりに晒されているパブリックセクター、特に医療や介護、福祉などのケアを要する専門性の高い仕事において、ナラティブ・アカウントビリティの可能性はより顕著に見出すことが可能であると考えられる。

したがって、以上のように会計学領域におけるアカウントビリティ研究を概括すれば、本論文で行う暴力批判に基づいたアカウントビリティ研究は、これまでの社会学・哲学的パースペクティブに依拠してきた研究の潮流のもとに位置付けられる。また、本論文では、実践的な観点からの研究に乏しいナラティブ・アカウントビリティに関して、病院における事例をもとにその可能性について示すものでもある。この事例に基づく考察は、第 5 章におい

て実施する。

第3章 会計によってもたらされる暴力：アカウンタビリティ・レジームの視点から

本章では、会計学領域におけるアカウンタビリティ研究で展開されてきた会計によって履行されるアカウンタビリティに対する批判に基づいて、会計によって履行されるアカウンタビリティがもたらす暴力とはどのようなものであるのかということをはっきりさせる。この際、本論文ではこの暴力を「アカウンタビリティ・レジームにおける説明の起点としての主体の固定化」と考え、アカウンタビリティ・レジームという考え方に即してその固定化がもたらす問題を明らかにする。第1節ではアカウンタビリティ・レジームという概念について詳述したのち、続く第2節以下では、このレジームが固定化することによって生じる暴力について明らかにする。

3.1. アカウンタビリティ・レジームの概念

第1章でも言及したように、本論文での「アカウンタビリティ・レジーム (accountability regime)」という言葉は、①アカウンタビリティを履行する側、②アカウンタビリティを履行される側、③アカウンタビリティを履行する手段という三つの要素が特定の状況で結びついたその在り方を指す。先行研究でも、アカウンタビリティ・レジームという用語・概念を用いた研究は存在しており、例えば Weisband and Ebrahim(2007)や English(2013)では、漠然とした範囲でのアカウンタビリティの在り方を示すものとしてこの言葉を用いているほか、Mashaw(2006)では、①「誰が」、②「誰に」、③「何を」、④「どのようなプロセスで」、⑤「どの基準によって」、⑥「どのような影響をともなって」という六つの要素が明示されたアカウンタビリティの在り方を指している。このように、同じ「アカウンタビリティ・レジーム」という言葉を用いていても、その言葉が指し示すアカウンタビリティの在り方の範囲や精度は様々である。しかし、本論文は Mashaw(2006)のようにアカウンタビリティの詳細な分類を志向するものではなく、アカウンタビリテ

ィの履行が暴力として個人にどのような影響を及ぼすのかということに焦点を当てた研究である。したがって、アカウントビリティの履行を漠然とした範囲で捉えるものでもなく、個人すなわち説明主体と被説明主体におけるアカウントビリティ履行の影響が見られるレベルでの議論を展開するために、本論文ではシンプルに、上述の三つの要素を以ってレジームとする。

本論文ではこのアカウントビリティ・レジームをもとにアカウントビリティの履行に潜む暴力について考察していくが、このアカウントビリティ・レジームにおいて重要なことは、これら三つの要素のうち、どれか一つでも定まらないと、そのアカウントビリティは履行されないということである。つまり、アカウントビリティは、そのレジームの三つの要素が全て決まり、固定化されてはじめて履行されるのである。しかし、このレジームの三つの要素が決まり固定化されると、そこにはアカウントビリティを履行する説明主体およびアカウントビリティを履行される「他者」としての被説明主体に対しての暴力が生じる。このレジームの固定化がもたらす暴力に関しては、以下の節において、レジームのそれぞれの要素ごとに検討していく。

3.2. 会計によるレジームの固定化

改めて言うまでもなく、アカウントビリティの履行は会計だけがその手段ではなく、会計以外のナラティブな情報といったものも履行手段としては成り立つ。では、アカウントビリティの履行手段としての会計がここまで支配的になったのはなぜであろうか。

この理由を考えるにあたって、まず会計によって履行されるアカウントビリティを、組織が外部に対して履行するものと、組織内部において履行されるものとに区別して考えてみよう。まず組織外部に対する会計によるアカウントビリティの履行は、企業の財務諸表の開示に代表されるように、ほとんどの場合、制度化・規則化されているといえる。つまり、このような組織外部に対するアカウントビリティの履行は、制度として確立されていることが多く、制度化においては事細かな開示の方法や記載する内容に関する規則が

定められている。したがって、財務諸表開示などの会計によるアカウンタビリティの履行では、その規則に則った方法でアカウンタビリティを履行すれば、それで自動的にアカウンタビリティを履行したということになってしまうのである。実際、企業の財務諸表の作成・公開においては、事細かに利益や費用の各項目の算出方法が決められているが、そのような規則として定められた利益や費用の算出方法が本当に投資者や債権者の意思決定に有用であり、アカウンタビリティの履行に資するものであるのかということよりも、規則を順守しているかの方に、財務諸表を開示する側も開示される側も重きを置いているといえる。その結果として、「企業側は、投資家が四半期等短期の業績数値のみを追いかけ、企業が発信する非財務情報．．．に関心がなく、投資判断に必要な長期的な情報は何かを伝えてこないことを憂慮する。一方、投資家は企業からの開示がルールに基づくコンプライアンス情報開示ばかりで、長期的な企業価値を判断するために真に欲しい情報が開示されないことに不満を抱いている」(経済産業省, 2014, 3頁)というように、企業側(経営者)と投資家との間のアカウンタビリティ関係が、短期的経済利益に基づく責任関係に閉鎖的に規定されてしまうということが生じるのではないだろうか。アカウンタビリティを履行する側からすると、制度化・規則化されたアカウンタビリティの履行は、制度や規則といったものが強制的なものであり、且つ強い影響力をもつために、その他のアカウンタビリティの履行といったものは想定されなくなるといえる。ここに、会計によるアカウンタビリティの履行においては、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されない状況下での、アカウンタビリティ・レジームの固定化が生じるといえる。

次に、組織内部で履行される会計によるアカウンタビリティに関して、このようなアカウンタビリティとしては業績評価のアカウンタビリティが存在し、そこでは部下が上司に対してアカウンタビリティを履行する。この際、会計は「我々にとって一見避けがたく議論の余地がない我々自身や自分たちの活動のイメージを提供する」(Roberts, 1991, p. 359)ため、アカウンタビリティを履行する個人においては、そこで示される数値こそが自分自身であるとして、そのイメージに合わせてアカウンタビリティの履行が行われることになり、Roberts and Scapens(1985)で批判されていたような表面的な迎

合に過ぎないアカウントビリティが生じることになる。そして、業績評価とは上司と部下という階層関係のあるところで行われるものなので、そこでは説明主体に対して、フーコー(1977)が「比較し差異化し階層秩序化し同質化し排除する」(186 頁)方法、すなわち個々人を規格化する方法、として主張した「規律権力」が作用する。つまり業績評価において人々は、評価の結果もたらされるかもしれない排除の可能性に対して恐怖を抱き、「慣例的なアカウントビリティを通じて設定され通告された基準」(Roberts, 1991, p. 359)、すなわち会計的なアカウントビリティを通じて履行可能な、会計数値に基づく目標や基準、に迎合し、そのような要求を満たすことで自身の仕事上の立場を安全なものにしようとする。

さらに、Roberts(1991; 1996)では M. ミードによって示された主体の構築のされ方に依拠している。Mead(1934)は、「個々の主体は単に、その人および、その人が他者と共に関与している特定の社会的行動におけるお互いにとっての他者、の特定の態度が集合したものによって構築される」(p. 158)としており、この考え方に従うのであれば、説明主体は「自身に対する他者の態度を「引き継ぐ」ようになり、「社会生活を構成する信頼・価値・ルール・命令をもたらす主体」が構築されるのである(Roberts, 1991, p. 357)。つまり、業績評価において排除の恐怖のもと説明主体にもたらされる管理者側からのアカウントビリティの要求は、やがてはその期待を主体自身に引き継ぐということを通じて、自己規律的なものとして内部化されたうえで履行されるということになるのである。したがって、組織内部で履行されるアカウントビリティにおいても、会計によるアカウントビリティの履行が絶対的なものになるという可能性が存在する。ゆえに、業績評価におけるアカウントビリティの履行においても、会計という手段を用いることによって、他の手段や履行相手が想定されないという状況下で、アカウントビリティ・レジームが固定化するということが生じるのである。

以上より、会計によってアカウントビリティを履行することにおいては、他の履行手段や他の履行相手が想定されない状況下においてアカウントビリティ・レジームの固定化が生じるということが明らかとなった。それでは、このようなレジームの固定化によって、アカウントビリティを履行する側(説

明主体)と履行される側(被説明主体)にはどのような影響があるのであろうか。次節では、このアカウントビリティの固定化がもたらす説明主体への影響について検討する。

3.3. 説明の起点としての「自己」の固定化

本節では、アカウントビリティの履行手段として会計が規定されたときに、アカウントビリティの履行主体にどのような暴力が作用するのかということ明らかにする。まず、前節でも示したように、Roberts(1991; 1996)で示されるような、会計というアカウントビリティの履行手段によってもたらされる規律的権力の作用と、その後の自己規律的なアカウントビリティの履行において、説明主体に対する暴力が見られる。つまり、アカウントビリティを履行する主体を、排除の恐怖のもとで会計数値という絶対的なイメージに固定化したうえで排除を回避できるような基準や目標を定め、そのような基準や目標を達成するよう説明主体を規律する。そして Roberts(1991; 1996)で示されるような Mead(1934)での主体構築のされ方に従うのであれば、このような規律が内面化され、会計によるアカウントビリティの履行が自己規律的に生じるのである。このような自己規律的な説明主体は、自ら説明主体としての自己を固定化しているのである。

さらに、会計は「行為の可視性を認識するための最も権力を持ち最も正統な道具」(Roberts, 1996, p. 45)であると認識されており、透明性²⁰をもたらす代表的な技術(Roberts, 2009)であるといえる。会計が透明性をもたらす物事を可視化するからこそ、昨今のアカウントビリティに対する要求の高まりにおいて、会計がその有用なツールとしての位置を占めているという側面も否めない。そして、このような透明性に基づいたアカウントビリティの要求は、突き詰めれば、物事を可視化し透明性をもたらすことができる範囲にお

²⁰ 論者によっては「可視性(visibility)」と「透明性(transparency)」という語について厳密に区別する場合もあるが、本論文においては、以下で詳細に検討する Roberts(2009)での語の用法に従って、両者に厳密な区別は設けない。

いてはアカウントビリティを履行することが可能であるという認識に基づくものであり、この透明性をもたらすことができると考えられている範囲は際限なく広がってきている。しかし、このような際限なく広がる透明性の範囲に関して、我々は本当に対応できるのかについては、改めて検討が必要であろう。つまり、際限なく広がる透明性の範囲に基づくアカウントビリティの要求に対して、十全に応答する(要求に対して完全な説明を行う)ことは可能なのであろうか。

この点に関しては、例えば今自分の財布のなかにどれだけの金額が入っているのか説明することを考えるだけでも明らかであろう。財布のなかにいくら入っているのかということは財布の中身を確認して金額を計算すれば把握でき、説明を要求した人に対してそのことを説明することができる。しかし、「なぜ、その金額が財布に入っているのか？」という一步踏み込んだ説明の要求となった途端、説明の難易度が上がり、このような問いに対して十全な説明をすることは困難になる。同様に、「なぜ、今日の昼食は B 定食だったのか？」や「なぜ、今日はその靴を履いているのか？」など、一見単純で説明可能であるようなことですら、我々は十全に説明し得ない可能性をもつ。これは「私」という個人としての主体が「自己(私自身)」についての説明を行うという、説明主体にとって最も根源的なアカウントビリティの履行であってもこのように説明することに窮するのであるから、この説明主体が企業など、「私」以上に複雑で大きいものになった際にはそのような説明の困難性は、より一層高まるといえる。それにもかかわらず、このような「私」の自分自身に対する理解の不可能性については十分な検討がなされず、近年様々な領域でアカウントビリティが求められ、求められた側はその要求に応えようとする状況、つまり「アカウントビリティの追求」が生じているといえる。そしてそのような状況では、自分自身にとって「私」は十全に理解可能であるということが与件となってしまっているのではないだろうか。

さらに、このアカウントビリティの追求においては、「アカウントビリティが果たされている」という状態が具体的にどのようなものなのか、ということが前提として規定されていない。つまり、我々は様々な領域においてアカウントビリティを要求し、要求された側は会計数値に代表される各種情報を

開示したり、物事を可視化したりすることによってその要求に応えようとするが、そこには、どのような情報が示されればアカウントビリティは果たされたことになるのか、ということが明確には示されていないのである。このように、最終的な到達点が示されていないにもかかわらずアカウントビリティが追求されているという状況においては、アカウントビリティを要求する側とその要求に応える側との間に「ズレ」が生じていると考えられる。

したがって、このような「ズレ」の一因に、アカウントビリティの起点としての、自分自身を十全に理解可能な「私」というものが与件として存在しているのであれば、このような与件を再考する必要がある。この自分自身を十全に理解可能な「私」とは、自分自身にとって自分が十全に可視化可能、すなわち「透明な自己」と規定することである。つまり、本来的に人は自分自身のことすらも十全に説明することのできない「不透明な自己」であるにもかかわらず、透明性の範囲が拡張するなかで、アカウントビリティの履行においては「透明な自己」という説明主体が説明の起点として規定されており、このことが上述のようなアカウントビリティの「ズレ」といったことをもたらしめていると考えられるのである。

このような説明の起点としての「透明な自己」に対する批判を展開したものとして Roberts(2009)が存在するが、そこでは Butler(2005)での主張に基づいて、説明の起点として規定される「透明な自己」という規範を「倫理的暴力」として批判している。そして Roberts(2009)はこの倫理的暴力の考えをもとに、透明性に基づくアカウントビリティにおいて説明主体に「透明な自己」という理想像が要求され、「透明性によって示された理想像に私が一致する... 限りにおいて、透明性は私と自己との間および他者との間に対立を生む」(p. 965)ということを示す。つまり、「アカウントビリティの履行においてあらゆることを説明するべきだ」という倫理的な規範が要求されることによって、本来的に自分のことすら十全に把握し説明することができない説明主体にとって、このような規範は倫理的暴力として作用するのである。つまりこれは、本来的に説明主体自身にとっても不透明な自己を「透明な自己」として固定化しようとする暴力なのである。

3.4. 果たされるべき責任の限定的な画定

ここまで、アカウントビリティ・レジームの三つの要素に従って、アカウントビリティの履行手段としての会計および履行主体におけるレジームの固定化について、そこで生じる暴力を見てきた。本節では、アカウントビリティ・レジームにおけるアカウントビリティを履行される側、すなわち説明主体から見たときの「他者」、に関して、会計によって履行されるアカウントビリティではどのような暴力がもたらされるのかということをも明らかにする。

前節で見たように、会計によってアカウントビリティが履行される時、説明主体には「透明な自己」という理想像が要求され、そのような規範としての「透明な自己」が、本来的に不透明な説明主体にとってはそれが倫理的暴力となるということをも Roberts(2009)での議論をもとに示したが、さらに Roberts(2009)では、本来的に不透明な「私(説明主体)」と、アカウントビリティの履行において要求される「透明な自己」との間の乖離においては、「道徳的ナルシズム」が自己に対して作用することが示されている。本来的に不透明な自己である主体は、「透明な自己」という理想像に到達することに失敗し、そのような主体自身に対して強い批判を向けることになるが、そこでナルシズムは「完璧さ或いは完璧になる可能性に私を夢中にさせるものの一つ」であり、「自己批判の苦しさが、完璧だという私自身の感覚を守り維持するために、全てにおいて不完全或いは不十分であると私が想像する他者を見つけ出す必要性をも生み出す」のである (Roberts, 2009, p. 965)。つまり、透明な自己に到達できなかった説明主体は、それでも透明な自己として自分自身を断定しようとするために、「他者」に対する配慮を欠いた状態になる。これはまさに、「透明な自己」という理想像と実際の説明主体との間の乖離に起因する自己批判が道徳的ナルシズムをもたらし、結果盲目的に「透明な自己」として自分自身を断定してしまうことによって、そのような透明な自己を起点としたアカウントビリティの履行が行われ、その結果、本来的に「他者」が望むような責任が果たされず、「他者」に対して配慮を欠いた状態になるということを示しているといえるだろう。このように、アカウントビリティを履行される側としての「他者」に対してもたらされる暴力は、そこで果たさ

れる責任が、限定的に画定されてしまっているという点にある。

そもそも、アカウンタビリティの履行においては、履行に用いられる手段はその目的に即しているからこそ選択されていると考えられがちである。しかし、この点に関して、Power(1991)において指摘され、Hopwood and Miller(Eds.)(1994)でも探究されているような、会計が組織や社会を構築するという考えに依拠すれば、アカウンタビリティの履行においても、何らかの果たすべき責任があつて、その責任を果たすために適した手段として会計やその他の履行手段が選ばれているのではなく、まず手段としての会計が存在し、その会計という手段が対応可能な範囲において、責任が限定的に狭まった範囲でしか果たされない、ということも考えられる。この点について増子(2013)は、会計などの計算技術に基づいて履行されるアカウンタビリティは「アカウンタビリティの履行を、知あるいは技術の適用にしてしまうことで、そこで行われる説明を計算の適用とし、自己の責任の範囲を、他者に対する説明の前に画定する。こうすることで、自らは責任ある説明主体であると見做している」(68頁)と指摘している。

以上より、会計によって履行されるアカウンタビリティにおいては、会計という手段が責任の履行手段に規定されると、その履行に先立って責任の範囲を限定的に画定してしまうことによって、「他者」に対して果たされるべき責任のうち、果たされない人や果たされない部分が出てくるという点において、アカウンタビリティを履行される側に対して暴力が生じるといえる。また、Roberts(2009)での主張に従うのであれば、会計によって履行されるアカウンタビリティにおいては、「透明な自己」がその説明の起点として規定されており、この理想像に対して説明主体が「道徳的ナルシズム」を抱き、自身を「透明な自己」と断定してしまうことによっても、「他者」に対する配慮を欠いた状態、すなわち「他者」への暴力が生じているといえるのである。このような暴力は、言い換えれば会計によって履行されるアカウンタビリティにおいて固定化された説明主体がそのアカウンタビリティの履行の対象としての「他者」を固定化する、という暴力である。

3.5. 小括

本章では、①アカウントビリティを履行する側、②アカウントビリティを履行される側、③アカウントビリティを履行する手段という三つの要素が特定の状況で結びついたその在り方を意味するアカウントビリティ・レジームという考え方に即して、会計によって履行されるアカウントビリティにおいて、アカウントビリティを履行する側の説明主体および履行される側の「他者」にどのような暴力が生じているのかを明らかにした。

アカウントビリティが会計によって履行されるとき、組織外部に対するアカウントビリティの履行においては、アカウントビリティは制度化・規則化しているといえる。また、組織内部でのアカウントビリティの履行においては、会計は絶対的なイメージをもたらし、階層的関係があるなかでのアカウントビリティの履行において、説明主体は排除を恐れて管理者側からのアカウントビリティの要求に従うよう規律され、さらに説明主体は、やがてはその要求や期待を主体自身に引き継ぐということを通じて、自己規律的にアカウントビリティを履行する。このように、アカウントビリティが会計によって履行されることにおいては、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されない状況下において、レジームが固定化してしまうということを示した。

また、このような説明主体に対する規律的権力の作用や説明主体自身による自己規律化は、説明主体を均質的な主体としてレジームのある一点に縛り付け固定化する暴力でもある。さらに、会計のような透明性をもたらす手段によるアカウントビリティの履行においては、「透明な自己」が説明の起点として要求されるというような、自分のことは十全に理解し説明できるべきだという、倫理的規範が要求されるが、このような要求も説明主体を「透明な自己」としてレジームのある一点に縛り付け固定化する暴力である。

そして、このような「透明な自己」として均質化された説明主体によって履行されるアカウントビリティにおいては、道徳的ナルシズムに基づいて「透明な自己」を無理矢理自分自身だと断定してしまうために、アカウントビリティを履行される側としての「他者」に対して配慮を欠いた状態が生じる。これは被説明主体としての「他者」に対する暴力である。さらに、会計の社

会構築的な機能に基づけば、まず説明主体が果たす責任が存在し、その責任の遂行に適した手段として会計が選択されるのではなく、会計というアカウントビリティの履行手段がまず規定されることによって、その手段で履行可能な範囲に責任が限定的に画定され、このような手段で測定・把握できないものに関する責任は排除されるという暴力がアカウントビリティを履行される側である「他者」に対して生じるといえる。以上のようなアカウントビリティを履行される側の「他者」に対して生じる暴力とは、果たされるべき責任の限定的な画定といえるだろう。

このように、アカウントビリティの履行において会計が用いられるとき、アカウントビリティ・レジームという観点から見ると、そこには他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されない状況下において、説明主体が均質的な主体としてレジームのある一点に縛り付けられ固定化され、その結果、被説明主体たる「他者」に対しても果たされるべき責任の限定的な画定が生じるということが明らかとなった²¹。それでは、この会計によって履行されるアカウントビリティにおける暴力の解放・緩和には、どのようなアカウントビリティを履行すればよいのであろうか。次章ではそのことについて議論していく。

²¹ 本章では会計によって履行されるアカウントビリティの負の側面に焦点を当て、そこで生じる暴力について議論したが、会計によって履行されるアカウントビリティによって緩和される暴力も存在するということは見逃してはならないであろう。責任の付与に関していえば、例えば、國部(2013)において指摘されているように、会計を含む計算による責任の画定は、極めて民主主義的なものであるといえることができる。つまり、計算というような客観的に誰が測定しても同じ値が算出できる測定方法が用いられない場合、この責任の付与においては「不透明な属人的な権力」(國部, 2013, 15頁)に起因する、一種の独裁のような、権力を持った者の主観によって全てが支配される状態が生じる。このような状態で行われる責任の付与も暴力と呼べるものであり、その点において会計によるアカウントビリティの履行は、暴力の緩和に寄与している側面もあるといえる。

第4章 アカウンタビリティ・レジームの「開かれ」

前章では、会計によるアカウンタビリティの履行においては、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されない状況下でアカウンタビリティ・レジームが固定化されてしまい、その結果、説明主体が均質的な主体としてレジームのある一点に縛り付けられ固定化され、被説明主体たる「他者」に対しても果たされるべき責任の限定的な画定が生じるという、アカウンタビリティの暴力について明らかにした。本章では、このような会計によってもたらされる暴力をいかにして解放・緩和していくのかということ考察する。

まず、第1節では、前章での議論において会計という手段に見られた問題は、広く計算システムにおいても同様に見られるということを示し、この計算に依拠するアカウンタビリティの履行に対置する形で示されるナラティブ・アカウンタビリティを、前章で示されたアカウンタビリティの履行における暴力の解放・緩和の手段として検討する。続く第2節および第3節では、ナラティブ・アカウンタビリティに関する先行研究のうち、「ナラティブによって説明される情報自体に価値があるということ強調するのではなく」(増子, 2013, 69頁)、その他の側面にアカウンタビリティがもたらす暴力の緩和の可能性を見出した二つのアカウンタビリティの新しい概念を概括する。第2節では Roberts(2009)において提唱された *intelligent accountability* を、第3節では Kamuf(2007)において提唱され、会計学領域には 2012年の *CPA* 誌における特集号によってもたらされた *accounterability* に関して検討し、さらに後者の概念を敷衍することによって導かれるアカウンタビリティの脱構築についても詳細に検討する。そして第4節では、前節までの議論に基づいて、会計によって履行されるアカウンタビリティにおける暴力の解放・緩和を志向する実践的な方法として、アカウンタビリティ・レジームの「開かれ」という考え方を提唱する。このレジームの「開かれ」という考え方においては、アカウンタビリティにおける暴力の解放・緩和を志向するためにレジームの外部の視点に立つことが必要であると考えられるので、第4節では、國部(2015)で示された複数評価原理に基づく評価プロセスに関する考察をもとに、このようなレジーム外部の視点を確立するための「制度化させないた

めの制度」の可能性についても検討する。

4.1. カリキュレーション・アカウントビリティとナラティブ・アカウントビリティ

本論文ではこれまで、会計によって履行されるアカウントビリティの問題点について見てきた。その問題点とは、アカウントビリティの履行において、会計という手段はコンテクストを十全に把握することはなく、そしてアカウントビリティ・レジームという観点で捉えたとき、会計によるアカウントビリティの履行は強制的で強い影響力を持つ制度や規則に則ったものであったり、説明主体に対する規律的な権力として作用したりそのような規律が説明主体に引き継がれて自己規律的な行動をもたらすために、他の履行手段や他の履行相手が想定されない状況のなかでレジームが固定化することになり、その結果、アカウントビリティを履行する側および履行される側に対して暴力がもたらされるということであった。

しかしこれらの会計によって履行されるアカウントビリティの問題点は、会計だけでなく、会計以外の計算システムに依拠して算出される数値を用いて履行されるアカウントビリティの履行にも、同様に当てはまるのではないだろうか。つまり、Johnson and Kaplan(1987)以来、株主重視による経営者の短期的意思決定および組織内部での業績測定尺度が財務会計のシステムによって得られた情報に偏ってしまっているということに対する反省から、バランス・スコアカード(BSC)に代表されるような財務指標だけでなく非財務指標をも組み込んだ業績評価システムが登場し、また、財務会計領域においても、財務諸表に示される情報だけでなく CSR 報告書やサステナビリティ報告書といった報告書において開示される非財務情報に対する要求が高まり、昨今ではアニュアル・レポートに非財務情報を取り込んだ「統合報告書(integrated report)」の作成・開示の機運も高まっている。しかし、これらの非財務指標も、顧客満足度や CO₂ 排出削減量など、記述情報ではなく数値として示されたものについては、それが「計算」によって「数値化」された

ものである以上、会計とは違うシステムによって数値化が行われたに過ぎず、結局コンテクストを十全には把握することはなく、またこのような非財務指標に基づいた情報開示や業績評価の仕組みも、それが制度・規則となることによって、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されないなかでのアカウンタビリティ・レジームの固定化を招くという可能性からは逃れられないであろう。実際、統合報告書のフレームワークが2013年12月に公表されたが、このようなフレームワークに基づいて統合報告書の開示様式や方法が制度化・規則化されるに従って、アカウンタビリティ・レジームの固定化が、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されないなかで生じる可能性が存在するのである。また、会計数値だけでなく非財務指標としての数値も絶対的なイメージや透明性をもたらす可能性を持つものであるから、前章で見たようなアカウンタビリティの履行における暴力をもたらす可能性がある。

したがって、本論文で議論してきた会計によって履行されるアカウンタビリティに対する疑義は、広く「計算」によってもたらされる情報によって履行されるアカウンタビリティにまで拡張することが可能であろう。本論文では、このような会計をはじめとする計算システムに依拠したアカウンタビリティの履行の形態を、「カリキュレーション・アカウンタビリティ」と呼ぶことにし、本節では前述のナラティブ・アカウンタビリティとの対比のなかでこのカリキュレーション・アカウンタビリティがもたらす暴力について考えていくことにする。

なお、本論文および後述する中澤(2014)では、このように計算に依拠したアカウンタビリティのことを「カリキュレーション・アカウンタビリティ」と呼んでいるが、アカウンタビリティの形態を指し示す類似した用語に、増子(2013)での「カリキュレイティブ・アカウンタビリティ」がある。増子(2013)での「カリキュレイティブ・アカウンタビリティ」とは、「自己の責任の範囲を、他者に対する説明の前に、計算を用いてあらかじめ画定しておくアカウンタビリティの形態」(60頁)のことであり、ここで言及される「計算」には、法律や制度、規範なども含まれている。したがって、増子(2013)では、「ナラティブ・アカウンタビリティを含むあらゆるアカウンタビリティの形態は、常にカリキュレイティブ・アカウンタビリティとなる可能性がある」(71頁)

というように、ナラティブな情報に基づいたアカウントビリティの履行も規則化や制度化されることによって、カリキュレイティブ・アカウントビリティ化するということが示唆されている。

これに対して、本論文で示す「カリキュレイション・アカウントビリティ」という言葉は、計算に依拠したアカウントビリティの形態のみを指すものであり、計算とナラティブ(非・計算)という二項対立的なアカウントビリティの捉え方を行っている点が異なる²²。しかし、増子(2014)では計算とナラティブという二項対立的な分類に関して、コンテキストの捕捉は計算にせよナラティブにせよ限界があるので、それは「程度の問題に留まる」(51頁)として、このような分類には否定的である。これに対して本論文では、計算とナラティブという区別は本質的には程度の問題に帰着するものであっても、実践的な見地から考えていく際には、実践において認識されている分類として、この二つを捉えることが必要であり、そこにナラティブ・アカウントビリティの実践に関する研究の糸口が存在すると考える。増子(2013; 2014)でのアカウントビリティの議論は、その一部は次節以降で検討するように、哲学的な観点に基づいた規範的なものであり、このような理論的研究をもとに実践を考えていく際には、何らかの実践に対する「落とし込み」をしなければならないといえる。このような落とし込みによって、理論的研究が焦点としていた論点が若干なりともぼやける可能性は存在するが、このような落とし込みはあくまでも、ナラティブ・アカウントビリティの実践的な見地に立った研究がまだ萌芽期にある現在においての、研究の糸口としての分類であり、今後、実践的側面からのアカウントビリティ研究の進展に伴って、理論的研究とより整合性のとれた分類や認識の方法を実践的研究にも適用することが必要であろう。

そこで、アカウントビリティの履行を、カリキュレイション・アカウントビリティとナラティブ・アカウントビリティという二分法的な捉え方のなか

²² なお本論文で、カリキュレイティブ(calculative)という言葉ではなくカリキュレイション(calculation)という言葉を使った理由としては、‘calculative’という言葉には「打算的」という意味もあり、計算に依拠したアカウントビリティの形態が「打算的なアカウントビリティ」というような印象を与えるのを避けるためである。

で考えていくと、計算では捨象されてしまい把握できないようなコンテキストの部分についても把握可能であるという点において、文書記述情報や対面的コミュニケーションによるナラティブな手段によるアカウントビリティの履行の意義が浮かび上がってくるであろう。しかし我々は、前章において見てきたように、アカウントビリティの履行が規則化や制度化することによって生じる暴力について、ナラティブ・アカウントビリティについても同様のことを考慮しなければならない。つまり、カリキュレーション・アカウントビリティにしる、それを補完するナラティブ・アカウントビリティにしる、どちらも暴力性を孕む可能性があるということである。

この点について、中澤(2014)では不完全な業績評価システムの運営に関する四つ経験的研究(Andon *et al.*, 2007; Dambrin and Robson, 2011; Jordan and Messner, 2012; Chenhall *et al.*, 2013)を、カリキュレーション・アカウントビリティとナラティブ・アカウントビリティという二分法のなかで捉えることから明らかにしている。中澤(2014)では、業績評価システムは会計数値や非財務数値において「測定の限界」が存在するため、「業績評価が一定の評価形態や評価指標に依拠することなく変化し続ける」(50頁)という業績評価の不安定性が存在しており、それはアカウントビリティの履行という観点から捉えたとき、「カリキュレーション・アカウントビリティからナラティブ・アカウントビリティへの移行や補完、或いはカリキュレーション・アカウントビリティから別のカリキュレーション・アカウントビリティへの移行や補完」(54頁)なのであり、結局、「アカウントビリティを履行される他者の権利や存在が蹂躪され、本来果たされるべき責任が果たされないという暴力のなかで、暴力が別の新たな暴力によって緩和される契機となっているに過ぎない」(54頁)ということを示している。つまり、ナラティブ・アカウントビリティにしる、カリキュレーション・アカウントビリティにしる、それらの履行の在り方が制度や規則となり、その制度や規則に則ったうえでのアカウントビリティの履行になると、それは前章で示したような、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されないなかでのアカウントビリティ・レジームの固定化に結び付き、その責任の限定的な画定によって、アカウントビリティを履行される側の「他者」に対して暴力がもたらされるのである。

以上のように考えると、これまで議論してきた会計およびその他の計算システムに依拠したアカウントビリティの履行、すなわちカリキュレーション・アカウントビリティ、の問題点を克服するためのナラティブ・アカウントビリティという方法は、カリキュレーション・アカウントビリティと同様の暴力性を孕んでいるといえるのである。したがって、単にカリキュレーション・アカウントビリティに対置する形でナラティブ・アカウントビリティを補完的に履行すれば問題が解決すると考えるのは、あまりにも早計であるだろう。

以下の二つの節では、この点に関して、カリキュレーション・アカウントビリティおよびナラティブ・アカウントビリティが孕む暴力性をいかに緩和していくのかということに関して、アカウントビリティの新しい概念である *intelligent accountability* (Roberts, 2009) および *accounterability* (Kamuf, 2007; McKernan, 2012) をもとに、単なる情報の補完ではない側面にその可能性を探って行く。

4.2. *intelligent accountability* : アカウントビリティの倫理的基盤²³

本節で詳述する *intelligent accountability* とは、Roberts(2009)において提唱されたものであるが、この言葉自体は、O'Neill(2002)での言及に遡ることができる。さらに、Roberts(2009)では Butler(2005)からの多大な影響について言及されており (p. 958)、後述するように *intelligent accountability* は、Butler(2005)において示された倫理に基づいた形態である。以下では、O'Neill(2002)および Butler(2005)での議論も踏まえ、Roberts(2009)において提唱された *intelligent accountability* の概念を詳述する。

4.2.1. O'Neill(2002)で示された *intelligent accountability*

O'Neill(2002)での議論に関して、当該文献は信頼が主題であり、政府や機関といったパブリックセクターはもとより、一般の企業やボランティアセクターまでアカウントビリティ追求の動向が及び、「この新しいアカウントビリ

²³ 本節の議論の内容は、中澤(2012)に基づく。

ティは詳細な統制(detailed control)の形態をもたらした」(p. 46)、つまりあらゆる領域で詳細な法制定や規制、そして統制が要求されるようになってきたということが主張される。そして「各々の専門職は、その適切な目的を持っており、この目的は定められた手続きや条件に従うという一連の目標に迎合することに還元できない」(O'Neill, 2002, p. 49)にもかかわらず、このようなアカウントビリティの追求においては法律や統制によって求められる手続きや情報開示のための記録などに多くの時間が必要とされるため、結果としてこのアカウントビリティの追求は、「しばしば専門職の適切な目的にとっての障害」(O'Neill, 2002, p. 49)となり、「単に「専門職の実務の適切な目的を変化させるもの」としてだけでなく「破壊するもの」として、そしてまさに専門職のプライドと誠実さを損なうものとして広く経験される」(O'Neill, 2002, p. 50)のである。そして、「アカウントビリティのその追求はまた、疑いの文化を構築し、モラルを低下させ、そして最終的には専門職の皮肉な態度を招くかもしれない」(O'Neill, 2002, p. 57)のである。

以上のように、「詳細な統制」を要求するアカウントビリティの追求における危険性を示したうえで、O'Neill(2002)では、「もし我々が専門家のパフォーマンスを損なうことなしにさらなるアカウントビリティを要求するなら、我々には *intelligent accountability* が必要である」(p. 58)ということが主張される。O'Neill(2002)によると、*intelligent accountability* とは、「それ相応のガバナンスを認識し、全てを統制する(total control)という幻想をほとんど見ないこと」(p. 58)を要求するものである。そして O'Neill(2002)では、アカウントビリティが本格的で効果的なものになるためには「それ相応のガバナンス、真実を伝える義務、*intelligent accountability*、に集中する必要がある」とし、「業績指標や全体的な透明性を用いた非常に困難なマイクロ・マネジメントについて、我々は幻想をほとんど抱かないようにする必要がある」ということが主張される(p. 59)。

このように、O'Neill(2002)では、より完璧なアカウントビリティに対する要求が専門職になされたとき、そこには「詳細な統制」が存在することが示された。この「詳細な統制」は全てを把握しようすることにも繋がるものであり、それは自己の十全な把握、すなわち前章で示したような「透明な自己」、

に行きつくとも考えられる。そして O'Neill(2002)ではアカウントビリティの追求においてこの「詳細な統制」を要求することの危険性を示し、この「詳細な統制」から脱却したアカウントビリティの形態として *intelligent accountability* が提唱されるのであり、そこでは全てを統制するという幻想を見ないことが要求される。したがって O'Neill(2002)は、アカウントビリティにおいてすべてが管理・統治でき全てを説明できるということに対する疑義を始点とし、そのような考えから脱却したアカウントビリティの形態として *intelligent accountability* を提唱しているのであり、この点は Roberts(2009)で示された *intelligent accountability* の概念にも引き継がれている。

4.2.2. Butler(2005)で示された倫理

Butler(2005)での議論に関して、Roberts(2009)では Butler(2005)において示されている自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」を *intelligent accountability* の履行における倫理的基盤としている。このような倫理的基盤に基づいた *intelligent accountability* は、堀口(2012)が指摘するように、Messner(2009)が疑義を示す「アカウントブルな主体が存在するべきだ」という倫理的規範に立脚しておらず、この点において、従来のアカウントビリティの形態だけではなく、ナラティブ・アカウントビリティに関するこれまでの研究において志向されてきた、情報の拡充や数値が生み出されるコンテキストのより十全な把握のためのアカウントビリティの形態とは一線を画すものである。

ここで、Butler(2005)においてどのような主張がなされているのかを佐藤(2008)も踏まえ説明する。Butler(2005)は、「主体は権力、あるいは規範の「呼びかけ」とその内面化によって創始される」(佐藤, 2008, 260 頁)という主体形成の考えに基づき、「もし私たちが、言わば最初から分裂を被り、基礎づけを失い、あるいは一貫性を欠いた存在だとすれば、個人的あるいは社会的責任の概念を基礎づけることは不可能なのであろうか。もしそうでないとなれば、私は、自己認識の限界を認める主体形成の理論が、倫理とまさしく責任の概念をいかに提示しうるかを示しつつ議論を展開」(p. 19; 邦訳, 36 頁)

するというものであり、主体の自己に対する不透明性から自らの主張を示しはじめる。主体の自らに対する不透明性とは、「主体が社会的規範、他者との関係性において形成されている」(佐藤, 2008, 261 頁)ことに由来するものであり、主体と他者、主体と規範という関係性が存在している。そして「そこから、主体の他者、規範に対する倫理的責任という関係性が導かれる」(佐藤, 2008, 261 頁)のである。

主体と他者の関係性に関してバトラーは、「始まりにおいて、私はあなたに対する関係であり、両義的に呼びかけられ、呼びかけており、「あなた」に託されるのであって、私は「あなた」なしでは存在しえず、生き残るために「あなた」に依存している」(Butler, 2005, p. 81; 邦訳, 146 頁)という関係性を示しているが、ここで言う「あなた」とは、「私がどんな説明もできない仕方で内面化されている他者」(Butler, 2005, p. 80; 邦訳, 146 頁)のことである。そして、「こうした他者への原初的關係性こそが、他者への責任の基礎を形作る」(佐藤, 2008, 270 頁)のであり、そこでの他者への責任とは、「他者を消去して自己に閉じこもり、それによって他者に「自己保存」を目的とした暴力を加える」ことを超えた「根源的な他者への関係性」なのである(佐藤, 2008, 274 頁)。

次に、主体と規範との関係性に関して、ここで提唱される倫理とは「社会的規範への批判的態度」(佐藤, 2008, 275 頁)である。つまり、「規範とは言わば私の発話の条件であるが、私はこれらの条件を、私の発話内で完全に主題化することができない」(Butler, 2005, p. 82; 邦訳, 149 頁)のであるから、「私が語る際に、なしうることの限界、こうした行いのすべてを条件づける限界を注意深く理解しなければならない」(Butler, 2005, p. 82; 邦訳, 149 頁)ということであり、これは規範を再構築可能であるものとして我々が振舞うことを意味する。バトラーは「道徳的規範に対する批判的態度こそが規範に対する倫理を構成する」、つまり「行為原理を抽象的に参照するのではなく、行為の結果を参照し...そこで現れる結果に基づいて行為原理を批判的に修正することが重要」だと考えるのである(佐藤, 2008, 277 頁)。そしてバトラーは、「規範に属する自分自身の批判的な再形成という倫理」(佐藤, 2008, 281 頁)を導き出す。この自分自身の再形成は、「他者との関係においてしか

ありえない」ものであり、その意味において他者への責任とは、「他者への関係のなかで自己を解体し、自己を根本的に再創造することを意味している」のである(佐藤, 2008, 281 頁)。そして、このような倫理のもとで「語り、説明しようとするなら、私たちは無責任ではないだろうし、あるいはもしそうであれば、私たちはきっと赦されるだろう」(Butler, 2005, p. 136; 邦訳, 249 頁)と結論付けている。

以上が Butler(2005)の主張である。Butler(2005)は、そもそも自己とは不透明なものであり透明なものにはなり得ず、よって自分自身に関する完全な説明をすることができないという考えを Roberts(2009)にもたらしめている。そして私および他者における自己の不透明性を認識することは、「知の限界そのものを経験すること」(Butler, 2005, p. 42; 邦訳, 80 頁)でもある。この点において主体は「自分が完全な知を持ちえなかったことを赦される必要があるし、また他者に赦しを与える同じような義務を負っている」(Butler, 2005, p. 42; 邦訳, 80 頁)のであり、ここから「不透明な自己」における自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」という倫理が導かれる。さらに Butler(2005)では、自己とはその形成において他者と規範との関係性を含むものであるが、この規範に対しては批判的な態度をとり、他者との関係性のなかで自己を再形成することこそが他者への責任であるということが示されており、ここから、自己はその形成において他者との関係性を本来的に含み、他者への責任としての自己の再形成は他者との関係性が必要不可欠であるという考えが導かれる。

4.2.3. Roberts(2009)で示された intelligent accountability

前項までで見てきたような O'Neill(2002)および Butler(2005)での議論に基づいた Roberts(2009)において提唱される intelligent accountability とは、「特定のコンテキストの中に存在する」のであり、そこでは「傾聴したり質問したり会話したりという活動的な探究(enquiry)」が行われる(Roberts, 2009, p. 966)。そして「透明性は瞬間での行為を捉える周期的なスナップ写真を頼みにしなければならないのに対して、intelligent accountability は時を「超えて」拡張し、「バラバラの指標の根本に存在する複雑な相互依存を

理解することを促進する」ものである(Roberts, 2009, p. 963)。

このような概念の **intelligent accountability** において、Roberts(2009)は、「**intelligent accountability** の基礎としての倫理の様々な見解」が必要であると、そのような倫理の一つとして、Butler(2005)で示された、本来的に不透明な自己における「私は自分に関する説明をすることができない、すなわち、私は自分が何をなしつつあるか全く知らない」という前提に基づいた自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」を示す(Roberts, 2009, p. 966)。Roberts(2009)ではこの倫理を **intelligent accountability** に落とし込んで、「もし私が、自分がしていることを全く分かり得ないということ認めらるなら、ある種の思いやりが要求される。そして私は自分自身についてより謙虚になり、様々な他者の可能性や能力に関する価値および、私が彼らに依存していることを認めることを厭わなく」なり、このような状況においては「各々に対する我々の実際上の依存に関する重要な何か」が顕現するのであり、したがって「アカウントビリティは不可欠な社会的実践...として再構成される」ということが主張される(p. 966)のである。

Roberts(2009)において示された **intelligent accountability** という概念は、アカウントビリティにおいて全てが管理・統治でき全てを説明できるということに対する疑義とそのような考えからの脱却に基づいて提唱されているという点では、O'Neill(2002)で示された **intelligent accountability** という考えと一致する。しかし、O'Neill(2002)で示された **intelligent accountability** とは異なり、Roberts(2009)によって示された **intelligent accountability** は、Butler(2005)で示された本来的に「不透明な自己」を説明の起点とし、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」をその基礎的な倫理としている。また Butler(2005)では、自己はその形成において他者との関係性を本来的に含み、他者への責任としての自己の再形成は他者との関係性が不可欠であるということも示されており、これら Butler(2005)の考えを加味した Roberts(2009)において示された **intelligent accountability** の概念では、アカウントビリティ履行の具体的な方法として、他者との直接的な関係、つまりアカウントビリティを履行する側と履行される側とにおける会話や質問、傾聴といった対面的コミュニケーションが示されている。さらに、アカウン

タビリティは自己と他者との相互依存関係が中心に据えられた不可欠な社会的実践として再構築されるべきだということが主張されており、このような主張のもと提唱された *intelligent accountability* の概念は、「自己」と「他者」の相互依存関係をその中心に据えたアカウントタビリティの形態であるといえる。

4.2.4. 構築するものとしてのアカウントタビリティ

ここまで本節では Roberts(2009)が提唱した *intelligent accountability* という概念に関して、それが依拠する O'Neill(2002)および Butler(2005)の議論にまで遡り詳細に検討した。この *intelligent accountability* という概念の特徴としては、「我々は自分自身のことすらも十全に把握することはできず、それゆえ自分自身のことを説明できない」という「不透明な自己」を説明の起点として規定していることであろう。この背景には、会計などの透明性をもたらす技術によってアカウントタビリティを履行する際に説明の起点として規定される「透明な自己」が、倫理的暴力として我々に作用しているという批判が存在する。この「透明な自己」は、全てを把握でき統治できると考える「詳細な統制」(O'Neill, 2002)にも繋がる考え方であり、「不透明な自己」を説明の起点として規定するということは、このような考え方に対する批判でもあるといえる。そして、「不透明な自己」を説明の起点としたとき、アカウントタビリティを履行する際には、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」が倫理として求められることになる。

ここで、このような倫理に基づいたアカウントタビリティ関係を想定してみると、説明主体は儘ならない説明を儘ならないまま行い、その説明を受ける側はその儘ならない説明を儘ならないまま受け入れる、というアカウントタビリティの履行が導かれる。しかし、このようなアカウントタビリティの履行は、現在実際に行われているアカウントタビリティの追求、すなわちアカウントタビリティを履行する側も履行される側も共に可能な限り完璧な説明を追求し、そのような説明によってアカウントタビリティを履行しようとする、とは正反対のものであり、また「追求」という言葉のイメージとも相容れないものである。これは一見矛盾するようであるが、この矛盾にこそ、この

intelligent accountability という概念で示された、アカウンタビリティの本質的な側面が存在すると考えられる。つまり、アカウンタビリティとは本質的に追求するようなものではなく、「他者」との関係性のなかで構築していくものだといえるのである。

アカウンタビリティとは責任を負わせる者とその責任を果たす者との関係性のうえにはじめて成り立つものである。つまり、アカウンタビリティの関係において本質的に他者の存在は不可欠なものなのである。Roberts(2009)は、説明の起点となる「自己」という観点からアカウンタビリティを考察することによって、「透明な自己」がもたらす暴力に関して第3章での議論で示したように、会計によって履行されるアカウンタビリティは、他者が考慮されていないだけでなくむしろ他者を排斥しようとするものであるということを示唆し、そのようなアカウンタビリティの形態の支配から脱却し、より他者を考慮した、つまり他者に対する責任が可能な限り果たされるような形態によってアカウンタビリティを履行することを主張したのである。そして「私」という説明主体にとっての自分自身の不透明性に由来する、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」を倫理的基盤とした、「他者」を考慮したアカウンタビリティの形態が Roberts(2009)で提唱された intelligent accountability なのである。

ここまでの intelligent accountability の議論に基づけば、アカウンタビリティとは本質的には、「自己と他者との直接的な関係性の構築」に基づいて履行されるべきものと考えられる。intelligent accountability において中心的な役割を担う会話や質問、傾聴といった対面的コミュニケーションは、説明の対象となる事象が生み出されたコンテクストを把握することに長けた手段であり²⁴、まさにこの他者との直接的な関係性の構築を促進するものである。これに対して会計は、会計数値によって物事を可視化するものではあるが、会計によって生み出された数値は物事を瞬間的な一時点において捉えたものでしかなく、コンテクストを十分に把握するものではない。また、第3章で

²⁴ コンテクストをどこまで詳細に把握すべきかということに関しては、どれだけ詳細なアカウンタビリティを履行するのか(求められているのか)に依存するため、コンテクストの把握の範囲や程度を一概に決めることは困難である。

も示したように、会計によってアカウンタビリティが履行される場合、会計が映し出す数値こそが説明主体たる自分であり他者であると我々は認識してしまい、説明主体はその会計数値だけを捉えてその数値のもと規律され、或いは自己規律的にアカウンタビリティを履行してしまうのであり、そこでは、これまで本論文において批判してきた説明主体の固定化が他の履行手段や他の履行相手が想定されない状況下で生じるのであり、そこでは果たすべき責任の限定的な画定が生じる。

ゆえに、Roberts(2009)で提唱された *intelligent accountability* という概念に基づけば、会計によって履行されるアカウンタビリティにおける暴力を解放・緩和するためには、「詳細な統制」という考えをもたらすような「透明な自己」を説明の起点として据えるのではなく、「不透明な自己」を説明の起点に据え、倫理に関しても、「アカウンタブルな主体」を志向する倫理的規範から、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」という倫理に転向することが必要なのである。

4.3. *accounterability* : アカウンタビリティの脱構築

続いて本節では、哲学的なパースペクティブに依拠したアカウンタビリティの形態であり、Kamuf(2007)によって提唱され、2012年のCPA誌における特集号によって会計学領域にもたらされた概念である *accounterability* について検討する。この‘*accounterability*’という言葉は、‘*accountability*’という言葉のなかに‘*counter*’という言葉が入り込んでおり、‘*ac-counter-ability*’となっている。これは、‘*accounterability*’という概念が計算とナラティブという二つの極が存在するアカウンタビリティにおいて、「アカウンタビリティの抗し難い論理に対する抵抗としての対抗的制度」(Kamuf, 2007, p. 253)、つまり「計算(*calculatively*)に支配されたアカウンタビリティの普及した状況に対する抵抗の実践」(McKernan and McPhail, 2012, p. 177)としてのアカウンタビリティの概念だからである。この抵抗を示すために、‘*accountability*’という言葉のなかに‘*counter*’という言葉が入り込んでいる

のである。なお、この‘*accounterability*’という言葉は文字としては‘*accountability*’と区別可能であるが、発音だけでは両者を区別できない。

この‘*accounterability*’の概念を解題した研究として増子(2013)があるが、増子(2013)では、「*accounterability* は、デリダの「証言(*testimony*)」の概念を応用したアカウントビリティの形態を意味するが...カリキュレイティブ・アカウントビリティと証言のアカウントビリティの差異を明確にし、またアカウントビリティの履行の形態を他者に対して開かれたものとするためには、抵抗のアカウントビリティが必要であることを論じる」(66頁)ために、証言としてのアカウントビリティと抵抗としてのアカウントビリティに分離して議論を展開している。以下では、増子(2013)では議論されていないがMcKernan(2012)では証言と並ぶ *accounterability* の側面として位置付けられている、デリダの「贈与」に関する議論に基づいた贈与としてのアカウントビリティについても踏まえ、‘*accounterability*’の概念を詳細に検討する。さらに、そこから導き出されるアカウントビリティの脱構築という考えについても考察を行う。

4.3.1. 証言と抵抗としてのアカウントビリティ

証言としてのアカウントビリティ(*accountability as testimony*)における「証言」とはデリダによって示され、このアカウントビリティの在り方はMcKernan(2012)によって示されたものである。McKernan(2012)では、デリダによる責任のアポリアに関する分析をもとに、アカウントビリティのアポリアについて議論されているが、このアカウントビリティのアポリアとは、「アカウントビリティの可能性の条件が、同時にその不可能性の要件でもある」(p. 258)ということであり、「秘密によって保証された道徳的な責任という単一性と倫理という普遍性との間の衝突という意味で理解され得る」(p. 259)ということである。つまり、McKernan(2012)では「規則やコードや社会的規範という普遍的或いは一般的に理解できるレベル」で生じる「倫理的な」責任と、「別の人に対するある主体によって生み出される個人のレベルで生じる責任、すなわち社会的規範において典型的には理解ではない単独的な責任」という「道徳的な」責任というように、単独的な責任と普遍的な責任

を区別しており、この区別に基づいた普遍的な責任を履行するための倫理的なアカウントビリティと、単独的な責任を履行するための道徳的なアカウントビリティにおいて、「倫理的なアカウントビリティが道徳的なアカウントビリティに対して脅威となる」ということを主張し、これをアカウントビリティのアポリアと呼んでいる(p. 259)。McKernan(2012)では「道徳的な責任と決断は、その単独性において、アカウントビリティによって要求される返答可能性や可視性とは両立し得ないある種の秘密に頼っている」(p. 261)とし、旧約聖書『創世記』22章のアブラハムによるイサクの奉献の物語に見るデリダの責任論から、この秘密を伴う単独的な他者に対する道徳的なアカウントビリティを見出す。ここでイサクの奉献の物語とは、以下のような内容である。

百歳になろうとするアブラハムは、すっかり年老いた妻サラとの間に男の子が生まれるであろうという神の約束を聞き、事実イサクが生まれる。ところがある日神は、「息子イサクを連れてモリヤ山に行き、彼を犠牲として捧げよ」とアブラハムに告げる。そこでアブラハムは、妻や執事さらにはイサク本人にも何も告げず、モリヤ山に向かう。一度だけイサクが、犠牲のための子羊はどこにいるのか、と尋ねる。アブラハムは、子羊は「神が備えてくださる」とだけ答えて、歩き続ける。ついに命じられた場所につき、アブラハムはイサクを祭壇の上にのせ、手を伸ばして刃物を取り、息子を殺そうとした。アブラハムの「決断」の瞬間である。そのとき、天から神の使いが呼びかけ、「あなたが神をおそれるものであることが、今、わかった」と告げる。アブラハムがまわりを見回すと、背後に一匹の羊がいたので、彼はこれをイサクの代わりに捧げた。神はアブラハムに子孫繁栄の祝福を与える。(廣瀬, 2006, 186頁)

この物語に関して McKernan(2012)がまず言及するのは、決断の瞬間に生じるとデリダが主張する「狂気」についてである。すなわち、「イサクを犠牲にするというアブラハムの決断は、コミュニティの規範という観点で理解することは不可能であり、自身の妻サラに対して正当化或いは説明することは

不可能である」(McKernan, 2012, p. 262)という点で「狂気」なのである。しかし、ここでアブラハムは神の「イサクを捧げよ」というお告げに従う、つまり神に対する責任を果たすために、イサクにも妻にも本当のことは言わず、「秘密」を守るのである。つまりデリダにとって、「アブラハムが責任を引き受けるということは、沈黙を守り、秘密を共有せず、自分自身やその行動について説明を与えず、議論のために物事を話さず公にしない、ということ」(McKernan, 2012, p. 262)であり、それが神という単独的な他者に対する責任を果たすことなのである。

そして、このような倫理的なアカウントビリティと道徳的なアカウントビリティというアカウントビリティのアポリアが存在するなかで、どのようにして他者に対する責任を高め、その責任を履行していくのかということに関して、McKernan(2012)では証言のアカウントビリティが主張される。この「証言」は、Kamuf(2007)でも計算に基づくアカウントビリティに対して抵抗をなすものとして考えられており、増子(2013)の言葉を借りれば、証言のアカウントビリティとは、「個人的なものであり、説明を行う主体は、真理ではないにしても、少なくとも、真理に対する私の「証言」を説明の受け手に与えるような説明を行うこと」(67頁)である。つまり、デリダによって示される「証言」とは、「本質的に個人的で主観的なもの」(McKernan, 2012, p. 270)であり、「複式簿記からもたらされる会計記録を含む技術的な記録は、それ自体で証言を生み出すものではない」(McKernan, 2012, p. 270)のであり、証拠や根拠といったものは証言とはなり得ず、むしろこのような証拠や根拠といったものをもたらす技術は「証言に対する必要性を破棄することを意図し得る」(McKernan, 2012, p. 270)ものでもある。さらに、McKernan and McPhail(2012)が指摘するように、デリダの言う「証言」は「他者との関係、すなわち約束することや信頼、信仰という関係を伴う行為遂行的なもの」(p. 179)であり、増子(2013)は証言のアカウントビリティにもこの行為遂行性を見ている。つまり、証言のアカウントビリティにおいては「わたしは率直であろうとしているのだという、説明主体が説明の受け手に与える証言によって創り出され、その責任は行為遂行的かつ事後的に創り出される」(増子, 2013, 70頁)といえるのである。

以上、ここまで証言のアカウンタビリティについて検討してきたが、ここで示されたような「証言」を行うためには、証拠や根拠に基づいた説明ではなく、そのようなものを超えて存在する責任に応答する説明が必要となる。この点において、会計などの計算に依拠したアカウンタビリティの履行ではなく、証拠や根拠といったものに基づかないナラティブな方法によるアカウンタビリティの履行が必要になるのである。

次に、accounterability におけるもう一つの側面である、抵抗としてのアカウンタビリティに焦点を当てる。なお、この抵抗としてのアカウンタビリティについて議論を行う際に重要な点は、証言としてのアカウンタビリティを志向したナラティブ・アカウンタビリティであっても、それは Kamuf(2007)や McKernan(2012)、さらに本論文でも批判してきた、計算²⁵に依拠したアカウンタビリティになるという可能性を孕んでおり、その点において、アカウンタビリティを履行するうえで、このアカウンタビリティがもたらす暴力からは我々は逃れられないということである。つまり、ナラティブ・アカウンタビリティの履行においても、それが制度や規則化することによって、根拠や証拠に依拠するアカウンタビリティの履行に変容し得るのである。増子(2013)が言うように「我々は、自らのアカウンタビリティの履行が、暴力性を伴うことを知りながら、アカウンタビリティの履行を行う他ない」(71頁)なのである。そのうえでこの抵抗のアカウンタビリティとは、そのような暴力性を「減じるアカウンタビリティの履行の形態」(増子, 2013, 71頁)なのである。

計算に依拠したアカウンタビリティの履行と、ナラティブ・アカウンタビリティの履行との間における暴力のせめぎ合いに関しては、中澤(2014)でも指摘していることであるが、増子(2013)では、このアカウンタビリティにおける暴力のせめぎ合いの突破の糸口を、デリダの「正義論」に見出す。デリダ(1999)は正義に関して、それを法／権利から区別し、「法／権利は本質的に脱構築可能である」(33頁)のに対して「正義それ自体は... 現実に存在するならば、法／権利の外または法／権利のかなたにあり、そのために脱構築し

²⁵ ここで言う「計算」とは、増子(2013)が示すように法や規範、ルールなども含まれる。

えない」(34頁)のものであり、脱構築そのものも「現実が存在するならば、これと同じく脱構築しえない」(34頁)のものである。そしてここから、「脱構築は正義である」という主張が導かれる(デリダ, 1999, 34頁)。ゆえに、法や規範、ルールなどに則った決断とは正義に適うものではないのであり、「ある決断が正義にかなうものでありかつ責任ある／応答可能なものであるためには、その決断はそれに固有の瞬間において... 規制されながらも同時に規則なしにあるのでなければならぬし、掟を維持するけれども同時にそれを破壊したり宙吊りにするのでなければならぬ」(デリダ, 1999, 56頁)ということが主張される。

増子(2013)ではこのようなデリダの「正義論」を、アカウントビリティの議論に応用して、「既存の制度に則って行われるカリキュレイティブ・アカウントビリティはもちろん、アカウントビリティの履行そのものに、客観性、合理性、正義の根本的な根拠を置くことができないということ」(72頁)および「客観性、合理性、正義の本質的な根拠は、他者に対するある絶対的な、つまり脱構築不可能な正義という他者によってもたらされるということ」(72-73頁)を導き出す。したがって、抵抗のアカウントビリティとは、「正義や他者に対して、開かれたものとなるよう、それにむかって脱構築可能なアカウントビリティの履行を通して、脱構築不可能な正義や他者に対して開かれた関係に向けて、絶えず脱構築していくこと」(増子, 2013, 73頁)なのである。そしてこのような脱構築は、アカウントビリティのアポリアを経験することによってしか達成され得ないのである。

4.3.2. 贈与としてのアカウントビリティ

McKernan(2012)において、証言のアカウントビリティと同様に責任を高めることを助けるアカウントビリティの再構成された形態として示されている、贈与としてのアカウントビリティ(accountability as gift)について詳細に検討する。McKernan(2012)では、「既存のアカウントビリティの実践は経済的な円環、すなわち交換の円環に制限される傾向にある」(p. 273)と見なす。これは、アカウントビリティとは上記でも見てきたように、典型的には法的、倫理的な基準や規約に基づく限定的なものになるものであり、そこでは

負債や所有に関する会計による詳細な記録などによって、その円環が堅固に維持され、結果、「アカウントビリティの閉鎖」(McKernan, 2012, p. 273)が生じてしまうということを意味する。このような閉鎖的な交換の円環に基づいて履行されるアカウントビリティにおいては、その円環のなかに新しい要素や他者が入ることができずに排除されてしまう。このような点に関してMcKernan(2012)は、「他者に対して開かれること」や「新しい何かが入り込む」といったことを生じさせるものとして、デリダが示した「贈与」の概念を引用している。

デリダ(1989)においては、円環は「循環的交換、財の、生産物の、通貨記号の、あるいは商品の循環、支出の減殺、所得、使用価値および交換価値の交換」(66頁)のような、経済(エコノミー)的な分野の中心にあるということが示される。そして「贈与は... エコノミーを妨害するまさに当のものを意味するのではないのでしょうか」(デリダ, 1989, 66頁)として、贈与を「循環し得ず、その贈与を廃棄することを除いては贈与者に帰還し得ない」(McKernan, 2012, p. 273)ものと位置づける。さらにデリダ(1989)は、この贈与を「不可能なもの」(67頁)とする。それは、以下の文章に端的に述べられている。

贈与があるために必要なことはただ単に、受贈者が返さない、返済しない、償わない、報いない、契約に入らない、ということにとどまりません。ぎりぎりのところでは、彼がその贈与を贈与として認めさえしないのでなければなりません。もし彼がそれを贈与として認めたら、もしその贈与が贈与として彼に現われたら、もしそのプレゼントがプレゼントとして彼に現前したら、この単なる認知だけでその贈与を廃棄するのに十分です。(デリダ, 1989, 74頁)

つまり贈与とは、その贈与の贈与者にしろ受贈者にしろ、それが贈与であると認識することによって廃棄されてしまうものなのである。「贈与の記憶とは、与えることの瞬間に消滅しなければならないもの」(McKernan, 2012, p. 274)なのである。

このように、デリダによって示されている贈与の概念は「途方もなく捉えどころのない」(McKernan, 2012, p. 274)ものであるが、McKernan(2012)では、この贈与の概念をさらに追求するために、「円環としての時間」(デリダ, 1989, 69頁)について言及する。デリダ(1989)では、「あらゆる循環のこじあけが生じたであろう瞬間にしか、贈与は可能でありえず、贈与はありえないのであり、さらに「時間的円環のこじあけが生起するであろうその瞬間は、時間には所属するはずがない」ということが示される(69頁)。つまり、「その瞬間が逆説的にも時間を引き裂く瞬間にしか... 決断のその瞬間(キルケゴールによると、その瞬間は狂気なのです)が時間を遮断し、もはやそれが一つの今として、時間的綜合のうちに連結されている一つの現在として、つまり、過ぎ去った現在、現在そのもの、言いかえれば顕在的現在、未来的現在として思考可能でない瞬間にしか、贈与はあらぬ」のである(デリダ, 1989, 69頁)。したがって、贈与が時間を引き裂くことによってやりとりの円環が打ち破られ、狂気のうちにそして不均衡のうちに他者への志向がなされるのである(McKernan, 2012, p. 274)。そしてMcKernan(2012)では、「デリダにとって、贈与の瞬間はひょっとしたらアブラハムのイサクの拘束において最も例証されているのかもしれない」として、前述のイサクの奉獻の物語を再度解釈する。曰く、「アブラハムが自身を絶対的な他者に十全に応答するように専心する際に贈与は生じた」のであり、アブラハムがイサクを殺そうとナイフを振り上げたときが、狂気の瞬間なのである(McKernan, 2012, p. 274)。「その瞬間においてアブラハムは、自身の行動が将来にどのような影響を与えるのか、特にイサクの死が彼の神との約束の達成にどのような影響を与えるのかということ計算することなく、他者に対して応答するために時間を引き裂くのである」(McKernan, 2012, p. 274)。

また、McKernan(2012)においては、贈与が不可能であり、決して現前せず認識されるものではないということに、我々がこの贈与に対して情熱を抱き、贈与を要求する理由を見出す。そして、贈与と交換の円環の間には、「交換の円環による支配を緩和し、その円環の流れを妨げること」(p. 275)で、「他者が到来し、新しい出来事が生じ、贈与が生じる」(p. 275)一方で、「贈与は交換の円環を作動させるもの」(p. 276)でもあり、「交換の円環は、贈与とい

う徳行(virtue)によって回転する」(p. 276)というような相互依存関係があるということが示される²⁶。このように考えるのであれば、「我々が直面する本当の課題は、贈与と経済の関係性を交渉する最良の方法であり、我々はその贈与と経済の間の空隙或いは空間に紛れ込む必要がある」(McKernan, 2012, p. 276)。そしてこのことを実現するために McKernan(2012)では、「規制や手続きによって、説明の贈与のための、すなわちより歓待となる説明(hospitable accounts)のための、空間が認められることを確実なものとするために、我々は制度的に注意を払う必要がある」(p. 276)ということが主張される。McKernan(2012)において贈与は、「他者そしてまさに来るべき他者に対する明確な応答であり、絶対的な他者という単独性に対する応答」でもありさらに、「贈与とともに、時間は引き裂かれ、現前するものの不変性は全き他者、すなわち現前しているものに留まらない全き未来、に対して開かれることによって崩壊する」のである(p. 276)。したがって、このような贈与としてアカウントビリティを履行していくことで、「我々の期待や義務、伝統、法律、計画」(McKernan, 2012, p. 276)といったものに基づく同じことを繰り返す円環を突破し、不可能であることに対しての空間を作ることによって、単独的・絶対的な他者に対する責任が履行される可能性が生まれるのである。

以上、McKernan(2012)において示された贈与としてのアカウントビリティについて検討した。このアカウントビリティの形態において特筆すべきは、贈与そのものはデリダも言及しているように「不可能なもの」(デリダ, 1989, 67 頁)、つまり「決して現前せず、現れることもなく、現前も実在も現存も

²⁶ これは、純粋な贈与もなければ純粋な経済的円環もないということの意味する。この点に関して、カプート編(2004)において J.D. カプートは、純粋な経済的円環のもとでは「すべての仕事、すべての雇用は、たんなる労働契約に墮落してしまい、そこではなんらかの「剰余」が「付加される」ことはない。被雇用者はたんに「契約を履行する」にすぎず、労働者は自分の雇用や自分の仕事に対して一分でも出し渋ろうとし、仕事をはかどらせるための何かをしようということはまったくせず、自分自身を仕事に「捧げる[贈与する]」ことも決してしない。他方で、雇用主は自分の被雇用者たちに対してできるかぎり吝嗇で小心になり、彼らから奪い取ることでできない、ごくわずかの休息や手当さえも彼らに与えることは決してないであろう」と指摘している(228 頁)。このような状態は望むべくものでもなく、またこのような状況においてはそもそも雇用に基づく労働は存在しないのであり、ここからも、円環と贈与の相互依存的な関係性が導かれる。

しないものでありながら、われわれが最も深く欲望するもの」²⁷ (カプート編, 2004, 223 頁)である「不可能なもの」に対して積極的に関わろうと志向し、「贈与」のための空間を作ろうとすることこそが、法律や規則や規範、そして倫理といったものによって同じことが繰り返される交換の円環を突破し、単一的・絶対的な他者に対して責任を果たすためには必要だということである。そしてこの方法として、McKernan(2012)では、規制や手続きなどによって、制度的にそのような仕組みが構築されることを志向しているといえるのである。既に示したように、アカウントビリティの履行は McKernan(2012)も指摘するように交換の円環(経済的な円環)に制限されているといえるのであり、このような円環には、本論文において見てきた、会計によって履行されるアカウントビリティも含まれるであろう。したがって、アカウントビリティの円環をアカウントビリティ・レジームと読み替えれば、McKernan(2012)で示された贈与としてのアカウントビリティに関する議論とは、会計によって履行されるアカウントビリティによるレジームを突破し、そのレジームの枠外に存在する(と考えられる)「他者」に対して責任を果たす方法としての「贈与」を示すものである。

4.3.3. アカウタビリティの脱構築

ここまで、accouterability を、McKernan(2012)および増子(2013)に基づいて、「証言と抵抗としてのアカウントビリティ」および「贈与としてのアカウントビリティ」という側面から検討してきた。単一的な他者に対する責任を果たすためのアカウントビリティの履行として、根拠や証拠に依拠しない「証言」という方法による責任の果たし方が求められるのであり、そのよう

²⁷ カプート編(2004)では「われわれが贈与と交換のあいだに引いた境界線が、正義と法の間を完璧に反映し、この区別と同一の構造をもち、おそらくこの区別と実際一致するものであるということ、容易に見てとれる」(231 頁)とし、贈与と交換の関係と正義と法の間を同じものとしている。このような見方に従えば、ここでいう贈与が「不可能であること」というのも、デリダが不可能なものを経験としての正義について言及したのと同じように、「現実存在していないけれども、また現前している／現にそこにあるわけでもない—いまだに現前していない、またはこれまで一度も現前したことがない—けれども、それでもやはり... 存在する」(デリダ, 1999, 35 頁)と言えるであろう。

な「証言」の手段として、ナラティブ・アカウンタビリティの可能性は存在する。しかし、このような証言としてのアカウンタビリティを志向したナラティブ・アカウンタビリティにおいても、それが制度化・規則化され、根拠や証拠に依拠したアカウンタビリティの履行に変容する可能性が存在する。この点において、アカウンタビリティが孕む暴力性からは逃れることはできないが、計算に依拠したアカウンタビリティの履行とナラティブ・アカウンタビリティの履行との間における暴力のせめぎ合いを突破する一つの糸口として、「他者」や「正義」といったものをアカウンタビリティのなかに取り込むということが考えられ、この点において、アカウンタビリティは常に抵抗される必要がある、つまりアカウンタビリティは脱構築される必要がある、ということが導かれた。また、単独的・絶対的な他者に対して責任を果たすことは、ある種の「狂気」であり、そのような決断を下すことは「贈与」の考えに基づけば「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」であるが、このような「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」を志向し、制度の構築を通じて接近することによって、我々が縛られている法や規範や規則といった円環を突破することができるのである。このような前項までの議論に関して、本項では、アカウンタビリティの脱構築について議論した増子(2014)および國部(2014)をもとに、アカウンタビリティの脱構築についてさらに詳細に検討する。

増子(2014)では、アカウンタビリティの説明主体を「自己に基礎をもつ主体」と「自己に基礎をもたない主体」に区別したうえで議論を展開する。「自己に基礎をもつ主体」とは、「ルールや基準を含む規範を能動的に引証する権能を有する主体」(増子, 2014, 37頁)のことであり、このような主体によって履行されるアカウンタビリティにおいては、「アカウンタビリティの履行の意味をある点でつねに固定したり停止したりすること、ある利害関係者の特殊性や差異のうち、少なくともいくつかの次元が無視されるか、同質化されなければならない」(増子, 2014, 38頁)というものになる。つまり「自己に基礎をもつ主体」とは、会計基準などの基準や組織内での制度や規則、さらに世の中に存在する規範によって自己が構築された主体のことであるといえ、これはまさに、カリキュレーション・アカウンタビリティのもとで構築され

る説明主体として本論文でも批判してきたものである。そして、本論文の第3章で見てきたように、このような説明主体によって履行されるアカウンタビリティは、被説明主体たる「他者」をも固定化してしまうのであり、その点において、「他者」が持つ特殊性や差異といったものが無視されたり同質化されたりするということが生じるのである。

このような「自己に基礎をもつ主体」によって履行されるアカウンタビリティの問題点を明らかにしたうえで、増子(2014)は「アカウンタビリティを「他者性」のパースペクティブから捉え直し」(39頁)、「他者」にとってのアカウンタビリティを再定式化することを志向する。そこで、「自己に基礎をもたない主体」によるアカウンタビリティの重要性を主張するが、この「自己に基礎をもたない主体」とは、Butler(2005)で示された「不透明な自己」に基づいたものとして定義される。そして、「本来選択肢が存在するがゆえに決定がなされた上で、アカウンタビリティの履行が行なわれ、それに際して、説明主体が構築されるにもかかわらず、その選択肢を前にして、判断し、決定を下すことのできる自律的な権能を持つ主体が、その選択肢以前にすでに存在したかのよう仮構」(増子, 2014, 47-48頁)されてきたことが制度や法、規範に基づくアカウンタビリティの履行において与件となることによって、「説明主体が他者に負う無限の責任を、ルールや基準を含む規範という規定済みのものへ責任を還元している」(増子, 2014, 50頁)とし、「それは他者への無限の責任を果たすどころか、他者に責任を負うという他者性のパースペクティブから見れば、無責任にしかっていない」(増子, 2014, 50頁)ことを指摘する。したがってここから、「自己に基礎をもたない主体」は、「責任の可能性、またはとりわけ自分自身を説明するというアカウンタビリティの履行の可能性を掘り崩してしまうのではなく、むしろ、アカウンタビリティの履行を他者に向かって開く」(増子, 2014, 50頁)ことが可能であるとし、このようなアカウンタビリティの形態に脱構築を見ているのである。

また國部(2014)では、社会環境会計の学問的基礎(ディシプリン)を探究するためにアーレントの公共性の議論に依拠し、社会環境会計の理論的基礎の一つであるアカウンタビリティ理論に関して、「アーレントの思想と親和性が強く、しかも責任の概念についてより深く考究している」(17頁)デリダの責

任論に基づいて、無限の責任に依拠したアカウンタビリティ理論を、公共性を志向する社会環境会計のディシプリンとして提示している。ここで示されるデリダの責任論に依拠した無限の責任に基づくアカウンタビリティは、増子(2014)で志向される内容と基本的に同じであるが、國部(2014)では、他者に対して到達し得ない(十全に果たすことができない)無限の責任に関して、たとえアカウンタビリティ実践が無限の責任を果たすものではなかったとしても、そのような責任が「来るべきもの」として意識され想定されたなかでアカウンタビリティが履行されることが必要だということが示される。この考えに基づいて、國部(2014)では、会計による経済的な一元的価値評価を緩和する多元的評価をもたらす社会環境会計に関する制度として、GRIガイドラインやマテリアルフローコスト会計を挙げる。そして、責任の無限性を意識したうえで「経済的な一元的評価を多元化することは、他者の複数性を少しでも回復しているという意味で、公共性に向かって開かれていると言える」(國部, 2014, 16頁)という点にその意義を見ている。

以上より、アカウンタビリティの脱構築とは、他者に対する無限の責任が措定され、そこで絶えず他者に対する責任を果たしていくためにアカウンタビリティの履行を他者に対して開いていくことであるといえる。そして無限の責任に基づくアカウンタビリティは現実には達成し得ないが、それを志向することが大事なのであり、そのようなアカウンタビリティの履行に接近するためにも、制度としてアカウンタビリティの履行が他者に対して開かれるような仕組みを構築することが重要なのである。

4.4. 実践における脱構築：アカウンタビリティ・レジームの「開かれ」

前節までの議論では、会計によるアカウンタビリティを含むカリキュレーション・アカウンタビリティの履行を補完し、提供する情報を拡充する手段としての対面的コミュニケーションや文書記述情報に基づくナラティブ・アカウンタビリティにおいては、カリキュレーション・アカウンタビリティと同様に暴力性を孕むという点から、情報の補完・拡充という観点ではない側

面に暴力の解放・緩和の可能性を見出すために、intelligent accountability と counterability という二つの新しいアカウントビリティの概念を検討した。

前者のアカウントビリティの概念においては、全てを管理・統治できるという考えである「詳細な統制」に繋がる「透明な自己」を説明の起点に据えるのではなく、自分自身のことすら十全には理解し得ず十全に説明できないとする、「不透明な自己」を説明の起点に据え、アカウントビリティを履行する際の倫理的な基盤として、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」が示されていた。このようなアカウントビリティの概念に基づいたとき、アカウントビリティとは、他者との関係性のなかで構築されるものであるということができ、不透明な自己として説明主体を規定し、他者との相互的な関係のなかでアカウントビリティを果たしていくという在り方は、被説明主体としての「他者」がアカウントビリティ・レジームにおいて固定化されることによって生じる暴力を緩和するものであるといえる。

後者のアカウントビリティの概念においては、デリダの責任論に基づいて、他者に対する単独的な責任を果たすことが必要であり、そのためにはデリダの「証言」の概念で示されたような方法によるアカウントビリティの履行が必要となり、このようなアカウントビリティが履行されるためにも、法や規則、規範に基づいた根拠に依拠するアカウントビリティに絶えず抵抗し、他者に対する単独的な責任を果たすことが主張される。そして、このようなアカウントビリティの履行は、デリダの言う「贈与」の形態をとって行われるべきものであり、この贈与とは「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」であるが、その「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」を志向していくことによって、アカウントビリティは規則やルールや規範に囚われた円環、まさにアカウントビリティ・レジーム、から解き放たれるのである。このような「他者」に対するアカウントビリティの履行に対する志向は「アカウントビリティの脱構築」と呼ぶことができ、このようなアカウントビリティの在り方を議論した増子(2014)では、無限の責任に依拠し、他者性に基づくアカウントビリティを履行することの意義が、そして國部(2014)では、無限の責任に基づくアカウントビリティの履行に接近す

るためには、そのようなアカウントビリティを志向した制度としての仕組みを構築することの必要性が示された。このうち、國部(2014)の制度構築の観点は、McKernan(2012)でも贈与のアカウントビリティに関して示唆されていたものである²⁸。なお、制度に関してデリダは、「わたしは制度を愛し、ときとしては機能しないことがあるにせよ、新しい諸制度に参加することに多大な時間を使ってきました。それと同時に、わたしは解体しようとも努めているのです。とはいえ、わたしが解体しようとするのは制度ではなく、むしろ所与の制度のうちにあるいくつかの構造であり、あまりに柔軟性のない構造、もしくはドグマ的な構造、あるいは将来の研究にとって障害となるような構造なのです」(カプート編, 2004, 10 頁)²⁹と述べている。したがって、デリダは制度そのものを否定したうえで、その脱構築を志向しているのではないといえるであろう。デリダは脱構築を、「制度それ自身の未来へ向けてオープンにする」(カプート編, 2004, 7 頁)ことであるとしており、この点に関してカプートは、「制度の哲学としての脱構築は、制度の力に懐疑的でありながら、諸制度を、ひとがそのなかで暮らせるようにしようと一オープン・エンドで、多孔質的で、警戒を怠らないものにしようと一目論んでおり、あらゆるものをプログラムしようと試みるのではないプログラムに基づいて諸制度を組織しようと目論んでいるのである」と指摘している(カプート編, 2004, 73 頁)。まさにこのような制度の在り方は、國部(2014)やMcKernan(2012)で志向される「制度化させないための制度」であるといえる。

ここで、これまで見てきたアカウントビリティの履行によってもたらされる暴力の解放・緩和に関して、これらをアカウントビリティ実践においてどのように実施していくのかということの検討が必要であろう。intelligent

²⁸ 制度に関して、制度化されたアカウントビリティは暴力性を孕むものとして、本論文においては批判の対象となっている。國部(2014)やMcKernan(2012)で構築が志向される制度とは、言うなれば「制度化させないための制度」のことであり、本論文が批判している、制度化を志向する一般的な制度とはその意味合いが異なるということには留意されたい。

²⁹ カプート編(2004)では、5-41 頁にはカプートを含む 4 名とデリダによる会議(円卓会議)における議論が収録されており、当該引用箇所はその議論におけるデリダの発言箇所である。また、これ以降の引用箇所においても、5-41 頁からのものは全てデリダの発言からのものである。

accountability にしろ、accounterability にしろ、それらはレヴィナスやデリダにおける「無限の責任」に依拠したものであり³⁰、他者に対する無限のアカウントビリティを措定するものであった。しかし、無限のアカウントビリティというものがどのように履行されるのかということは、このような哲学的パースペクティブに依拠したアカウントビリティの形態を実践に基づいて議論する際の一つの論点となるであろう。この点に関しては、國部(2014)が指摘しているように、そのような無限のアカウントビリティというものを「来るべきもの」として措定して、そのようなアカウントビリティが志向されるように、つまりアカウントビリティの脱構築が生じるように、制度的にそのための仕組みが設定されることが必要だといえるであろう。そして、本論文で示してきたアカウントビリティ・レジームという考えにアカウントビリティの脱構築を引き付けて考えると、固定化してしまったレジームのなかで、アカウントビリティを履行する側や履行される側が特定の均質的な主体として規定されるのではなく、またそのレジームに含まれていない主体もそのレジームに入る可能性が完全に否定されてしまわないためにレジームに可変性を残すような、レジームの「開かれ」が求められる、ということになるであろう。そして、この「開かれ」も脱構築と同様に、「制度化させないための制度」の構築によって実践において可能になるのではないだろうか。そして、この「制度化させないための制度」とは具体的にどのようなものであるのかということに関して、國部(2015)で示された複数評価原理に基づく評価プロセスの議論が参考になるので、以下で詳細に検討する。

國部(2015)では、「価値多様化」という観点から、会計学における価値(value)に着目する。そして、「会計学において価値とは value であり、経済学でも同じである。ここでは value が単数形になっているところが重要で、単数形の value は通常は金額評価された価値を意味する」(國部, 2015, 170 頁)として、価値多様化のもとにおける価値(複数形の values: 複数価値)と区

³⁰ 本論文では言及していないが、Butler(2005)は「不透明な自己」における責任の問題の考察において、レヴィナスの責任論に基づきながら議論を展開している。したがって、この Butler(2005)に大きな影響を受け、「不透明な自己」を説明の起点と規定するアカウントビリティの形態を主張した Roberts(2009)も、レヴィナスの責任論に依拠するものである。

別する。この点に関して、Skegg(2014)がこの単数的な value と複数の values の区別を詳細に検討しており、そこでは「value は経済的かつ定量化可能で測定可能」であるのに対して、「values は道徳的、文化的、定性的で測定困難である」という区別が最初に示される(p. 3)。そして、「もし我々が資本のロジックという目隠しのなかからしか見ることができないのなら、我々は value を超えて存在する values を理解したり認識したりすることは決してできないだろう」(Skegg, 2014, p. 16)と述べ、資本のロジックに抵抗しそれを乗り越え、values に注意を向ける必要性を主張している。國部(2015)ではさらに、アレント(1994)に代表されるアレントが主張してきた公共性の議論および、Stark(2009)で示されたような、複数の評価原則が存在しそれらの評価原則が衝突することでイノベーションが導き出されるということをも複数価値が求められる根拠とし、この複数価値の復権という問題を管理会計の文脈に移し替え、管理会計は「私的組織のコントロール手段であるから、価値多様化に貢献するというよりも、多くの価値観を利益という経済価値に還元する価値一元化のための手段」であるが、「現代社会における私的組織の役割が大きくなり、強い公共性を帯びるようになった」昨今においては、「価値多様化を、管理会計の文脈では公共性の問題として捉えるべき」であるとしている(171 頁)。そして、管理会計が価値多様化を反映する具体的な方法として、「複数評価するように再設計すること」(國部, 2015, 171 頁)を志向する。また國部(2015)では、value や values の創出に関して、それらが生み出されるもととしての worth に言及している。この worth についてはボルタンスキー＝テヴノー(2007)において詳細に議論されており、そこでは、インスピレーション、家庭、オピニオン、市民、商業、産業という六つの worth に関する道徳的世界観によって現代社会が構築されているということが示されている。國部(2015)ではこれに基づき、「管理会計は商業や産業という世界の worth を体現する評価プロセスとしての装置として位置づけることができる」(172 頁)とし、この評価プロセスを複数評価原理に基づいて多様化する必要性を主張しているのである。

國部(2015)では、以上のような主張に基づいて、環境的価値と経済的価値の評価プロセスであるといえるマテリアルフローコスト会計の企業への導入

事例をもとに、「環境と経済という複数の価値を独立して追求する場合には、摩擦や緊張を起こすことでイノベーション創出の可能性があるが、両者を一体化してしまうと、経済という価値が他の価値を一元化してしまう傾向がある」(176頁)ことを示した。つまり、マテリアルフローコスト会計の事例で言えば、環境という評価原理と経済という評価原理を連携させるのではなく、環境と経済という併存する異なる価値として評価プロセスを構築すべきという主張がなされているのである。

したがって、國部(2015)の議論に基づけば、複数の評価制度が併存するためには、それらの制度が依拠する異なる価値が併存していることが必要だといえる³¹。そして、このことをアカウンタビリティ・レジームに引き付けて考えると、異なる価値に基づくアカウンタビリティのレジームが併存する、ということになるであろう。McKernan(2012)も指摘していたように、アカウンタビリティの実践は経済的な円環に基づくものになっているので、経済的価値以外の価値に基づくアカウンタビリティ・レジームがこの既存のアカウンタビリティ実践と併存するものとして必要なのである。そのためには既存のアカウンタビリティ・レジームを突破し、そのレジームの外部の視点に立つことがまずは必要であろう。しかし、あるアカウンタビリティ・レジームの外部の視点に立ち、その視点から新たなレジームを確立したとしても、そのレジームもやがては制度化し、ナラティブ・アカウンタビリティが暴力性を孕むことと同じように、そのレジームでも固定化に基づく暴力が生じる

³¹ この点に関して、評価の実践においては、一見、複数の価値の基づく制度が併存しているように見えても、それは一元的な価値に依拠する制度に収斂している場合もある。例えば、BSC(Kaplan and Norton, 1996)のように会計数値に還元しない非財務指標も組み込んだ業績評価は、多様な指標が利用されるために多元的な価値がもたらされていると一見考えられがちであり、Kaplan and Norton(2001)においては、規制や環境、安全のプロセスを重視すべき業種においては、四つの視点のうち「内部業務プロセスの視点」において「良き企業市民」という戦略テーマに関する目標を持つことになるということが示されていたり、また BSC に持続可能性のための視点を組み込んだ SBSC(Sustainability Balanced Scorecard)においても、第 5 の視点として環境や社会の視点を追加することや、既存の四つの視点に環境や社会の側面を組み込むことが志向されている(國部, 2004)。しかし、このように一見多様な価値に基づいた評価制度が構築されていても、経営者が志向する戦略が経済的価値に基づくものであり、そこに一元的に収束してしまうのなら、経済的価値に寄与する面でしか多様な価値は反映されないといえよう。

ことになる。したがって、このような暴力を解放・緩和するには、絶えず既存のレジームの外側の視点に立つということが必要であり、それが可能となる仕組み(制度)が必要なのである。國部(2015)において示されたマテリアルフローコスト会計の例においても、環境という価値に基づく評価プロセスが制度化してしまえば、そこで履行されるアカウンタビリティは本論文でこれまで見てきたような暴力性を孕むものとなるであろう。したがって、このような制度化が生じないように、評価プロセスが依拠する価値が特定のものに固定し得ず、常に新たな価値に基づく評価プロセス或いはアカウンタビリティ・レジームの構築に対して開かれたものにする、つまりそのような制度を構築する、ということが求められるのである。ここで志向される制度こそが、制度化されないための制度なのである。

本節ではさらにもう一点、実践的な観点から無限の責任に依拠するアカウンタビリティを考慮するとき留意すべきことについて考察を行いたい。それは、アカウンタビリティの脱構築、そしてそれに基づくアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」とは、現在履行されているアカウンタビリティの在り方(レジーム)を開きそこから脱け出す、ということしか意味していない、ということである。脱構築とは、「法／権利(例えば)の脱構築可能性は脱構築を可能にする」ということおよび「正義の脱構築不可能性もまた脱構築を可能にし、さらには脱構築と混じり合う」ということによって可能になる(デリダ, 1999, 35 頁)。つまり、「正義それ自体は... 脱構築しえない」(デリダ, 1999, 34 頁)のであり、このような脱構築不可能なものがあることによって、それが脱構築のめざす地点となる。つまり、「脱構築には終わりもないし、目的も終末も存在しないということは正しい。けれども、脱構築にはめざす地点が存在せず、拍車ないし尖筆の尖端も存在せず、ひと突き[真意]も、切っ先[最先端]も存在しないというのは正しくない」(カプート編, 2004, 201 頁)のであり、その地点として正義があるのである。しかし、デリダの言う正義とは、贈与と同様に「現実存在していないけれども、また現前している／現にそこにあるわけでもない—いまだに現前していない、またはこれまで一度も現前したことがない—けれども、それでもやはり正義は存在する」(デリダ, 1999, 35 頁)というような「不可能なもの」である。したがって、その

正義がどういうものなのかということを経験的には規定できない以上、実践において志向すべきアカウントビリティの形態として、正義をめざすアカウントビリティとはどのようなものなのかを示すことはできないのである。

この点に関して、アカウントビリティの脱構築やレジームの「開かれ」によって得られるアカウントビリティの形態、デリダの言う「正義」に基づいて志向されるべきアカウントビリティの形態として、**intelligent accountability** を措定することが可能なのではないだろうか。アカウントビリティの脱構築においては、規範や規則、ルールといった根拠に依拠するアカウントビリティではなく、単独的な他者に対する責任を果たすようなアカウントビリティの形態が志向され、**McKernan(2012)**ではこれに関して証言としてのアカウントビリティと贈与としてのアカウントビリティが示されていた。これらは正義を目指すべき地点として行われるものであり、「正義の道は、特異性という、深淵かつ裂け目であるものの奥深くにまで及んでいる」³²(カプート編, 2004, 208 頁)のである。つまり、アカウントビリティの履行において、正義に適う責任の果たし方は単独的な他者に対して責任を果たすことであるといえる。

その際、このような責任の在り方(果たし方)は、イサクの奉獻の物語に関してデリダ(2004)が言及しているように、「倫理の前では絶対的に無責任」(151 頁)になっている状態であり、「理性によっても、また人間たちや普遍的な法廷の法の前において正当化可能な倫理によっても導かれない」(161 頁)のものである。つまり、倫理を超越した部分での単独的な責任への応答であるといえるが、この点に関して、**intelligent accountability** は、本章第 2 節でも詳述したように、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」をその倫理的基盤とするものであった。このような倫理は、**Roberts(2009)**においてはあらゆることに対して説明可能であるとする「透明な自己」という倫理的規範が存在し、それが倫理的暴力になることに対する批判から示されたものであった。したがって、この **intelligent accountability** における倫理的基盤とは、言わばアカウントビリティの履行に関するあらゆる規範が「倫理と

³² この引用箇所における「特異性」とは、本論文における「単独性」と同義である。

ならないための倫理」、倫理的普遍性をアカウンタビリティの履行にもたらさず、常に単独的な他者に対して責任を果たせる余地を残すための倫理、であるといえるのではないだろうか。そしてさらに言えば、アカウンタビリティの脱構築において志向される正義とは、実践的な観点においては、自己に対する「謙虚さ」や他者に対する「寛大さ」のような倫理、すなわち「アカウンタブルな主体」を志向する倫理的規範からの転向」（中澤，2012，80頁）となって表れてくるのではないだろうか。このように考えると、まさに *intelligent accountability* とアカウンタビリティの脱構築そしてレジームの「開かれ」で志向される責任の果たし方との間に接点が見出せるのであり、この *intelligent accountability* という形態は、アカウンタビリティの脱構築において志向される正義に基づいたアカウンタビリティの形態と見なすことも可能であろう³³。

以上のように考えたとき、無限のアカウンタビリティを措定したアカウンタビリティの脱構築とその脱構築されたアカウンタビリティの形態がどのような形態になるのかということを実践的な観点から明らかにするためには、アカウンタビリティ・レジームという考え方に則り、そのレジームに可変性がもたらされ、レジームが「開かれる」ことによって生じる新たなアカウンタビリティ・レジームを捉える必要があるだろう。この点において、本論文ではアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」という考え方に基づいて、レジームが「開かれる」という現象、そしてその「開かれ」によって生じたアカウンタビリティの形態とはどのようなものであるのかということ、病院の事例をもとに実践的な観点から考察していく。この考察に関しては、次章で詳細に行う。

³³ English(2013)ではオーストラリアの刑務所での改革実施に伴って査察の体制が変化したという事例から、アカウンタビリティの形態が Roberts(2009)で提唱される *intelligent accountability* に変化したことを示しているが、これは、アカウンタビリティの形態の変化の結果、*intelligent accountability* で示されるようなアカウンタビリティの状態になったということを示した研究と位置付けられる。つまり、*intelligent accountability* はアカウンタビリティの状態を表すものであるともいえるであろう。

4.5. 小括

本章では、前章において示した会計によって履行されるアカウントビリティにおいてもたらされる暴力をいかにして解放・緩和していくのかということについて検討した。

まず第1節においては、会計によるアカウントビリティを含むカリキュレーション・アカウントビリティの履行を補完し、提供する情報を拡充する手段としての対面的コミュニケーションや文書記述情報に基づくナラティブ・アカウントビリティにおいては、カリキュレーション・アカウントビリティと同様に暴力性を孕むということを示した。そして、情報の補完・拡充という観点ではない側面に暴力の緩和の可能性を見出すために、第2節では *intelligent accountability*、第3節では *accounterability* という二つの新しいアカウントビリティの概念を検討した。

第2節の *intelligent accountability* に関しては、全てを管理・統治できるという考えである「詳細な統制」に繋がる「透明な自己」を説明の起点に据えるのではなく、自分自身のことすら十全には理解し得ず十全に説明できないとする、「不透明な自己」を説明の起点に据え、アカウントビリティを履行する際の倫理的な基盤として、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」が示されていた。このようなアカウントビリティの概念に基づいたとき、アカウントビリティとは、他者との関係性のなかで構築されるものであるということができ、不透明な自己として説明主体を規定し、他者との相互的な関係のなかでアカウントビリティを果たしていくという在り方は、被説明主体としての「他者」がアカウントビリティのレジームに均質的なものとして固定化されることによって生じる、責任の限定的な画定という暴力を緩和するものである。

第3節の *accounterability* に関しては、デリダの責任論に基づいて、「他者」に対する単独的な責任を果たすことが必要であり、そのためにはデリダの「証言」の概念で示されたような方法によるアカウントビリティの履行が志向され、このようなアカウントビリティが履行されるためにも、法や規則などのルールに基づいた根拠に依拠するアカウントビリティに絶えず抵抗し、

他者に対する単独的な責任を果たすことが主張されるということを示した。そして、このようなアカウンタビリティの履行は、デリダの言う「贈与」の形態をとって行われるべきものであり、この贈与とは「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」であるが、その「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」を志向していくことによって、アカウンタビリティは規則やルールや規範に囚われた円環から解き放たれるということを示した。さらに本節では、*accounterability* に関する議論を敷衍することで、「アカウンタビリティの脱構築」という考えを導き出すことができ、このようなアカウンタビリティの在り方を議論した増子(2014)および國部(2014)を検討した。増子(2014)では、無限の責任に依拠し、他者性に基づくアカウンタビリティを履行することの意義が、そして國部(2014)では、このような脱構築を行うためには制度としての脱構築の仕組みを構築することの必要性が示された。このうち、國部(2014)の制度構築の観点は、McKernan(2012)でも贈与のアカウンタビリティに関して示唆されていたものでもあり、ここから、アカウンタビリティの脱構築は制度化しない制度の構築によって志向されるという可能性を示した。

第4節では、アカウンタビリティの脱構築という考えをアカウンタビリティ・レジームという考えに引き付けて、アカウンタビリティにおける暴力の解放・緩和の方策として、アカウンタビリティ・レジームの「開かれ」という考え方を示した。そして、アカウンタビリティにおける暴力の解放・緩和を実践的な観点から検討するために、無限のアカウンタビリティを措定するアカウンタビリティの脱構築や、それに基づくアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」について、それらが志向されるとき「制度化させないための制度」の意義を、國部(2015)で示された複数評価原理に基づく評価プロセスの議論をもとに考察した。さらに、アカウンタビリティの脱構築やレジームの「開かれ」においては、その志向するものがデリダの言う「正義」であり原理的には規定できないものであったが、本論文ではこの「正義」に基づいたアカウンタビリティの形態として、*intelligent accountability* を措定することの理論的整合性についても検討した。

次章では、本章で議論したアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」に

関して、「開かれ」という現象そしてレジームが開くことによってそのレジームの外側の視点に立つということ、そして「開かれ」において志向されるアカウンタビリティの形態とはどのようなものなのかということ、実践的な観点から考察する。

第5章 アカウンタビリティが開かれるとき：一関市国保藤沢病院の事例

本章では、前章までの議論を踏まえて、アカウンタビリティ・レジームの「開かれ」が生じ、レジームの外側の視点が確立され、新たなレジームが生じたという事例として、岩手県にある一関市国保藤沢病院(以下、藤沢病院)の事例を示す³⁴。さらに、このレジームの「開かれ」によって志向されるアカウンタビリティの形態がどのようなものであったのかということについても考察を行う。

5.1. ガバナンスの変容：NPM から NPG へ

後述するように、藤沢病院においては、他施設と連携することによって、医療や介護、介護予防といったことを一体的に提供する地域包括ケアを志向しており、このような志向がナイトスクールの実施に重要な影響を与えていると考えられる。この地域包括ケアとは我が国において、厚生労働省が「地域包括ケアシステム」として推進しているものであり、このような動向は、NPM から Almquist *et al.*(2013)で示されているような NPG(ニュー・パブリック・ガバナンス)への変容に位置付けられると考える。

NPM に関しては、Hood(1995)が示したように、その中心的な改革は会計に関する部分であったが、2013年にCPA誌において“Public Sector Governance and Accountability”という特集号が組まれていることから、会計からの視点においても、このNPMというガバナンス機構の再考が志向されているといえる。そして、Almquist *et al.*(2013)でも主張されているように、このNPMの考えに代替するものとして、NPGが提案されている。このNPGでは、NPMにおいて志向されたような効率や有効性といった民間企業の価値観ではなく、組織間の連携のような公共的な価値観が重視され、ま

³⁴ 本章での事例および考察は中澤他(2014)をもとに、大幅な加筆・修正を行ったものである。

たガバナンスの捉え方としても個々の組織を基本にするのではなく、様々な組織のネットワークを単位としてガバナンスを捉えるものである(Almquist *et al.*, 2013)。このようなガバナンスの在り方は、NPMによる動向でもたらされた経済的価値に基づく価値観ではなく、「繋がり」のような非経済的なものに価値を置くガバナンス機構であるといえる。

したがって以下では、組織のネットワークを単位としたガバナンスの在り方を志向するなかでのアカウントビリティの変化、そしてその変化におけるアカウントビリティ・レジームの「開かれ」およびレジームの外側の視点が確立され、そこで生じた新たなレジームとはどのようなものであり、レジームの「開かれ」によって志向されるアカウントビリティの形態がどのようなものであったのかということについて考察する。考察は、藤沢病院において実施されている「ナイトスクール」という地域住民と病院との対話活動の事例に基づいて行う。パブリックセクター、特に過疎地域での医療を担う病院では、安定的な経営のためにも患者として病院を利用する地域住民の理解と協力が必要不可欠なものとなる。この点において、理解と協力を得るためにどのように地域住民に対して対話や説明を行っていくのかということが重要になるが、藤沢病院では地域住民に病院経営に対して関心を持ってもらうための取り組みとしてナイトスクールという対話活動が行われていた。この対話は後述するように、アカウントビリティ・レジームの「開かれ」が生じ、レジームの外側に確立された視点において生じた新たなアカウントビリティ・レジームのもと履行されるものであり、またナイトスクール自体、制度化させないための制度であるという側面を持つものである。また、このように地域住民に対する積極的な対話や説明の活動を実施しており、且つ藤沢病院のようにその運営が上手くいっている病院は少ない。したがってここでは、藤沢病院で実施されているナイトスクールの事例を取り上げる。

5.2. 藤沢病院およびナイトスクールの概要

藤沢病院は 1993 年 7 月に開業された病院であり、常勤医師 6 名、非常勤

医師 6 名が勤めている³⁵。藤沢病院には介護老人保健施設「老健ふじさわ」や特別養護老人ホーム「光栄荘」といった様々な施設が隣接しており、これらの施設と藤沢病院が連携し合うことによって、保健・医療・福祉を一体的に提供するという地域包括ケアを実践している(北海道開発協会, 2005, 25 頁)。また、外来診療は総合診療方式を採用しており、在宅医療の推進や健康増進外来の開設も行っている。

この藤沢病院が地域住民との対話活動の一環として行っているのがナイトスクールである。ナイトスクールは 1994 年に開始されたものであり、19 時～21 時までの時間で年に一回ずつ秋に 10 ヲ所の地域医療センターにおいて開催されている。大本(2010)によるとその具体的な内容は、①近年の政府・県などの医療行政の状況を説明、②藤沢病院が実践している医療行為や財務的状況の説明および病院が直面している課題の率直的な説明、③住民に対して病院に理解と協力を求めるメッセージを病院長が投げかける、という三つに大別できる(182 頁)。また、ナイトスクールにおいては、病院長からの説明の後、病院側と地域住民との間で意見交換が行われる。

次節では、このナイトスクールがどのような背景や契機のもとで実施され、具体的にどのようなことがナイトスクールで議論されているのか、そしてナイトスクールが実施された結果、地域住民にどのような影響が生じたのかということの詳細を述べる。なお、ここで示される情報は論文や文献などからの情報および、中澤他(2014)の筆者である三人が実施したインタビュー調査からの情報に基づく。インタビューは 2014 年 1 月 17 日に計三回実施した。藤沢病院の院長で病院事業管理者でもある佐藤元美氏(以下、佐藤院長)および一関市病院事業事務局長である吉田浩和氏への藤沢病院でのインタビュー、さらにその後の佐藤院長に対するインフォーマルな形でのインタビュー、そして「藤沢病院を支える会」のメンバーである佐藤静雄氏に対するインタビューの三回である³⁶。

³⁵ 2014 年 1 月 17 日に実施したインタビュー調査時の情報に基づく。

³⁶ このインタビューに先立って、中澤他(2014)の筆者のうち一人は、2011 年 8 月 5 日から 7 日にかけて、藤沢病院の地域医療セミナーに参加し、藤沢病院が実施しているナイトスクールがどのようなものであるのかについて理解を深めた。なお、地域医療セミナーは藤沢地域での医療の魅力や醍醐味といったもの

5.3. ナイトスクール実施の背景と契機

ナイトスクールが実施に至った背景には、藤沢病院の所在地である一関市藤沢地区(以下、旧藤沢町)という地域特有の歴史的コンテクストおよび藤沢病院が志向する地域包括ケアが重要な影響を与えているといえる。したがってここでは、最初にこの藤沢病院が開業するまでの歴史的背景および藤沢病院における地域包括ケアの取り組みについて説明する。そののち、ナイトスクール実施の契機として、藤沢病院における「無診療投薬³⁷」の問題について説明する。

旧藤沢町に藤沢病院が設立されるまでの経緯に関しては、大久保(1998)に詳しい。旧藤沢町には、1951年に県立病院(県立藤沢病院)が設立されたが、僻地ということもありこの病院は慢性的な医師不足に悩まされ、1967年に藤沢病院は隣接町にある千厩病院に統合され、旧藤沢町には診療所が設置された。その後、1982年に国保藤沢診療所と特別養護老人ホームが開設されたのを機に、1978年に設置された保健センターを統合し、「福祉医療センター」が設置された。さらにその後、1989年に佐藤守町長(当時)が、町民の半分が町外の医療機関で息を引き取るという当時の状況を認識し、このことが契機となって町立病院建設を決意した。県側からの激しい抵抗があったものの、佐藤守町長の粘り強い交渉によって、1991年9月末、藤沢病院建設の正式な許可が下り、1993年7月20日に藤沢病院は開業された(大久保, 1998, 130-141頁)。

このような歴史のなかで、1982年に設置された福祉医療センターは佐藤守町長の発案によるものであり、この施設は高齢化社会を見越した保健・医療・福祉の一元化体制、すなわち地域包括ケアの拠点と位置付けられた。そして

を参加者自らが体験し、全国に発信する場であり、これまでに5回開催されている。2011年の地域医療セミナーでは、医療者との懇親会や訪問介護の現場見学、そして藤沢地域で毎年開催されている野焼き祭りへの参加といったことが行われ、藤沢病院の関係者だけでなく、セミナーの参加者同士や地域住民との交流の場となっている。また、中澤他(2014)を発表後の2014年10月21日には、筆者三人は藤沢公民館で開催されたナイトスクールに参加している。

³⁷ 無診療投薬とは、医師の診断を経ず投薬を受けることを指し、これは医師法違反に当たる。

現在では藤沢病院が地域包括ケアの中核を担っている。藤沢病院を中核として地域包括ケアを志向することについて、佐藤院長は以下のように述べている。

「大きく言うと、医療の前後というのを整えないと医療の価値を高めることは難しいのです。前後の前というのは、予防したり早期発見したりということです。前後の後というのは、病気は治ったけれどまだ残っている障害とか不便とか不安といったものをしっかりと支える。介護とか地域とか家族といったものがないと、どんなに能力があっても難しい病気を治してあげても治したことを受けたその後のその人の幸福はないのです。」(佐藤院長)

このように、医療の前段階の予防と、医療の後段階の介護などのケアを医療が中継点となって繋げることが医療の価値を高め、ひいては患者の幸福に結びつくとして佐藤院長は考えている。そしてこのような考えのもと医療を行うことは、医療の前後の段階にまで視野を広げて医療行為を行うということであり、これは医師や病院が負う責任や説明する範囲といったものを病院単位での医療という範囲を超えて拡大させる。

次に、ナイトスクール実施の契機に関しては、無診療投薬の問題が藤沢病院で生じたことがナイトスクール実施の代表的な契機であるということが示されている(大本, 2010; 佐藤, 2013a; 2013b; インタビュー調査)。佐藤(2013b)によると、藤沢病院開設当初、町は熱気に包まれたが、1~2年経つと、無診療投薬の要求と長い待ち時間へのクレームが病院だけでなく町中に溢れていた。無診療投薬は危険な医療であるだけでなく病院にとっては収入にならず、このような行為が罷り通れば病院は赤字の連続になるという観点から、佐藤院長は無診療投薬を認めないという方針を貫いたが、それに対して町民の反感は高まった(佐藤, 2013b, 10頁)。佐藤(2013a)によると、佐藤院長自身は、住民、行政、政治との対立を回避しながら、医療の質を維持し続けることができれば病院の存続が可能であると考えていた。しかしこの無診療投薬を巡る町民からのクレームは、病院だけでなく町役場にも集中的に寄せら

れ、町議会にも問題として取り上げられるようになった。つまり、病院開設から1年で、医療と住民、行政、政治との対立という病院の存続に関わる危機に直面したのである。

このような事態を打破すべく、佐藤院長は病院が置かれている状況や無診療投薬がどのように違法で危険であるのかということを通じて地域住民に説明すべく、対話の場としてナイトスクールが開催されるに至ったのである(佐藤, 2013a, 10頁)。

5.4. ナイトスクールでの議論の内容

大本(2010)は、2008年9月3日に黄海地区公民館で実施されたナイトスクールについてその内容を詳述している。また、ナイトスクールで議論される具体的な内容は、先に示したように、①行政施策の状況や影響を説明、②藤沢病院が実施している医療行為や病院経営に関する状況および課題の率直な説明、③地域住民に対する病院への理解と協力の要請、という三つに分類することができるが、ナイトスクールでは地域住民に対するこれらの説明の仕方や理解と協力の要請に関して工夫がなされているといえる。

例えば、上記分類の①に関して、2014年4月以降の消費増税が実際にどのように病院経営に影響するのかということは患者でもある地域住民からは実感しづらい。したがって、このような増税が病院経営にどのような影響をもたらすのかということがナイトスクールにおいて語られる。

「例えば消費税が今度5%から8%になるといって、結果的には患者さんの窓口負担には転嫁できないので、薬品や仕入れた分は課税で上がります。そうすると経費だけがかさんで、上がる分が関わらないとなると、どこの病院でもそうですが、特にこういう中山間の病院ではお手上げになります。ですから、そういったのを地域のナイトスクールで、○月から院外処方になり、経営にも影響が出るということを書いて、平成23年10月から院外処方に変えました。」(吉田浩和氏)

このように、行政の施策の変化がどのように病院経営に影響するのかということが地域住民に対して説明されており、この消費増税の場合であれば薬の院外処方への変更という形で患者から具体的な協力を得ている。

また、②に関しても、例えば藤沢病院が実施している患者用の無料バスでの送迎について、地域住民側の正しい理解を促進するということも行われている。

「..... 病院での無料の送迎バスを出しているのですが、それも町や市がやっているものだと思っている人がほとんどです。簡単に言うと、病院がお客さんを増やすために、市にねだって出してもらっているものという理解の人も出てしまいます。それはきちんと病院が、補助制度があるので国からの補助金を使って、しかし現実的にはかなりの持ち出しで、病院が患者サービスの一環でやっているものだということを説明しないと... (中略)... そういう話というのはなかなか特別な質問でもないかぎり、国保の協議会や議会では出てこないのです。それはたくさんある諸表のなかのごく一部にバスの委託費がどこかに入っているというだけなので、そういった説明をしていくということも大事です。」(佐藤院長)

このように、会計情報としては委託費というような費用項目の一部に落とし込まれるに過ぎないものを、その背景にあるコンテキストも含めて地域住民に説明し、病院経営についての正しい理解の促進に努めているといえる。

さらに、未収金の問題のように、通常は一般に公開しないような情報に関しても、その問題が、病院が直面している課題に関するものであればそれを公開し、その課題について地域住民と対話するということが行われる。

「例えば、未収金ってありますよね。入院して 300 万円かかったとします。それを払わない、その人は国税も払わない、住民税も払わない、国保税も払わない... (中略)... そうすると、町の人、住民とか、患者さんはどう思うかということ、税金でやっている病院だから、どこかが補填してくれるから... (中略)... 払わなくてもいいのではないかと考える人が出てきてしま

います。しかし、地域に行って説明して、「実は病院が全部被るのであって誰も補填してくれない。病院で 100 万円の利益を出すためには、収入を 1 億円ほど増やさないと出るものではない。利益率というのはすごく低い」ということを説明すると、ある程度伝わっていくというのがあります。そうでないと、モラルの問題から言ってもよく分からないのです。」(佐藤院長)

以上のように、ナイトスクールにおいては、藤沢病院の経営の状況を住民に理解してもらうために、具体的にどのように病院経営に結びつくのかが分かり難い事象について、そのような状況の変化や行政の施策が病院経営にどのように影響を及ぼすのかということを説明している。また、病院が実施していることや直面している具体的な問題に関しては、そのような行為や問題に関する地域住民の誤った認識を訂正することを通じて、藤沢病院の経営状態に対する正しい理解が促進されていた。この際、会計的な数値をその背景にあるコンテキストや根拠といったものまで説明するというも行われていた。そして、このような病院経営に関する内容を説明し、地域住民にその状況を理解してもらってこそ、地域住民に対して協力を要請することができるのであり、その結果が、無診療投薬を実施しないということや、薬の院外処方の実施といったことであるといえる。

5.5. ナイトスクール実施の影響と藤沢病院を支える会

このようなナイトスクール実施の結果、どのような影響が得られたのかということに関しては、ナイトスクールの実施によって、無診療投薬に対する要求や待ち時間の長さに対するクレームはほとんど無くなったということ、そして寄付が増加したということが示されていた(佐藤, 2013a ; 2013b)。またそれ以外にも、夜間診療のかかり方が改善したということや、患者のモラル向上の一助になったこと、そして地域住民が病院経営に関心を寄せるようになったことなどが示されていた。このように、ナイトスクールを実施することによって、病院経営や藤沢病院の置かれている状況を地域住民がよりよ

く理解し、病院側に対して協力的な姿勢をとるようになったといえる。

このような状況のなかでさらに、2009年4月に「藤沢病院を支える会」(以下、支える会)が藤沢地域の住民有志によって結成された。この支える会は、藤沢病院へ赴任してくる医師の歓迎会の開催やその家族のサポートといった、赴任してきた医師が藤沢病院で長期間働けるような環境づくりの手助けなどを主たる活動としている。しかしそれだけではなく、ナイトスクールにおいて議論を活発化させるという役割も担っている。筆者らが実施したインタビュー調査においても、ナイトスクールの実施においては、意見交換の際に意見が全く出ないということや、藤沢病院の現状を絶賛するような紋切り型の意見が出ると、本当に意見のある人が質問し難くなるため、うまく対話を促進することが重要であるということが佐藤院長から述べられたが、まさにこの対話を促進する役目を支える会のメンバーが担っているのである。

「院長をはじめ、病院の先生方、地域の人たちの意見交換なりの場に入って、そして、ある程度質問をする。なかなか質問するということは、庶民から出てくるというのは大変だけれども、[質問が]少なくなってきたときに、「静雄さん、何かないですか？」と吉田事務局長から振られたりもするけれども...(中略)...我々はそういういろいろな問題や情報をたくさん持っているから、今度は住民サイドの問いも、「先生、こういう問題があるのだけれども」と言って、逆に庶民に教えてほしいようなことを聞き出して、分かりやすく説明してもらったりということも役目だと思っている。」(佐藤静雄氏、括弧内は筆者の挿入)

ナイトスクールを実施することによって、地域住民の病院経営に対する理解が深まり、協力的な姿勢が具体的に見られるようになった。また、この協力的な姿勢という点に関しては、地域の住民有志によって結成された支える会が、藤沢病院に赴任してきた医師が長期間勤められるようなサポートをするほか、ナイトスクールにおいても病院側と地域住民との対話が促進されるように情報提供や質問を行うなど、藤沢病院が継続的に経営していくための積極的なサポートを行っていた。

5.6. ナイトスクールに見るアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」

前節までの議論において、藤沢病院によって実施されている、地域住民との対話活動であるナイトスクールについてその背景や契機、議論される内容、影響について詳述した。本節ではこの事例をもとに、組織のネットワークを単位としたガバナンス機構のもとで、アカウンタビリティ・レジームにおいてどのように「開かれ」が生じ、レジームの外側の視点が確立され、そしてそこで生じた新たなレジームのアカウンタビリティとはどのようなものであり、レジームの「開かれ」によって志向されるアカウンタビリティの形態はどのようなものであったのかについて考察する。

藤沢病院では、藤沢病院を中核とする地域包括ケアが志向されていた。このような地域包括ケアの実施によって、病院やそこで働く医師は、医療の前後にまで視野を広げることになり、患者や地域住民に対して負う責任や説明の範囲が拡大する。病院単位で運営されている場合には、行政が一番のプリンシパル(被説明者)となり、患者や地域住民に負う責任や果たすべきアカウンタビリティは、相対的に優先順位の低いものとなる。実際、インタビュー調査で佐藤院長が述べていたように、藤沢病院の場合では国民健康保険運営協議会³⁸で病院経営の状況に関して会計情報を中心とした報告を行うということが従来型の第一義的なアカウンタビリティの履行であった。行政に対してのこのような報告は、報告書の形式やそこに記載される必要のある情報などが予め定められており、アカウンタビリティの履行は制度として固定化されてしまっている。この点に関して、行政に対して履行されるアカウンタビリティにおいては、その説明主体としての病院も制度的に縛られた固定的なものとなり、そこで想定されるアカウンタビリティの受け手も限定的に固定化されたものとなってしまっている。ゆえに、このアカウンタビリティの履行は、制度化による固定的なアカウンタビリティ・レジームのもと行われているものであるといえる。

³⁸ 国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、国民健康保険法により、市町村に設置が義務付けられている附属機関のことである。

しかし、予防や介護といった医療の前後にまで責任の範囲を拡大したとき、このような固定的なアカウントビリティ・レジームの外側に位置する患者や地域住民に対しての、これまで重視或いは認識されてこなかったアカウントビリティを果たす必要性が認識されるようになったのである。つまり、病院というアカウントビリティを履行する側と行政という履行される側、そして会計情報を中心とする報告という手段の、三つの要素によって構成されるアカウントビリティ・レジームは報告手段が制度化されていることにより、固定的なレジームとなっているといえ、本來說明を受けるべき「他者」としての患者や地域住民にとっては、このレジームの固定化によって病院側の責任の限定的な画定という暴力が生じているといえる。しかし、このようなアカウントビリティ・レジームが、地域包括ケアを志向するなかで、病院側が果たすべきだと考える責任の範囲の拡大が生じ、その結果、既存のレジームの「開かれ」が生じ、そのレジームの外側に位置する地域住民という「他者」に対しての責任が認識される視点が確立されたのである。

また、行政に対する会計報告を中心とするアカウントビリティの履行に基づく固定的なアカウントビリティ・レジームの外側に位置する患者や地域住民に対して十分な説明がなされないことによって、無診療投薬などの問題に関してクレームが発生した。それがやがて既存のプリンシパルである行政側にも影響を及ぼしかねないほど大きなものになり、このことが契機となって、患者でもある地域住民に対して説明を果たす手段としてのナイトスクールが実施されるようになったのである。つまり、無診療投薬の問題が病院の存亡にも関わるような大きなものとなったとき、行政に対する会計情報を中心とした報告書等によるアカウントビリティの履行をもたらすアカウントビリティ・レジームの外側に位置する、地域住民という「他者」に対しての責任を認識した視点をもとに、病院側を、アカウントビリティを履行する側、地域住民を履行される側、そしてそこでの対話を履行手段とする新たなアカウントビリティ・レジームが生まれたのである。

さらにこの事例では、アカウントビリティを履行される側であった地域住民によって結成された支える会が、藤沢病院に赴任してきた医師が長期間勤務できるためのサポート役やナイトスクールでの議論を活発化させる役割な

どを担っていたが、ここに、同一のアクターにおいてその担う役割に複数性が生じたということがいえる。つまり、被説明主体は単に被説明主体としての画一的な固定化を免れただけでなく、別の役割を持つ能動的なアクターにも変化したのである³⁹。また、ナイトスクールでは対話形式によって地域住

³⁹ この藤沢病院を支える会に見るアクターの役割の複数性に関しては、「贈与」の観点からの分析も可能であろう。サルトウー=ラジュ(2014)においては、負債という意味だけでなく、恩や負い目といった意味も含む「借り」の概念を肯定的に捉え、その概念を手掛かりに、経済や社会、倫理などの再検討を行っている。サルトウー=ラジュ(2014)では「これまで哲学者や経済学者は、たとえ経済活動であっても、人々の行動が「損得」だけを基準に行われるわけではなく、《等価交換》とはちがうかたちのモデルがあることを示すために、《贈与》に注目してきた」が、「返礼を求めるなら、それは《贈与》ではないと哲学者たちが考えるいっぽうで、社会学者たちは《贈与》には返礼が含まれるのが普通だと考えている」として、「返礼を求めないとする哲学的な捉え方」と「返礼を求めるものとする社会学的な捉え方」という対立する二つの考え方があることを示す(11頁)。そしてサルトウー=ラジュ(2014)は、「このふたつの考え方の対立は、《贈与》に《借り》の概念を導入することによって、ひとつ上の次元で解消される」(11頁)とする。このような考え方を國分(2014)は「ある意味で常識的な介入」(219頁)と評しているが、このサルトウー=ラジュ(2014)の主張の要点は「《贈与》をしたほうが返礼を求めようが、求めまいが、《贈与》されたほうには《借り》が生じる」(12頁)ということである。そしてここでは、「《贈与》を受けたほうが、与えたほうに「返礼」をするのではなく、ほかの者にあらたな《贈与》を行えばよい」(サルトウー=ラジュ, 2014, 21頁)という考えがもたらされる。つまり、「サルトウー=ラジュは借りを「ほかの者」への贈与のきっかけと考える」(國分, 2014, 219頁)のである。以上のような考えに基づけば、この藤沢病院の事例においても、病院側から地域住民側にナイトスクールを通じてなされたアカウンタビリティの履行という「贈与」によって、そこで贈与を受けた地域住民に「借り」が生じ、その結果、藤沢病院を支える会を通じて、藤沢病院に赴任してきた医師が長期間勤務できるためのサポートを行ったり、ナイトスクールでの議論を活発化させるなど、赴任してきた医師や病院、そして他の地域住民に対しての新たな「贈与」が生じたと解釈することも可能であろう。なお、國分(2014)は、このような贈与の繰り返しは、「ある贈与の価値と意味を発見し続けることで生まれる贈与」であるとし、「もしかしたら、デリダが言っていた、不可能なものとしての贈与もこうして行われるのではないか？」と考えている(228頁)。しかし、本論文での議論との整合性を考えたときに、サルトウー=ラジュ(2014)において示された「借り」とは有限のものであるということには留意すべきである。つまり、本論文ではデリダやレヴィナスの責任論に依拠した、無限の責任を措定したアカウンタビリティの履行について探究しているが、サルトウー=ラジュ(2014)は「レヴィナスの言う《他者に対する責任》と、本書で言う《生まれながらの借り》はちがう」(137-138頁)としている。これは「人は何も持たない状態で生まれてきて、ひとりで死んでいく。その間に自己を捧げるにしても、それには限界がある」(サルトウー=ラジュ, 2014, 136頁)のであり、《生まれながらの借り》は有限であると考えているからである。このような「死」という事象を境界線として、サルトウー=ラジュにおける責任論とレヴィナスやデリダの責任論は有限と無限のものに区別できると考えられるが、この区別の是非に関する考察は、本論文の議論の範囲を超えたものである。

民との議論が行われるが、ここに、会計に基づく固定的なアカウントビリティ・レジームの「開かれ」を生じさせ、そのようなレジームと併存するレジームを確立するものとしてのナラティブ・アカウントビリティの可能性を見出すことも可能であろう。

このように、ナイトスクールの実施によるアカウントビリティの履行によって、これまではアカウントビリティ・レジームの枠外に位置付けられていた患者や地域住民に対する責任が認識され、新たなアカウントビリティ・レジームが生じることで、アカウントビリティが「開かれた」ということがいえる。それでは、このレジームの「開かれ」において志向されるアカウントビリティの形態とはどのようなものなのであろうか。以下ではこの点について、前章の議論に基づき、*intelligent accountability* の概念をもとに考察する。

Roberts(2009)で提唱された *intelligent accountability* の概念は、「既に形成された主体によって行われた単なる説明ではなく、説明を行うことができる主体を作り出すことがアカウントビリティだということができる」(Roberts, 2009, p. 959)という考えのもと、前章においても示したように、そこでは果たすべき責任というものが他者との関係性のなかで構築されるというスタンスに基づく。この点に関して、ナイトスクールの事例においても、藤沢病院が地域包括ケアを志向し自らの責任を拡大するなかで、患者や地域住民との関係性において説明主体としての病院が新たに形成され、この主体が果たすべき責任がナイトスクールを通じて履行されたと解釈することも可能である。

また、ナイトスクールの実施では地域住民に藤沢病院の経営状態の正しい理解を促進するということが志向されたが、これは無料送迎バスの例でもあったように、会計数値の背後に存在するコンテキストも説明するということも含まれていた。この点に関して、ナイトスクールでの説明の在り方は、スナップショット的に瞬間の状態を切り取るに過ぎない会計数値に対する疑義に基づいているといえ、ここに計算によって履行されるアカウントビリティではなくナラティブな情報によって履行されるアカウントビリティが志向されているとも考えられる。さらに前章でも示したように、会計によって履行

されるアカウンタビリティは「詳細な統制」という考えを前提にした透明性の追求に基づいたものであり、このような前提に基づいたアカウンタビリティの要求は過剰なものとなる。そして O'Neill(2002)では、専門職に対するこのアカウンタビリティの過剰な要求によって本来の業務の妨害がなされないためには、**intelligent accountability**が必要であると主張されていた。したがって、ナイトスクールにおいて病院側から地域住民に履行されるアカウンタビリティは、会計という履行手段に依拠し切っていないという点で詳細な統制という幻想から脱却したアカウンタビリティの形態であるとも解釈でき、ナイトスクールの実施によってアカウンタビリティが「開かれた」とき、アカウンタビリティの形態は、O'Neill(2002)や Roberts(2009)で示されたようなアカウンタビリティのよりインテリジェントな形態を志向していたといえるのである。そしてこのように考えたとき、アカウンタビリティ・レジームの「開かれ」が生じ、ナイトスクールが実施されたとき、病院側のアカウンタビリティの履行は、デリダの言う「正義」により近づいた形のものになったといえるのではないだろうか。

以上のように、藤沢病院において実施されたナイトスクールにおいては、前章までで議論したアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」およびそのレジームの外側の視点に立つこと、そしてその視点に基づく新たなレジームを見出すことができた。さらに、レジームの「開かれ」がもたらされたとき、アカウンタビリティの形態は、O'Neill(2002)や Roberts(2009)で示されたようなアカウンタビリティのよりインテリジェントな形態を志向していたといえるということを示した。しかし、この事例においては、レジームの「開かれ」における限界も見られる。つまり、既存の病院と行政との間の会計報告を中心とするアカウンタビリティの履行というレジームを「開く」ことによってそのレジームの外部の視点を確立し、その視点に基づいてナイトスクールが実施されたのであるが、このナイトスクールも開始から 20 年が経過し、そこでのアカウンタビリティの履行も形骸化・制度化されつつあるからである。これは、ナイトスクールの参加者には病院や関連施設の関係者が多いことや、また、前述のように意見交換の際に意見が全く出ないということや紋切り型の意見が出るというようなことから窺える。ナイトスクールにおい

て形骸化・制度化が進めば、やがてはナイトスクールにおけるアカウントビリティの履行も固定的なレジームのもとで行われるものとなり、結果、被説明主体としての地域住民においても、ナイトスクールによって責任を果たされる地域住民とそうではない地域住民というように、責任の限定的な画定が生じ、後者のような地域住民にとってはこのナイトスクールでさえも暴力性を孕むものとなるであろう。

この点に関して、インタビュー調査の際にも、ナイトスクールの形骸化を防ぐための方策案の存在について佐藤院長は示唆していたが、そもそも、ナイトスクールそのものの在り方にも、その形骸化・制度化を防ぐような側面があると考えられる。すなわち、ナイトスクールでの対話においては住民側からの質問を受け、それに対して返答したり、またはそこで地域住民の要望を汲み取り、今後の病院運営の参考にしているというように、ナイトスクールでの議論は地域住民からの質問の内容に基づいて対応されているために、絶えずレジームの外側の新たな視点を提供する可能性を持つ。この点においてナイトスクールは、絶えずレジームの外側の視点を確立することに寄与し、アカウントビリティの制度化を防ぐという点で、まさに「制度化させないための制度」となっているといえるのではないだろうか。ナイトスクールにこのような側面があることによって、ナイトスクールはアカウントビリティの履行の在り方として形骸化や制度化といったものから回避されると考えられる。

5.7. 小括

本章では、藤沢病院で実施されているナイトスクールの事例をもとに、アカウントビリティ・レジームにどのように「開かれ」が生じ、レジームの外側の視点が確立され、そしてそこで生じた新たなレジームのアカウントビリティとはどのようなものであり、レジームの「開かれ」がもたらされたとき、志向されるアカウントビリティの形態とはどのようなものであったのかについて示した。藤沢病院においては地域包括ケアが志向されていたが、この志

向によって病院側が想定する責任や説明範囲が拡大し、その結果、行政と病院との間の会計報告を中心とするアカウンタビリティの履行における既存のレジームにおいて「開かれ」が生じ、患者や地域住民に対する責任という、既存のレジームの外側の視点が確立された。そして、無診療投薬の問題が病院の存亡に関わるような大きな問題となったとき、この既存のレジームの外側の視点に基づく、患者や地域住民を被説明主体とする新たなアカウンタビリティ・レジームに基づくアカウンタビリティの履行が、ナイトスクールとして実施されたのである。このナイトスクールでは対話によってアカウンタビリティが履行されており、その点において、会計に基づく固定的なアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」を生じさせ、そのようなレジームと併存するレジームを確立するものとしてのナラティブ・アカウンタビリティの可能性も見出すことができる。さらにこの事例では、アカウンタビリティを履行される側であった地域住民によって結成された支える会が、藤沢病院に赴任してきた医師のサポート役やナイトスクールでの議論を活発化させる役割などを担っており、これは同一のアクターにおいてその担う役割に複数性が生じたということがいえる。つまり、被説明主体は単に被説明主体としての画一的な固定化を免れただけでなく、別の役割を持つ能動的なアクターにも変化したのである。

また、このアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」がもたらされたとき、アカウンタビリティの形態としては、O'Neill(2002)や Roberts(2009)で示されたようなアカウンタビリティのよりインテリジェントな形態が志向されたと考えられ、このように考えたとき、アカウンタビリティ・レジームの「開かれ」が生じ、ナイトスクールが実施されたとき、病院側のアカウンタビリティの履行は、デリダの言う「正義」により近づいた形のものになったといえるのではないかということを示した。さらに、ナイトスクールは開始から 20 年が経過し、そこでのアカウンタビリティの履行も形骸化・制度化されつつあるといえるが、ナイトスクールそのものの在り方には、その形骸化・制度化を防ぐような側面があるということを示した。その側面とは、ナイトスクールでの議論は地域住民からの質問の内容に基づいて対応されているために、絶えずレジームの外側の新たな視点を提供する可能性を持つもの

であり、結果、ナイトスクールは絶えずレジームの外側の視点を確立することに寄与し、アカウントビリティの制度化を防ぐという点である。これはナイトスクールが「制度化させないための制度」となっていることを示すものであり、このような側面があることによって、形骸化や制度化といったことから回避されると考えられるのである。

第6章 おわりに

世の中には様々な規範や制度、規則などがあり、明示的であるか否かにかかわらず我々の生活を管理・統治しているが、このような管理や統治の方法は我々に暴力的に作用していることはないのでしょうか。このような関心をもとに、本論文においては、経済的価値追求という規範や会計制度など、規範や制度に根拠を持つ会計という手段に依拠してアカウンタビリティを履行することの問題点を、暴力批判の観点から論じてきた。

本論文では、アカウンタビリティを「レジーム」という考え方で捉え、アカウンタビリティを三つの要素(①アカウンタビリティを履行する側、②アカウンタビリティを履行される側、③アカウンタビリティを履行する手段)から構成されるものとして、考察を行った。第3章では、このアカウンタビリティ・レジームの三つの要素をもとに、会計によって履行されるアカウンタビリティは説明主体および被説明主体としての「他者」に対して暴力が作用するということを明らかにした。その暴力とは、説明主体に対しては会計という絶対的なイメージのもと規律的権力が作用し、やがてはそのイメージを自己の内部に組み込んで自己規律的に自分自身をアカウンタビリティ・レジームの一点に、均質的な説明主体として縛り付けることになる、というものである。また、このような均質的な説明主体には、会計によって履行されるアカウンタビリティにおいて説明の起点として規定される「透明な自己」も含まれる。本来的に説明主体にとって自己とは自分自身にとっても不透明なものであるにもかかわらず、透明であらゆることに十全に説明可能であるとする「透明な自己」として説明の起点に規定されることも、説明主体にとって暴力として作用しているといえる。被説明主体となる「他者」にとっては、この「透明な自己」が説明の起点として規定され、説明主体が自分自身を無理矢理「透明な自己」と断定してしまうことによって、そのような透明な自己を起点としたアカウンタビリティの履行が行われ、その結果、本来的に「他者」が果たされるべき責任が果たされず、「他者」に対して配慮を欠いた状態になるという暴力が生じる。また、会計が組織や社会を構築するという考えに基づけば、責任の存在に先立ってアカウンタビリティの履行手段としての

会計が存在するのであり、その会計という手段が対応可能な範囲において、責任が限定的に狭まった範囲でしか果たされない、ということも考えられる。これも被説明主体としての「他者」に対して作用する暴力である。これらの被説明主体としての「他者」に対する暴力は、責任の限定的な画定、といえる。

会計がアカウントビリティの履行においてもたらすこのような暴力に関して、第4章ではその暴力の解放・緩和について考察を行った。まず、アカウントビリティを、会計をはじめとする計算システムに基づいて算出される情報に依拠したカリキュレーション・アカウントビリティと、ナラティブな情報に依拠したナラティブ・アカウントビリティという二分法で捉え、情報の補完・拡充という観点から、暴力の解放・緩和の方策としてのナラティブ・アカウントビリティの可能性について検討した。しかし、このアカウントビリティの形態も、結局はカリキュレーション・アカウントビリティと同様に、制度化や規則化することによって暴力性を孕むということが明らかとなった。ゆえにカリキュレーション・アカウントビリティおよびナラティブ・アカウントビリティが孕む暴力性をいかに解放・緩和するのかに関して、*intelligent accountability* と *accounterability* というアカウントビリティの概念をもとに、単なる情報の補完・拡充ではない点にその可能性を見出した。

前者の概念においては、全てを管理・統治できるという考えである「詳細な統制」に繋がる「透明な自己」を説明の起点に据えるのではなく、自分自身のことすら十全には理解し得ず十全に説明できないとする、「不透明な自己」を説明の起点に据え、アカウントビリティを履行する際の倫理的な基盤として、自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」が示されていた。このようなアカウントビリティの概念に基づいたとき、アカウントビリティとは、他者との関係性のなかで構築されるものであるということができ、不透明な自己として説明主体を規定し、他者との相互的な関係のなかでアカウントビリティを果たしていくという在り方に、暴力の解放・緩和の可能性を見出した。

後者の概念においては、デリダの責任論に基づき、他者に対する単独的な責任を果たすためにはデリダの「証言」の概念で示されたような方法による

アカウントビリティの履行が必要となり、このようなアカウントビリティが履行されるためにも、法や規則、規範に基づいた根拠に依拠するアカウントビリティに絶えず抵抗することが求められ、そして、このようなアカウントビリティの履行は、デリダの言う「贈与」の形態をとって行われるべきものであり、この「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」としての贈与を志向していくことによって、アカウントビリティは規則やルールや規範に囚われた円環、まさにアカウントビリティ・レジーム、から解放されるということを示した。このような単独的な他者に対するアカウントビリティの履行への志向は「アカウントビリティの脱構築」と呼ぶことができ、これは、無限の責任に基づくアカウントビリティを措定し、そのようなアカウントビリティを志向した制度としての仕組みを構築することによってそのようなアカウントビリティに接近することが可能であるということを示した。

さらに、このアカウントビリティの脱構築という考えをアカウントビリティ実践においてどのように展開していくのかということの検討を通じて、アカウントビリティの脱構築という考えをアカウントビリティ・レジームという考えに引き付けて、レジームの「開かれ」という考え方を提唱し、アカウントビリティの脱構築と同様に、レジームの「開かれ」においても「制度化させないための制度」が重要であるということを示した。また、アカウントビリティの脱構築においては、デリダの言う「正義」に向けて脱構築されるとされたアカウントビリティの形態に関して、脱構築、すなわちレジームの「開かれ」がもたらされたときのアカウントビリティの形態として、**intelligent accountability** を措定することの理論的整合性についても検討した。

第5章においては、これまでの議論に関して、アカウントビリティ・レジームの「開かれ」という現象、そしてレジームが開くことによってそのレジームの外側の視点に立つということ、そして「開かれ」において志向されるアカウントビリティの形態とはどのようなものなのかということ、事例をもとに考察した。事例は、一関市国保藤沢病院において実施されている病院と地域住民との対話活動である「ナイトスクール」を取り上げた。藤沢病院においては地域包括ケアが志向されていたが、この志向によって病院側が想

定する責任や説明範囲が拡大し、その結果、行政と病院との間の既存のアカウントビリティ・レジームに「開かれ」が生じ、患者や地域住民に対する責任という、既存のレジームの外側の視点が確立された。そして、無診療投薬の問題を契機として、この既存のレジームの外側の視点に基づく、新たなレジームに基づくアカウントビリティの履行が、ナイトスクールとして実施されたのである。このナイトスクールは対話によってアカウントビリティが履行されており、その点において、会計に基づく固定的なアカウントビリティ・レジームの「開かれ」を生じさせ、そのようなレジームと併存するレジームを確立するものとしてのナラティブ・アカウントビリティの可能性も見出すことができる。さらにこの事例では、地域住民の有志によって結成された支える会が、藤沢病院に赴任してきた医師のサポート役やナイトスクールでの議論を活発化させる役割などを担っており、同一のアクターにおいてその担う役割に複数性が生じたといえる。これは、被説明主体が単に均質的な被説明主体としての固定化を免れただけでなく、別の役割を持つ能動的なアクターにも変化したということを示すものである。

また、このアカウントビリティ・レジームの「開かれ」がもたらされたときに志向されたアカウントビリティの形態とは、O'Neill(2002)やRoberts(2009)で示されたようなアカウントビリティのよりインテリジェントな形態であったと考えられ、このように考えたとき、アカウントビリティ・レジームの「開かれ」が生じ、ナイトスクールが実施されたとき、病院側のアカウントビリティの履行は、デリダの言う「正義」により近づいた形のものになったといえるのではないかということを示した。さらに、ナイトスクールは地域住民からの質問の内容に基づいて議論が展開されており、このような議論の在り方は絶えずレジームの外側の視点を確立することに寄与しているといえる。したがって、ナイトスクールは「制度化させないための制度」という側面を持つのであり、このような側面があることによって、形骸化や制度化といったものが回避されると考えられる。

以上のような流れで本論文では議論を展開してきた。これまで規範的な研究を中心に議論されていた無限の責任に依拠するアカウントビリティの履行に関して、暴力批判に関する哲学的な議論に基づき、会計(計算)によって履

行されるアカウンタビリティによってもたらされる暴力とその解放・緩和という観点から、この無限の責任に依拠するアカウンタビリティの意義を示し、さらにこのアカウンタビリティの可能性を実践において見出すためにアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」という考えを提唱した。また、事例をもとにこのレジームの「開かれ」がどのように生じるのかということアカウンタビリティ実践において明らかにした。第2章でも示したように、会計学領域のアカウンタビリティ研究においては、実践的な観点からのナラティブ・アカウンタビリティの研究はまだ萌芽期にあるが、本論文はそのような実践的な観点からの研究の一つの蓄積となるものである。以上が、哲学・社会学に依拠した学際的会計研究におけるアカウンタビリティ研究に対しての本論文の貢献である。

本論文で提唱したアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」において肝要なことは、アカウンタビリティ・レジームの外部の視点に立ち、その視点から新たなアカウンタビリティ・レジームを生じさせたとしても、そのレジームが暴力性を孕むことは避けられないということである。つまり我々は、アカウンタビリティの履行に伴う逃れられない暴力のなかで、その暴力からの解放を目指して絶えずアカウンタビリティの在り方を変化させ続けることでアカウンタビリティが孕む暴力性を緩和することしかできないのであり、それがアカウンタビリティ・レジームの「開かれ」の本質なのである。そして、そのような視点のもと、本論文ではナラティブ・アカウンタビリティの可能性について探究してきた。もしこのような視点を欠き、単なる会計批判や会計によって履行されるアカウンタビリティ批判のなかでナラティブ・アカウンタビリティの可能性を探究したものであったのなら、もはやこの論文もアドルノが言うように「野蛮」なものと言わざるを得ないであろう。

< 参考文献 >

- Abernethy, M.A. and Stoelwinder, J.U. (1995) "The role of professional control in the management of complex organizations", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 20, No. 1, pp. 1-17.
- Almquist, R., Grossi, G., van Helden, G.J. and Reichard, C. (2013) "Public sector governance and accountability", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 24, No.7-8, pp. 479-487.
- Andon, P., Baxter, J. and Chua, W.F. (2007) "Accounting change as relational drifting: A field study of experiments with performance measurement", *Management Accounting Research*, Vol. 18, No. 2, pp. 273-308.
- Boland, R.J. and Schultze, U. (1996) "Narrating accountability: Cognition and the production of the accountable self", in Munro, R. and Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, Institutional Thompson, pp. 62-81.
- Bovens, M. (2007) "Analysing and assessing accountability: A conceptual framework", *European Law Journal*, Vol. 13, No. 4, pp. 447-468.
- Bracci, E. and Llewellyn, S (2012) "Accounting and accountability in an Italian social care provider: Contrasting people-changing with people-processing approach", *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol.25, No. 5, pp. 806-834.
- Brown, R. (1968) *A History of Accounting and Accountants*, Frank Cass & Co. Ltd.
- Butler, J. (2005) *Giving an Account of Oneself*, Fordham University Press.
[佐藤嘉幸, 清水知子訳 (2008) 『自分自身を説明すること』月曜社。]
- Chenhall, R.H., Hall, M. and Smith, D. (2013) "Performance measurement modes of evaluation and the development of compromising accounts", *Accounting Organizations and Society*, Vol. 38, No. 4, pp. 268-287.
- Clark, C. (2006) "Moral character in social work", *British Journal of Social Work*, Vol. 36, No. 1, pp. 75-89.

- Dambrin, C, and Robson, K. (2011) “Tracing performance in the pharmaceutical industry”, *Accounting Organizations and Society*, Vol. 36, No. 7, pp. 428-455.
- Emanuel, E.J. and Emanuel, L.L. (1997) “Preserving community in health care”, *Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 22, No. 1, pp. 147-184.
- English, L. (2013) “The impact of an independent inspectorate on penal governance, performance and accountability: Pressure points and conflict “in the pursuit of an ideal of perfection””, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 24, No. 7-8, pp. 532-549.
- Gray, R., Owen, D. and Adams, C. (1996) *Accounting & Accountability: Changes and Challenges in Corporate Social and Environmental Reporting*, Prentice Hall. [山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 富増和彦訳 (2003)『会計とアカウンタビリティ: 企業社会環境報告の変化と挑戦』白桃書房。]
- Gray, R, Owen, D. and Maunders, K. (1987) *Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability*, Prentice/Hall International. [山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 富増和彦訳 (1992)『企業の社会報告 - 会計とアカウンタビリティ』白桃書房。]
- Hatfield, H.R. (1925) *Modern Accounting: Its Principles and Some of its Problems*, D. Appleton and Company.
- Hood, C. (1995) “The “New Public Management” in the 1980s: Variations on a theme”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 20, No. 2-3, pp. 93-109.
- Hopwood, A.G. (1972) “An empirical study of the role of accounting data in performance evaluation”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 10, No. 3, pp. 156-182.
- Hopwood, A.G. and Miller, P. (Eds.). (1994) *Accounting as Social and Institutional Practice*, Cambridge University Press. [岡野浩, 國部克彦, 柴健次監訳 (2003)『社会・組織を構築する会計』中央経済社。]

- Humphrey, C., Miller, P. and Scapens, R.W. (1993) “Accountability and accountable management in the UK public sector”, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 6, No. 3, pp. 7-29.
- Johnson, H.T. and Kaplan, R.S. (1987) *Relevance Lost: The Rise and Fall of Management Accounting*, Harvard Business School Press.
- Jordan, S. and Messner, M. (2012) “Enabling control and the problem of incomplete performance indicators”, *Accounting Organizations and Society*, Vol. 37, No. 8, pp. 544-564.
- Kaplan, R.S. and Norton, D.P. (2001) *The Strategy-Focused Organization*, Harvard Business School Press. [櫻井通晴監訳 (2001) 『キャプランとノルトンの戦略バランスト・スコアカード』東洋経済新報社。]
- Kamuf, P. (2007) “Accountability”, *Textual Practice*, Vol. 21, No. 2, pp. 251-266.
- Kurunmäki, L. (2004) “A hybrid profession—the acquisition of management accounting expertise by medical professionals”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 29, No. 3-4, pp. 327-347.
- Littleton, A.C. (1933) *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing Co., Inc. [片野一郎訳 (1952) 『リトルトン会計発達史』同文館。]
- Littleton, A.C. and Zimmerman, V.K. (1962) *Accounting Theory: Continuity and Change*, Prentice-Hall, Inc.
- Llewellyn, S. (1998) “Pushing budgets down the line: Ascribing financial responsibility in the UK social services”, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 11, No. 3, pp. 292-308.
- Mashaw, J.L. (2006) “Accountability and institutional design: Some thoughts on the grammar of governance”, in Dowdle, M.W. (Eds.), *Public Accountability: Designs, Dilemmas and Experiences*, Cambridge University Press, pp. 115-156.
- McKernan, J.F. (2012) “Accountability as aporia, testimony, and gift”, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 23, No. 3, pp. 258-278.
- McKernan, J.F. and McPhail, K. (2012) “Editorial: Accountability and

- accounterability”, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 23, No. 3, pp. 177-182.
- Mead, G.H. (1934) *Mind Self and Society*, University of Chicago Press.
- Messner, M. (2009) “The limits of accountability”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 918-938.
- Napier, C.J. (2009) “Historiography”, in Edwards, J.R. and Walker, S.P. (Eds.), *The Routledge Companion to Accounting History*, Routledge, pp. 30-49.
- O’Neill, O. (2002) *A Question of Trust*, Cambridge University Press.
- Paton, W.A. and Littleton, A.C. (1940) *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. [中島省吾訳 (1953) 『会社会計基準序説』 森山書店。]
- Power, M. (1991) “Auditing and environmental expertise: Between protest and professionalisation”, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 4, No. 3, pp. 30-42.
- Roberts, J. (1991) “The possibilities of accountability”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 4, pp.355-368.
- Roberts, J. (1996) “From discipline to dialogue: Individualizing and socializing forms of accountability”, in Munro, R. & Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, International Thompson, pp. 40-61.
- Roberts, J. (2009) “No one is perfect: The limits of transparency and an ethic for ‘intelligent’ accountability”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 957-970.
- Roberts, J. and Scapens, R. (1985) “Accounting systems and systems of accountability – understanding accounting practices in their organisational contexts”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 10, No. 4, pp. 443-456.
- Shearer, T. (2002) “Ethics and accountability: From the for-itself to the for-the-other”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 27, No. 6,

- pp. 541-573.
- Skegg, B. (2014) “Values beyond value? Is anything beyond the logic of capital?”, *The British Journal of Sociology*, Vol. 65, No. 1, pp. 1-20.
- Sinclair, A. (1995) “The chameleon of accountability: Forms and disclosures”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 20, No. 2/3, pp. 219-237.
- Stark, D. (2009) *The Sense of Dissonance*, Princeton University Press. [中野勉, 中野真澄訳 (2012) 『多様性とイノベーション』マグロウヒル・エデュケーション。]
- Weisband, E. and Ebrahim, A. (2007) “Introduction: Forging global accountabilities”, in Ebrahim, A. and Weisband, E. (Eds.), *Global Accountabilities*, Cambridge University Press, pp. 1-23.
- Woolf, A.H. (1912) *A Short History of Accountants and Accountancy*, Gee & Co. Ltd. [片岡義雄, 片岡泰彦訳 (1977) 『ウルフ会計史』法政大学出版局。]
- アレント, H. (1994) 『人間の条件』志水速雄訳, ちくま学芸文庫 (原著 1958年)。
- アレント, H. (1994) 『イェルサレムのアイヒマン 悪の陳腐さについての報告[新装版]』大久保和郎訳, みすず書房 (原著 1965年)。
- アレント, H. (2000) 『暴力について』山田正行訳, みすず書房 (原著 1969年)。
- アドルノ, T.W. (1997) 「文化批判と社会」渡辺祐邦, 三原弟平訳 『プリズメン』所収, 筑摩書房, 9-36 頁 (原著 1955年)。
- アドルノ, T.W. (2006) 『道徳哲学講義』船戸満之訳, 作品社(原著 1963年)。
- 上野成利 (2006) 『暴力』岩波書店。
- 碓氷悟史 (1995) 「アカウンタビリティ研究 1 –アカウンタビリティの本質–」『亜細亜大学経営論集』第 30 巻 3 号, 55-76 頁。
- 内田樹 (2007) 『下流志向 学ばない子どもたち 働かない若者たち』講談社。
- 梅木達郎 (2002) 『脱構築と公共性』松籟社。
- 大久保圭二 (1998) 『希望のケルン–自治の中に自治を求めた藤沢町の軌跡』

- ぎょうせい。
- 大住 莊四郎 (1999) 『ニュー・パブリック・マネジメント』 日本評論社。
- 大本 圭野 (2010) 「住民が医療の運営者であってこそ医療の再生がはじまる
ー岩手県藤沢町立病院の保健・医療・介護の一体化戦略を中心にー」 『東京
経大会誌 (経済学)』 第 265 号, 173-252 頁。
- カプート, J.D. 編 (2004) 『デリダとの対話 脱構築入門』 高橋透, 黒田晴之,
衣笠正晃, 胡屋武志訳, 法政大学出版局 (原著 1997 年)。
- 君村 晶 (1993) 「アカウントビリティ (答責性) と業績評価 ーイギリス地方
自治改革の文脈のなかでー」 『同志社法學』 第 44 卷 6 号, 1-33 頁。
- 木村 和三郎 (1955) 『會計學研究 ーアメリカ企業會計原則の研究ー [増補版]』
有斐閣。
- 経済産業省 (2014) 『「持続的成長への競争力とインセンティブ ~企業と投資
家の望ましい関係構築~」 プロジェクト (伊藤レポート) 最終報告書』
(<http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140806002/20140806002-2.pdf>)
- 國部 克彦 (1999) 『社会と環境の会計学』 中央経済社。
- 國部 克彦 (2004) 『環境管理会計入門: 理論と実践』 産業環境管理協会。
- 國部 克彦 (2013) 「経済活動と計算実践」 『日本情報経営学会誌』 第 33 卷 4
号, 4-18 頁。
- 國部 克彦 (2014) 「社会環境会計と公共性 ー新しい会計学のディシプリンー」
『国民経済雑誌』 第 210 卷 1 号, 1-23 頁。
- 國部 克彦 (2015) 「複数評価原理の会計学と公共性 ー価値多様化と管理会計
の役割ー」 『会計』 187 卷 2 号, 169-180 頁 [近日刊行]。
- 國分 功一郎 (2014) 「解説 借りに満ちた世界、そして.....」 サルトゥー=ラジ
ュ, N. 『借りの哲学』 高野優監訳, 小林重裕訳所収, 太田出版, 217-229
頁。
- 佐藤 元美 (2013a) 「住民との対話で作る地域医療」 『週刊医学界新聞』 第 3021
号, 4 面。
- 佐藤 元美 (2013b) 「ナイトスクールでの対話から住民の理解を得て経営は黒
字 ー関市国保藤沢病院の 20 年」 『機関誌 JAHMC』 第 24 卷, 第 8 号, 8-11
頁。

- 佐藤嘉幸 (2008) 「訳者解説 『倫理』 への転回」 バトラー, J. 『自分自身を説明すること』 佐藤嘉幸, 清水知子訳所収, 月曜社, 257-281 頁。
- サルトウー=ラジュ, N. (2014) 『借りの哲学』 高野優監訳, 小林重裕訳, 太田出版 (原著 2012 年)。
- サンデル, M.J. (2012) 『それをお金で買いますか 市場主義の限界』 鬼澤忍訳, 早川書房 (原著 2012 年)。
- シンガー, P. (2013) 『私たちはどう生きるべきか』 山内友三郎監訳, ちくま学芸文庫 (原著 1993 年)。
- 杉田敦 (2000) 『権力』 岩波書店。
- ソレル, G. (2007) 『暴力論 (上)・(下)』 今村仁司, 塚原史訳, 岩波文庫 (原著 1908 年)。
- デリダ, J. (1989) 「時間を一与える」 『他者の言語 デリダの日本公演』 高橋允昭編訳所収, 法政大学出版局, 59-145 頁。
- デリダ, J. (1999) 『法の力』 堅田研一訳, 法政大学出版局 (原著 1994 年)。
- デリダ, J. (2004) 『死を与える』 廣瀬浩司, 林好雄訳, ちくま学芸文庫 (原著 1999 年)。
- 中澤優介 (2012) 「追求ではなく構築するものとしてのアカウンタビリティーインテリジェント・アカウンタビリティに見る会計の役割ー」 『社会関連会計研究』 第 24 号, 69-82 頁。
- 中澤優介 (2014) 「「測定できない」とはどういうことか? ーナラティブ・アカウンタビリティに見る業績評価の考察ー」 『六甲台論集』 第 60 巻 3・4 号, 43-58 頁。
- 中澤優介・尻無濱芳崇・北田皓嗣 (2014) 「アカウンタビリティが開かれるとき ー一関市国保藤沢病院の事例に見るアクターの複数性ー」 『国民経済雑誌』 第 210 巻 1 号, 101-119 頁。
- ハーバーマス, U. (2000) 『近代 未完のプロジェクト』 三島憲一編訳, 岩波現代文庫。
- 廣瀬浩司 (2006) 『デリダ きたるべき痕跡の記憶』 白水社。
- フーコー, M. (1977) 『監獄の誕生 ー監視と処罰ー』 田村俣訳, 新潮社 (原著 1975 年)。

- ベンヤミン, W. (2011)「暴力の批判的検討」山口裕之編訳『ベンヤミン・アンソロジー』所収, 河出文庫, 38-82 頁。
- 北海道開発協会 (2005)「地域包括ケアの実践で健康と福祉の里づくり～岩手県藤沢町の取り組み～」『開発こうほう』第 506 号 (2005 年 9 月号), 23-28 頁。
- 堀口真司 (2012)「アカウントビリティをめぐる攻防」『Business Insight』第 77 号, 80-84 頁。
- ポラニー, K. (1975)『大転換』吉沢英成, 野口建彦, 長尾史郎, 杉村芳美訳, 東洋経済新報社 (原著 1957 年)。
- ボルトンスキー, L.・テヴノー, L. (2007)『正当化の理論』三浦直希訳, 新曜社 (原著 1991 年)。
- 増子和起 (2013)「証言と抵抗のアカウントビリティ」『六甲台論集』第 60 巻 1 号, 59-83 頁。
- 増子和起 (2014)「アカウントビリティの脱構築 – 自己と他者の視点から –」『六甲台論集』第 61 巻 1 号, 35-57 頁。
- 三原芳秋 (2006)「ニオベールの涙 バトラーとベンヤミンに関するメモランダム」『現代思想』第 34 巻 12 号, 152-158 頁。
- 向山敦夫 (2003)『社会環境会計論 – 社会と地球環境への会計アプローチ –』白桃書房。
- 山上達人 (1996)『環境会計の構築』白桃書房。
- 山口裕之 (2011)「訳者解説」山口裕之編訳『ベンヤミン・アンソロジー』所収, 河出文庫, 384-413 頁。
- 山本清 (2013)『アカウントビリティを考える – どうして「説明責任」になったのか』NTT 出版。
- 吉田寛 (1978)『社会責任 – 会計学的考察 –』国元書房。